

法制執務 Q&A 中央編

インドネシア共和国法務人権省法規総局 2019 年

編集チーム

総合代表/責任者 : Prof. Dr. Widodo Ekatjahjana,
S. H. , M. Hum

ステアリング :1. Priyanto, S. H. , M. H.
2. Dr. Dhahana Putra, Bc. IP,
S. H. , M. Si.
3. Bunyamin, S. H. , M. H.
4. Yunan Hilmy, S. H. , M. H.
5. Unan Pribadi, S. H. , M. H.
6. Nuryanti Widyastuti, S. H. ,
M. M. , Sp. N.
7. Ardiansyah, S. H. , M. H.
8. Imam Santoso, S. H. , M. H.

委員長 : Andrie Amoes, S. H. , M. H.

事務局長 : Fiqi Nana Kania, S. H. , M. H.

メンバー

- :1. RR. WoroWijayanti, S.H., M.Si.
2. RizkiArfah, S.H.
3. Andriana Krisnawati, S.H., M.H.
4. Rahayu, S.H., M.H., LL.M.
5. Hendra Kurnia Putra, S.H., M.H.
6. Wahyudi Putra, S.H.
7. Reza FikriFebriansyah, S.H.,
M.H.
8. IbnuTriwijaya, S.H., M.H.
9. Nur RokhmaMuliana, S.H., M.H.
10. NurfaqihIrfani, S.H., M.H.
11. YudiethiaSafitri, S.H., M.Si.
12. Susana Oktafia, S.H.
13. NurillahAmini, S.H., M.H.
14. Melissa Yohana, S.H.
15. Lu'luatulFuadiyah, S.H.

事務局

- : 1. Tri Wahyuningsih, S.H., M.H.

2. Desi Khairiani, S.E.Ak., M.H.
3. RaditaAjie, S.H., M.H.,LLM.
4. Ari Setyowati, S.H.
5. Annisa Nur Dzakiyah, S.I.Kom.
6. Pritta Cecilia Yulianty,
S. I. Kom.
7. VeriJuniHarianto, S.H.,M.H.

序文

あなた方の上に平和がありますよう。

アッラーの神のご加護により「法制執務 Q&A 中央編」を完成させることができた。本書は、法令制定プロセスにおいて生じる諸問題や理解の相違に答えるための正式な文献を出すことを目的に、JICA の支援のもと法務人権省法規総局の策定チームが作成したものである。

ご存知のとおり、インドネシアにおける法令制定は、法令制定に関する法律 2001 年 12 号及びその改正である法律 2019 年 15 号及び、政令、大統領令、法務人権大臣令の形による実施規程で定められている。上記法令は、法律 2011 年 12 号の付属書類 II に規定のとおり、アカデミックペーパーの作成技術や法令策定技術を含め、法令制定に関して包括的かつ詳細に定めている。

しかし実務上、それらの法令の適用において条項や付属書類

の規定に対する見解や解釈の相違の問題に直面することが多々あり、制定プロセスに関する規定や法令策定技術に関連して、規定の適用にかかる理解や意味付けに相違が生じている。法令制定に関する法律 2011 年第 12 号及びその改正である法律 2019 年第 15 号並びにその実施規程の適用において生じる問題は少なくとも 3 つの事項に起因するということができる。すなわち必要な規程がまだ定められていない、規程は定められているが不明確かつ例示がない、又は規程は定められているがある規程と別の規程の規制の一貫性がないことである。上記に基づき、実務で生じる問題に対して解説し、法令制定に関する法律 2011 年第 12 号及びその改正である法律 2019 年第 15 号の規定の適用にかかる理解と意味づけの相違に対して一致した視点を形成しうる Q&A 本の形でのレファレンスが必要なのである。

本書に記載されている考えや意見が、実務で頻繁に生じている問題の解決策として利用するための回答や解説となることを期待している。本書は、読者が実際直面する問題の解説

をすぐに見つけられるように Q&A 形式を用いて作成した。本書の範囲は、問題の複雑さと性質が異なるため、中央レベルの法令制定に関連する Q&A に限定しており、地方レベルの法令制定の Q&A は別途策定する予定である。別の Q&A 本を作成することで、地方レベルの法令制定に関する Q&A 本が地方での法令制定の現場で直面する問題により焦点を置いて回答ができることを期待している。

本書には法令制定権限を実施するうえでのユーザーとなる省庁からの意見も得ており、本書内の意見が法令制定法秩序の実現における共通の結論として理解及び受け入れられることが期待されている。本書は協力者、すなわち教授、法令専門家、法令の制定に関する法律 2011 年第 12 号とその改正である法律 2019 年第 15 号及びそれ以前の法律の策定プロセスに直接関わった我々の OB を招きその意見に留意しつつ作成された。

また、本書の考え方は、法令専門家の著書や記事の形での学

術著作や各国との比較研究の形でのレファレンスを用いてその内容を豊かなものとしている。しかし本書の作成はあくまでも政策及び法令制定に関する法律 2011 年第 12 号及びその改正である法律 2019 年第 15 号の法政治に基づいている。

この場をお借りして、情報提供者である Prof. Dr. Maria Farida Indrati, S.H., MH.,、Dr Suhariyono AR. SH., MH.,、Drs Zafrullah Salim, M.H.,、Sri Hariningsih, S.H.,、Dr. BayuDwiAnggono, S.H., M.H.,、Feri Ansari, S.H., M.H., LL. M.,、Dra. EbahSuhaebah, M. Hum.,、廣田桂氏及び全ての方のお名前をここで挙げることはできないが意見その他貢献いただいた方々に対してお礼を申し上げたい。また本書への協力及び意見をいただいた JICA にも最大限の感謝の意を伝えたい。

本書の発行により、法令制定官吏、特に法令ドラフター、そして法令制定にかかわる方々が法令制定実務の問題について

て共通の理解を得られることを期待している。インドネシア国民の繁栄と社会的公正に向けた国家開発を支える枠組みにおいて、質の高い法令の実現のための法の確実性と法令制定法秩序の実現のために、本書が直接間接を問わず現実的な貢献を与えることを期待している。

2019 年 12 月 3 日、ジャカルタ

法務人権省法規総局長

Prof. Dr. Widodo Ekatjahjanam S.H., M.Hum.

法務人権大臣あいさつ

あなた方の上に平和がありますよう。

インドネシア共和国 1945 年憲法の第 11 条 (3) 項に「インドネシアは法治国家である」と表明されている。インドネシアで用いられている法治国家の概念は、行政活動の実施の根拠として法令の形式での成文法を優先するというヨーロッパの大陸法（市民法）の伝統をより志向したものとなっている。インドネシアの法令制定プロセスは、法令の制定に関する法律 2011 年第 12 号及びその改正である法律 2019 年第 15 号に定められている。

法令の制定に関する法律 2011 年第 12 号及びその改正である法律 2019 年第 15 号は、中央政府と地方政府の全ての官吏及び法令ドラフターにとって法令制定のための指針となっている。しかし法令の制定に関する法律 2011 年第 12 号及びその改正である法律 2019 年第 15 号の実施においてはまだ

いくつかの問題や疑問が生じている。包括的に法の問題と疑問に答えるための指針とすることができる公式の文献は数多くは存在していない。そのため法務人権省は法規総局を通じて「法制執務 Q&A 中央編」を発行した。

本書は、法令の制定段階（立案、作成、審議、承認/制定、法制化）から周知、国民の参加、法令審査に至るまでの法令制定における疑問や問題に対する回答及び法令制定に関する法律 2011 年第 12 号付属書類 II に記載の法令策定技術にかかる疑問と法的問題に対する回答を内容としている。

本書は中央政府機関の法令制定のための権限を有する全ての官吏及び法令ドラフターにとっての技術指針として包括的に作られたものである。今後、地方における法令制定技術指針として、地方レベルにおける法令制定 Q&A 本を別途作成予定である。

法規総局、JICA、本書策定チームメンバー及び本書発行に携

わった情報提供者の皆様にお祝い申し上げたい。本書がインドネシアの法令制定プロセスの発展に彩りを添え、インドネシアの法令制定の質を向上させる枠組みにおいて中央政府機関と法令ドラフターのモチベーションとなることを期待している。

読者の皆様には、インドネシアにおける法令制定プロセスにかかる疑問と問題に対するあらゆる回答を理解する取り組みとして、ぜひこの「法制執務 Q&A 中央編」を読んでもいただきたい。

2019 年 12 月 3 日、ジャカルタ

法務人権大臣

Yasonna H. Laoly

目次

第1章 法令の定義、原則、種類及び内容.....	17
第2章 法令の制定.....	51
A. 立案	51
B. 策定	74
I. 省庁間委員会	80
II. 法令案コンセプトのハーモナイゼーション	89
C. 法案の審議.....	109
D. 承認又は決定.....	117
E. 法制化.....	120
第3章 法令の周知、国民の参加及び翻訳.....	132
A. 周知	132
B. 国民の参加.....	133
C. 翻訳	136
第4章 法令審査	143

第5章 法令策定技術	188
A. 法令の枠組み	188
I. タイトル	188
II. 冒頭	192
III.	本文
224	
IV. 結び	281
V. 解説	282
VI. 附属書類	293
B. 特別事項	295
I. 権限の委任	295
II. 捜査	302
III. 取り消し	304
IV. 法令の改正	308
V. 緊急政令の法律としての制定又は取り消し	334
VI. 国際条約の承認	339

C. 法令の言語.....	348
I. 言語.....	348
II. 語又は用語の選択	354
III. 準拠技術	359
出典	361

第 1 章

第 1 章 法令の定義、原則、種類及び内容

Q1

法令とは何か。

A :

法令とは、公に拘束力を有する法的規範を記載した文書による規程のことであり、法令で定められた手続きを通じて権限を有する国家機関又は官吏が制定するもの（法令の制定に関する法律 2011 年第 12 号及びその改正である法律 2019 年第 15 号（以下両法を併せて「UUP3」と称する）の第 1 条 2 項の規定）

上記の定義に基づき、規程を法令とすることができるようにするために満たすべきいくつかの要素がある、すなわち：

- a. 文書による規程である
- b. 公に拘束力を有する法的規範を記載している
- c. 権限を有する国家機関又は官吏が制定、及び

d. 所定の手続きを経る

Q2

UUP3 の第 1 条 2 号に規定の法令の定義における「法的規範」とは何か。

A :

法的規範とは、手引き、行動を管理するもの又は何かを評価若しくは比較するための物差しとして利用されるルール、秩序又はきまりのことである。

法的規範は下記から構成される：

- a. 行動規範
- b. 権限規範、及び
- c. 制定規範

行動規範には 4 種類、すなわち：

- a. 禁止→してはならない、この場合規定には「禁じられる

(dilarang)」の語を使う

- b. 命令→しなければならない、この場合規定には「義務付けられる(wajib)」及び「しなければならない(harus)」の語を使う
- c. 許可(してよい)、この場合規定には「可能である(dapat)」の語を使う
- d. 命令からの免除→通常(項のない条で策定する場合)「ただし～はこの限りではない(kecuali)」又は項のある条で策定する場合は「～の場合(dalamhal)」の語を使う

権限規範には3種類、すなわち：

- a. 権限を有する
- b. 権限を有さない
- c. 可能であるが行う必要はない

制定規範は、例えば法令の発効時期、ある機関の所在地の決定など。

Q3

UUP3 の第 1 条 2 号に規定の法令定義における「公に拘束力を有する」とは何か。

A :

公に拘束力を有するとは、誰のために有効かと、どういう方法かの 2 つの側面から見る事が可能である。法令の法的規範はいずれの者にとっても有効でありその適用方法も公のものである、つまり当該規程において別の定めがない場合には、法令の種類に応じて法制化を行うべき官報に記載することで各人がすでに知っているとなみなされ、それに拘束される。

そのため、公に拘束力を有するとは、下記の特徴により示される :

- a. 発効 (Dayaberlaku) が特定の空間/地域に限定されない
- b. 効力 (Dayalaku) と拘束力が特定の期間に限定されない、
及び
- c. 繰り返し発生する法的行為に適用される公の規程

Q4

UUP3 の第 1 条 2 号に規定の法令の定義における「制定する (dibentuk 又は ditetapkan)」とは何か。(訳注：本 Q 以外では便宜上「制定する」とのみ記載)

A：

基本的には UUP3 は dibentuk と ditetapkan の語をいつ使うかについての指針を示していない。同 2 語の使用は、その規程を制定する機関に準拠する。dibentuk の語は、法律の場合、ditetapkan は法律より下位の法令の場合に使われる。

dibentuk と ditetapkan の語は、基本的には同じ意味であるが文脈が異なる。dibentuk は形式的意味の法律を志向したものである。一方、ditetapkan は実体的意味の法律である。

P. J. P Tak (オランダのラドバウド大学教授) が 1984 年に発行した著書” Rechtsvorming in Nederland: eeninleiding”

の中で、形式的意味の法律とは、政府が議会と共同で決議を行う場合、つまり憲法で定められた手続きに基づき法律を作る場合、と解説している。

続いて同氏は、実体的意味の法律は、政府及び議会によってのみ制定が可能であり、この実体的意味の法律制定者も議会法制定者と呼ばれる、としている。

実体的意味の法律の定義について同氏は「実体的意味の法律とは、法令制定権限を有する機関が公に拘束力を有する内容の決定を出す場合のことである」としている。

Q5

UUP3 の第 1 条 2 号に規定の法令の定義における「権限を有する国家機関又は官吏」とは何か。

A :

国家機関又は権限を有する機関とは、法令制定の形式要件の

一つである。この場合、国家機関又は権限を有する機関とは、属性としてであれ委任によるものであれ法令を制定できる権限を有する機関のことである。

法令を制定する権限を有する国家機関又は官吏：

- a. 国民協議会は憲法の改正及び制定権限を有する（インドネシア共和国 1945 年憲法第 3 条（1）項）
- b. 国会は法律制定権限を掌握する（インドネシア共和国 1945 年憲法第 20 条（1）項）大統領（インドネシア共和国 1945 年憲法第 20 条（2）項）
- c. 大統領は政令（インドネシア共和国 1945 年憲法第 5 条（2）項）及び大統領令（インドネシア共和国 1945 年憲法第 4 条（1）項）制定する権限を有する
- d. 大臣/機関/庁/委員会は大臣令/機関規程を定める権限を有する（省庁に関する法律 2008 年第 38 号又は権限を供与する法律）
- e. 地方政府（地方首長及び地方議会）は条例を制定する権

限を有する（1945 年憲法第 18 条（6）項）

Q6

規制の手段にはどんなものがあるか。

A :

オランダの規程制定指針として利用される Directive on Legislation の規定に基づく規制の手段は 3 種類 :

a. generally binding regulation

generally binding regulation とは、法律、政令及び大臣令等、公に拘束力を有する規程である。

したがって UUP3 の第 1 条 2 号にある法令は generally binding regulation

である。

b. internal regulation

internal regulation とは当該規程を制定した 1 省庁内で規制される規程であり、法令のように公に拘束力を有する法的効力を有さない。

例：指針、実施手引き又は技術指針

c. policy rules

policy rules とは、権限に基づき行動する又は法令を解釈するために裁量権限に基づき行政官吏が定める規程のことである。法令がまだなく規制が不明確又は既存の法的問題をカバーしていない場合にこれが起こりうる。

Policy rules は公に拘束力を有する法令のような性質を有しているが、法令策定技術規定に従っていない。

例：通達

Q7

法令制定において留意すべき原則とは何か。

A :

UUP3 に基づくきちんとした法令の制定のための原則は：

a. 目的の明確性

目的の明確性の原則とは、各法令の制定が達成したい明確な目的を有していなければならないということ。

b. 適切な制定機関又は官吏

適切な制定機関又は官吏の原則とは、各種法令が権限を有する国家機関又は制定官吏によって策定されなければならないということ。当該法令は権限を有さない国家機関又は官吏が策定した場合には取り消し可能又は法的に無効となる。

c. 種類、ヒエラルキー、内容の適合性

種類、ヒエラルキー、内容の適合性の原則とは、法令の制定においては法令の種類とヒエラルキーに応じた適切な内容であることをきちんと留意していなければならないということ。

d. 実施可能

実施可能の原則とは、各法令の制定が社会において哲学的、社会学的及び法的な効果を考慮していなければならないということ。

e. 効果と効率

効果と効率の原則とは、各法令が真に必要とされ、社会的、民族的、国家的な生活を規制する上で有益であるために

策定されているということ。

f. 構成(rumusan)の明確性

構成の明確性の原則とは、各法令が法令策定技術、体系、語や用語の選択及び明確でわかりやすい法律用語の要件を満たし、その実施において様々な解釈を生まないということ。

g. 透明性

透明性の原則とは、法令制定において立案から、策定、審議、承認又は決定及び法制化が透明かつオープンに行われているということ。それにより全ての層の国民が法令制定における意見出しのために最大限の機会を与えられる。

法令には公に拘束力を有する法的規範を記載するため、法令の内容は下記の原則を反映していなければならない：

a. 保護

法令の各内容は、社会平穏を築くために保護を与える機能を有していなければならない

b. 人道主義

法令の各内容は、インドネシア国民の人権、品位及び尊厳の保護と尊重を相応に反映していなければならない。

c. 民族主義

法令の各内容は、インドネシア共和国統一国家の原則を守りつつ多様なインドネシア国民の態度と性格を反映していなければならない。

d. 家族主義

法令の各内容は、各意思決定において話し合いによる合意を反映していなければならない

e. ヌサンタラ主義

法令の各内容は、常にインドネシア全領域の利害に配慮し、地方で作られる法令の内容はパンチャシラと 1945 年憲法に基づく国家法体系の一部をなしていること

f. 多様性の中の統一

法令の各内容は、住民、宗教、民族、グループ、地方の特別な状況、社会的、民族的、国家的な生活にある文化の多様性に配慮しなければならない

g. 公正

法令の各内容は、国民間の公正を適正に反映していなければならない

h. 法と行政における地位の平等

法令の各内容は、宗教、人種、グループ、ジェンダー又は社会ステイタスなどのバックグラウンドに基づき差別する事項を記載してはならない

i. 法の秩序と確実性法令の各内容は、法の確実性の補償を通じた社会における秩序の実現ができなければならない

j. 及び/又は、均衡と調和

法令の各内容は、個人の利害、社会、民族と国家の利害との均衡と調和を反映していなければならない

法令制定の原則は、きちんとした法令制定における指針又は道しるべである。

Burkhardt Krems が staatsliche Rechtssetzung の用語を用いて述べており、法令の制定は下記に関連する：

a. 規程の内容

- b. 規程の形式と公正
- c. 規程の制定方法、及び
- d. 規程制定の手順と手続き

上記の原則の他に、法令の制定は、特に内容の策定に関連する場合、法令で定める予定の規範の規制根拠としてその他の原則にも留意しなければならない：

- a. 刑法典においては、例えば、法律順守の原則、過ちなければ刑罰なしの原則、受刑者指導の原則、推定無罪の原則など
- b. 民法においては、例えば、契約法においては、合意の原則、契約の自由及び善意など

その他留意が必要な一般原則は：

- a. *Lex posteriori derogatelegi priori/lex posterior derogate legianteriori* 後法優先の原則、新しい法令は古い法令を排除する
- b. *Lex specialis derogate legigenerali* 特別法優先の原則、特別法令は一般法令よりその適用を優先する

c. Lex superior derogate legi inferior 上位法優先の原則、上位法令は下位法令を排除する

Q8

法令の種類とヒエラルキーは何か。

A :

UUP3 の第 7 条 (1) 項に基づく法令の種類とヒエラルキーは

- a. インドネシア共和国 1945 年憲法
- b. 国民協議会決定
- c. 法律/緊急政令
- d. 政令
- e. 大統領令
- f. 州条例、及び
- g. 県/市条例

法令の種類とヒエラルキーの説明は下記のとおり :

- a. インドネシア共和国 1945 年憲法

1945 年憲法追加規則第 II 条の規定に基づき、憲法に用いられる用語はインドネシア共和国 1945 年憲法。

インドネシア共和国 1945 年憲法は、1999 年から 2002 年まで国民協議会総会及び年次会議の中で 4 回にわたり改正されてきた。すなわち 1) 1999 年 10 月 14-21 日の国民協議会総会（第 1 回改正）、2) 2000 年 8 月 7-18 日の国民協議会年次会議（第 2 回改正）、3) 2001 年 11 月 1-19 日国民協議会年次総会（第 3 回改正）及び 4) 2002 年 8 月 1-11 日国民協議会年次会議（第 4 回改正）

法令の中でインドネシア共和国 1945 年憲法をヒエラルキーの最高位に置いたのは、下位法令の内容が基本法としてのインドネシア共和国 1945 年憲法にある規範と矛盾しないようにするため。

UUP3 の第 3 条 (2) 項の規定に基づき、インドネシア共和国 1945 年憲法の官報への記載はその発効の根拠とはならない。

b. 国民協議会決定

インドネシア共和国 1945 年憲法の最終改正の中で、国民協議会は規制的な規定を定める権限をもはや有さないことが明示されている。

少なくともその背景には 2 つの理由が存在する：

1. インドネシア共和国 1945 年憲法の改正により、自らの機構に対するものを除き、国民協議会が規制的な規定を作成できなくなったこと
2. 国民協議会はインドネシア共和国 1945 年憲法により与えられた機能と権限を遂行する際にその存在を認めうる機関である。法律制定権限はインドネシア共和国 1945 年憲法の最終改正の中にはもはや記載がない。

法令ヒエラルキーにおける国民協議会決定の記載は、第 7 条（1）項の解説に明記されており、その中で「国民協議会決定」とは、1960 年から 2002 年までの暫定国民協議会決定及び国民協議会決定の内容及び法的ステータスの見直しに関する 2003 年 8 月 7 日付国民協議会決定 No. I/MPR/2003 の第 2 条と第 4 条に記載のとおり、まだ

有効な暫定国民協議会決定と国民協議会決定のことであると述べられている。

c. 法律/緊急政令

UUP3 の第 1 条 3 号の規定に基づき、法律とは、国会と大統領との共同承認により制定される法令のことである。

これは、国会は法律制定の権限を掌握していると述べたインドネシア共和国 1945 年憲法の第 20 条 (1) 項の規定と一致している。さらに第 (2) 項では、各法案は共同承認を得るために国会と大統領が審議を行うと述べている。その法令が共同承認を得られない場合、法令は当期の国会審議に提出が認められない。

UUP3 の第 1 条 4 号の規定に基づき、緊急政令とはやむを得ない緊迫した事項がある場合に大統領が定める法令である。インドネシア共和国 1945 年憲法の第 22 条 (1) 項の規定に基づき、緊急法令はやむを得ない緊迫した事項

を定めるために使われる。

緊急政令案を策定するために、法令の制定に関する法律 2011 年第 12 号の実施規程に関する大統領令 2014 年第 87 号（以後大統領令 2014 年第 87 号と称する）の第 58 条の規定に基づき、大統領は定める内容に応じた任務と責任を有する大臣に対し首唱者として緊急政令案の策定を委任する。緊急政令案を策定するための委任を受けた大臣は、法務人権大臣及び関連の省庁の大臣/代表者と調整を行う。

付記：法令制定に関する法律 2011 年第 12 号の改正に関する法律 2019 年第 15 号に基づき、調整又は立案、ハーモナイゼーション、審議準備及び法令化実施権限は法令制定分野の行政を行う大臣又は機関の長の権限となっている。当該省庁がまだ設立されていない間、法令制定任務及び機能は法務分野の行政を行う大臣が引き続き実施する（以後、本書では大臣又は機関の長の権限を法務人

権大臣と称する)。

d. 政令

インドネシア共和国 1945 年憲法第 5 条 (2) 項の規定に基づき、政令の機能は法律をきちんと実施するためのものである。

UUP3 の第 12 条の解説に基づき、「法律をきちんと実施する」とは、法律の命令を実施する又は当該法律で定められた内容を逸脱せず、必要な限りにおいて法律を実施するための政令の制定のことである。

e. 大統領令

UUP3 の第 1 条 6 号の規定に基づき、大統領令とは上位法令の命令を実施する又は行政権限を実施するために大統領が定める法令のことである。

大統領令策定において注意が必要な事項が 2 つある：

1. 上位法令の命令を実施するための大統領令、これはつ

まり法律又は政令が直接大統領令の制定を委任しているということ、及び

2. 行政権限の実施のための大統領令

f. 州条例

UUP3 の第 1 条 7 号の規定に基づき、州条例は、州知事との共同承認に基づき州議会が制定する法令。

g. 県/市条例

UUP3 の第 1 条 8 号の規定に基づき、県/市条例は、県知事/市長との共同承認に基づき県/市議会が制定する法令。

上述の種類の法令は、下位法令は上位法令と矛盾してはならないという原則に基づく法令ヒエラルキーに含まれる。

Q9

UUP3 の第 8 条 (1) 項に規定のヒエラルキーに基づく法令の

法的効力はどうなっているか。

A :

UUP3 の第 8 条(1)項に規定の法令はその存在が認めており、上位法令に命じられている又は権限に基づき制定されている限り、拘束的な法的効力を有している。

UUP3 の第 7 条 (1) 項にある種類の法令以外に、第 8 条 (1) 項には法令ヒエラルキーに含まれていないその他の法令が記載されている。すなわち：

国民協議会、国会、最高裁判所、憲法裁判所、会計検査院、司法委員会、インドネシア中央銀行、大臣、庁、機関若しくは法律に基づき設置された相当の委員会、又は法律の命令に基づく政府、州議会、州知事、県/市議会、村長若しくはそれに相当する者により定められる規程

Q10

規範は法令のどの部分に記載されるのか。

A :

規範は下記に分類される法令の本文に記載する :

- a. 総則
- b. 定める基本的内容
- c. 刑事規定（必要な場合）
- d. 移行規定（必要な場合）
- e. 結びの規定

法令の規範分類の説明 :

- a. 総則

総則に記載するのは :

- 1. 定義の範囲又は定義
- 2. 定義の範囲又は定義に記載される略語、又は
- 3. 条や章で別途定めない原則、意図及び目的を反映する
規定など、以降の 1 又は複数の条で適用される一般的
な性質のその他の事項
- 4. 定める基本的内容

条（及び必要な場合には項）の形で定める内容とその分類は、保護する権利又は利害に基づく、順序又は時系列に基づく、又は定めるレベルに基づくなど、分類に基づく規準に応じる

5. 刑事規定（必要な場合）

刑事規定には禁止規範又は命令規範を記載する規程の違反に対する刑事罰の適用の形で記載

6. 移行規定（必要な場合）

移行規定には、法的行為規制の調整又新しい法令に対する古い法令に基づく既存の法的関係を記載する。その目的は：

- (1) 法の空洞化を避ける
- (2) 法的確実性を保証する
- (3) 法令の規定変更の影響を受ける者を法的に保護する、及び
- (4) 過渡的又は暫定的な事項を定める

b. 結びの規定

結びの規定に記載するのは：

1. 法令を実施する機構又は組織の指名
2. 法令の略称
3. 既存の法令のステイタス
4. 法令の発効開始時点

Q11

法律で定めるべき内容は何か。

A :

UUP3 の第 10 条の規定に基づき、法律で定めるべき内容は :

- a. インドネシア共和国 1945 年憲法の規定に関する詳細の規定
- b. 法律で定めるとする法律の命令
- c. 特定の国際条約の承認

「特定の国際条約」とは、国家財政負担に関連し国民生活に広く根本的な結果を生じる国際条約及び/又はその条約が国会の承認に基づき法律の改正又は制定をすべしとしているもの

d. 憲法裁判所の判決のフォローアップ

「憲法裁判所の判決のフォローアップ」とは、インドネシア共和国 1945 年憲法に対する法律の審査に関する憲法裁判所の判決に関連したもの。

e. 及び/又は、社会における法的ニーズの充足

Maria Farida 教授 (Indrati, 2007:234) によると、インドネシアの法律の内容とは下記に関する事項を定めたもの：

- a. インドネシア共和国 1945 年憲法及び国民協議会決定で明確に命じられている
- b. インドネシア共和国 1945 年憲法の規定の詳細を定める
- c. 人権を定める
- d. 国民の権利と義務を定める
- e. 国家権力の分配を定める
- f. 最高機関/国家最高機関の基本組織を定める
- g. 国の地域/エリア分配を定める
- h. 国民とは誰か及び国籍取得/喪失方法を定める
- i. 法律に基づき定めることが法律で表明されている

Q12

緊急政令で定めることが可能な内容は何か。

A :

UUP3 の第 11 条の規定に基づき、緊急政令の内容は法律と同じ。

UUP3 の第 1 条 4 号の規定に基づき、緊急政令とはやむを得ない緊迫した事項がある場合に大統領が定める法令のこと。

憲法裁判所はその判決 No. 138/PUU-VII/2009 の中でインドネシア共和国 1945 年憲法の第 22 条（1）項に規定のやむを得ない緊迫した状況について 3 つの理由を述べている：

- a. 状況、すなわち法律に基づき迅速に法的問題を解決するという差し迫ったニーズが存在する
- b. 必要とする法律がまだないので法的空洞化が生じている
又は法律はあるが十分ではない
- c. 時間がかかるために通常の手続きで法律を作る方法では

その法的空洞化が克服できないがその一方でその差し迫った状況を解決する確実性が必要

Q13

政令で定める内容とは何か。

A :

UUP3 の第 12 条の規定に基づき、政令の内容は法律をきちんと実施するための内容を記載する。

「法律をきちんと実施する」とは、法律の命令を実施する又は当該法律で定める内容を逸脱しないで必要な限り法律を実施するために政令を定めることである。

上記事項に基づき、「法律をきちんと実施する」とは、2 つの定義がある：

a. 法律の命令を実施する

法律の条又は項の中で委任する法令の種類と内容に関する

るフレーズが明記されている。

例：

郡に関する詳細規定は政令で定める。

- b. 当該法律で定める内容を逸脱しないで必要な限り法律を実施する。

法律の条又は項の規定が詳細規定を必要としているがその規定には明確に政令で定めると述べていない場合、それが法律の詳細の実施である限り大統領は政令を定めることが可能。

Q14

大統領令で定める内容とは何か。大統領令及び政令で定める内容との違いは何か。

A：

UUP3 の第 13 条の規定に基づき、大統領令に含まれるのは：

- a. 法律で命じられている内容

b. 行政規程を実施するための内容、又は行政権限を実施するための内容

大統領令とは上位法令の命令を実施するため又は行政権限を実施するために大統領が定める法令である。

UUP3 の第 13 条の解説に基づき、大統領令は法律の命令の詳細規定を実施するため又は政令が明示的であるかどうかは問わずその制定を命じている場合に制定される。

法律を実施するための大統領令とは、「必要な限り」及び「当該法律で定められている内容から逸脱しない」もの。したがってその規程がインドネシア共和国 1945 年憲法の大統領は「行政権限」を掌握しているという規定に基づき、行政の一般任務を実施するための法的根拠として大統領が確かに必要としている限り、政令を定めるための大統領の裁量的権限が存在する。

その制定の命令が明示的であるかどうかは問わずとは、法律

又は政令の条又は項の詳細を規定する旨の委任が明示的であれ暗示的であれ表明が可能であり、よって「その明示的でない委任」を解釈するための大統領の裁量的権限が存在している。

したがって法律又は政令の詳細を規定する委任が重点を置いているのは、大臣/省以外の政府機関など的大統領より下位の機関の規程に直接委任するのではなく大統領令によるのである。大臣/省以外の政府機関規程への委任は、法令に対する大統領のコントロール（監督）が限定的となってしまう。これが法令の数が増加する原因の一因であり、法令の数が膨大となるという問題を引き起こしている。

Q15

大臣令、省以外の政府機関の代表規程又は相当レベルの官吏規程で定める内容とは何か。

A :

UUP3 の付属書類 II の 211 号に基づく：

大臣、省以外の政府機関の代表又は相当レベルの官吏への規制権限の委任は、事務的性質の規定にその内容が限定されている。

上記以外に、大臣/省以外の政府機関又は大臣相当の官吏の規定は、詳細を定めかつ非常に頻繁に変更があり、権限を超えない内容であり、他の大臣/省以外の政府機関又は大臣相当の官吏の権限を横断する規制をしない。

Maria Farida 教授（Indrati, 2007:234）によると、インドネシア共和国 1945 年憲法第 17 条に基づき、大臣令の機能は：

- a. その分野の行政権限実施の枠組みにおいて一般的な規制をする
- b. 大統領令の規定の詳細を規制する
- c. 法律で明示的に述べられた詳細規定を規制する
- d. 政令で明示的に述べられた詳細規定を規制する

第 2 章

第 2 章 法令の制定

A. 立案

Q16

法令制定における立案プロセスは何から構成されているか。

A :

法令制定の立案は、下記から構成される法令制定の最初のプロセスである：

- a. 法案の立案
- b. 政令案の立案
- c. 大統領令案の立案
- d. 州条例案の立案
- e. 県/市条例案の立案
- f. その他の法令案の立案

(大統領令 2014 年第 87 条の第 2 条)

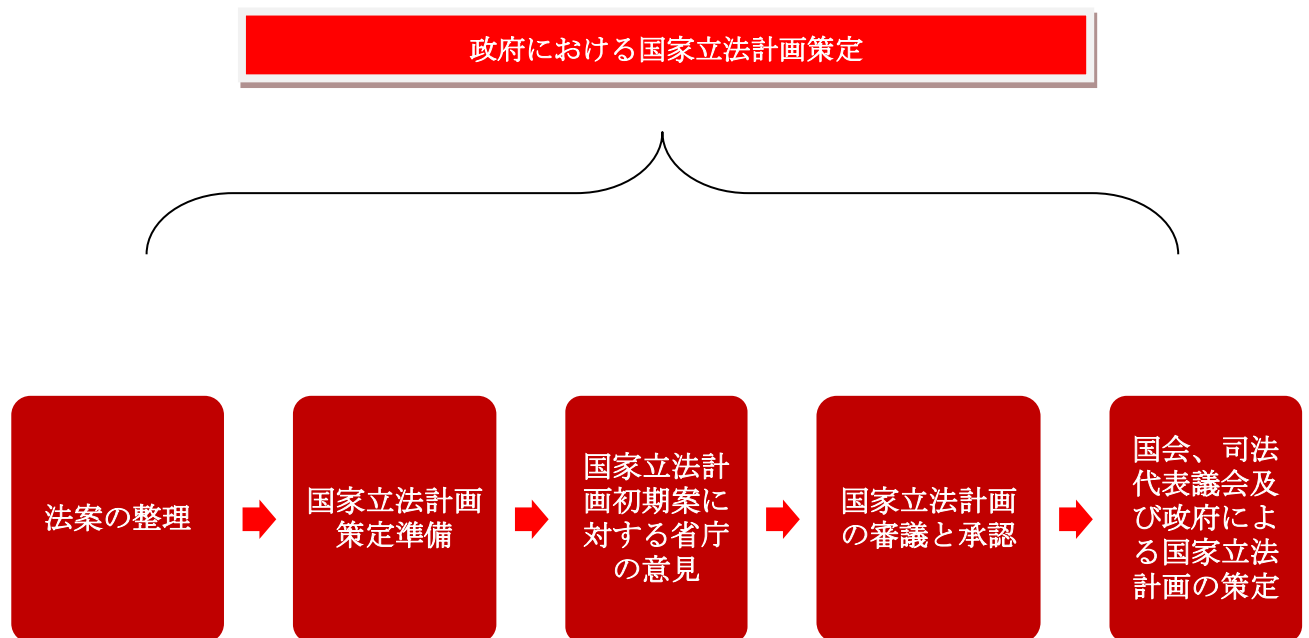
Q17

法案策定立案プロセスはどうなっているか。

A :

法案策定立案プロセスは、国家立法計画の中で行う。

政府における国家立法計画策定には5段階がある。



国家立法計画は、国家法体系の実現の枠組みにおける、法律

制定計画の優先順位のことであり、下記から構成される：

a. 5 年間の中期国家立法計画

b. 年次優先国家立法計画

国家立法計画には、タイトル、定める内容及びその他の法令との関連性を添えた法律制定計画を記載する。定める内容及びその他の法令との関連性は、下記を含む法案コンセプトに関する説明のことである：

- a. 策定の背景及び目的
- b. 実現したい目標、及び
- c. 規制の範囲及び方向性

(UUP3 第 19 条)

国家立法計画法案リスト策定は下記に基づく：

- a. インドネシア共和国 1945 年憲法の命令
- b. 国民協議会決定の命令
- c. その他法律の命令
- d. 国家開発立案制度
- e. 国家長期開発計画
- f. 中期開発計画
- g. 政府業務計画及び国会戦略計画、及び

h. 国民のアスピレーション及び法的ニーズ

(UUP3 第 18 条)

Q18

国家立法計画公開累積リストに記載する法案は何か？

A：

公開累積リストに記載される国家立法計画内の法案は下記から構成される：

- a. 特定の国際条約の承認
- b. 憲法裁判所の判決の結果
- c. 国家予算
- d. 州及び/又は県/市地域の設立、分割及び合併、及び
- e. 緊急政令の制定/取り消し

(UUP3 第 23 条 (1) 項)

首唱者は、特定の国際条約承認及び州及び/又は県/市地域の設立、分割及び合併に関する法案を策定する場合、大統領に対し首唱者許可申請をまず行うこと。

大統領に対する首唱者申請には、下記を含む法案の規制コンセプトに関する説明を添える：

- a. 策定の緊急性及び目的
- b. 実現したい目標
- c. 考えのポイント、規制予定のスコープ又は対象、及び
- d. 範囲及び規制の方向性

大統領が首唱者許可に同意する場合、首唱者は下記を含む技術書類を添付した上で、法務人権大臣に対し公開累積リストに入れる法案策定提案を出す：

- a. アカデミックペーパー
- b. 大臣からのアカデミックペーパーハーモナイゼーション
証明書
- c. 法案
- d. 省庁間委員会会議実施済みの旨の首唱者からの証明書、
及び
- e. 法案コンセプトハーモナイゼーション済みの旨の法務人
権大臣からの証明書

Q19

国会/大統領は国家立法計画外で法案を提起することは可能か。

A :

国会/大統領は、下記を条件に国家立法計画外で法案の提起が可能：

- a. 異常事態、衝突又は自然災害の克服、及び
- b. 立法分野の国会の特別な機関及び法務分野の行政を行う
大臣の共同承認が可能な法案に対する国家の緊急性を確認するその他の特定状況

(UUP3 の第 23 条 (2) 項)

省庁が国家立法計画外で法案を提起する場合、法案の策定は大統領から首唱者許可を得てから行う。首唱者許可は首唱者が大統領に申請を行った後又は閣議で大統領が直接出した命令/指示に基づき取得する。

首唱者許可を申請するにあたり、申請には下記を含む法案規制のコンセプトについての解説を添付すること：

- a. 策定の緊急性及び目的
- b. 実現したい目標
- c. 基本的考え、範囲又は規制予定の対象、及び
- d. 範囲及び規制の方向性

大統領が国家立法計画外での法案策定首唱者許可を出す場合、首唱者は法案を策定する：

首唱者は、下記を含む技術書類を添付した上で法務人権大臣に対し国家立法計画外での法案の提案を提出する：

- a. 大統領からの首唱者許可
- b. アカデミックペーパー
- c. 法務人権大臣からのアカデミックペーパー調整証明書
- d. 法案
- e. 首唱者からの省庁間委員会会議実施済みの旨の証明書
- f. 法務人権大臣からの法案コンセプトのハーモナイゼーシ

ヨン完了証明書

Q20

憲法裁判所の判決のフォローアップとしての法律改正のための法案の立案はどうなっているか。

A :

憲法裁判所の判決のフォローアップとしての法案の立案は、法案の内容がインドネシア共和国 1945 年憲法と矛盾する旨の憲法裁判所の判決を受けた条又は項のみを定める場合には、公開累積リストに入る。

法案に憲法裁判所の判決を受けた条又は項以外も記載する場合には、中期及び年次優先国家立法計画の立案メカニズムを経る。

Q21

国会ですでに制定された中期国家立法計画の見直しは可能

か。

A :

中期国家開発計画は、年次優先国家立法計画の策定と制定と同時に毎年末見直しが可能。見直しは下記との調整のために行われる：

- a. 国家中期開発計画の達成
- b. 国家開発実施における法規制ニーズの展開、及び/又は
- c. 大統領が定める国家開発アジェンダプライオリティー

政府においては、省庁から法務人権大臣への提案に基づき見直しが行われ、その後国会の立法府と共に審議する。

Q22

中期国家立法計画リスト入りするための法案提起の条件は何か。

A :

中期国家立法計画リスト入りする法案は、下記のとおり、

UUP3 の第 18 条及び大統領令 2014 年第 87 号の第 11 条の規定に記載の実体要件を満たさなければならない：

- a. インドネシア共和国 1945 年憲法の命令
- b. 国民協議会決定の命令
- c. その他の法律の命令
- d. 国家開発立案制度
- e. 国家長期開発計画
- f. 国家中期開発計画
- g. 政府業務計画及び国会戦略計画、及び
- h. 社会のアスピレーション及び法的ニーズ

上記実体要件の他に、研究及び/又は検証を経た法案コンセプトの記述の形での下記を含む技術的準備も添えていなければならない：

- a. 策定の背景及び目的、すなわち法案策定の必要性に関する考え及び理由、民族的、国家的、社会的な生活における問題を解決する法的根拠として法案制定の理由を記載した法案策定の目的を記載する

- b. 実現したい目標、すなわち規制の主体と客体、その規制
目標達成/実現方法を記載
(UUP3 の第 19 条)

Q23

政府が首唱者となっている中期国家立法計画に記載の法案は、年次優先国家立法計画の中で国会首唱者とする又はその逆のことが可能か。

A:

政府が首唱者となっている中期国家立法計画内にある法案は、年次優先国家立法計画の中で国会首唱者とする又はその逆をすることが可能。これは政府と国会との合意に基づく。

Q24

アカデミックペーパーとは何か。

A :

アカデミックペーパーとは、法案、州条例案又は県/市条例案内の、社会に存在する問題及び法的ニーズに対する解決策としての問題の規制に関して、特定の問題に対する法的研究、検証及びその他の研究成果の形で学術的に説明責任を負えるペーパーのこと（UUP3 の第 1 条 11 号）

Q25

アカデミックペーパーを策定できるのは誰か。

A :

アカデミックペーパーの策定は、法務人権大臣と調整のうえ首唱者がこれを行う。首唱者が策定したアカデミックペーパーは、調整のために法務人権大臣に提出する。アカデミックペーパーの調整は、体系及び内容に対して行う。

Q26

全ての法令にアカデミックペーパーが必要か。

A :

アカデミックペーパーは法案と条例案にのみ必要。

下記に関する法案にはアカデミックペーパーは必要ないが、
基本的考えと定める内容を記載した説明を添付のこと：

- a. 国家予算
- b. 緊急政令の制定/取り消し、又は
- c. 法律の取り消し又は法律にかわる緊急政令の取り消し

Q27

アカデミックペーパーの策定プロセスはどうなっているか。

A :

アカデミックペーパーの策定は、法務人権大臣と調整のうえ
首唱者が行う。首唱者が策定済みのアカデミックペーパーは
調整のために法務人権大臣に提出する。

アカデミックペーパー策定において、首唱者は大学の有識者、
実務家又は NGO を関与させることが可能。

Q28

アカデミックペーパーの調整とは何か、また何が要件となっているか。

A :

アカデミックペーパーの調整は、その体系及び内容について法務人権大臣がこれを行う。

アカデミックペーパーの様式と策定技術は UUP3 の付属書類の規定に基づく。

アカデミックペーパーの調整申請要件：

- a. 法務人権大臣に対するアカデミックペーパー調整申請
- b. アカデミックペーパーと法案、国際条約の場合については条約の写し及び公式翻訳を添付のこと
- c. 特定の国際条約承認法案及び州・県/市又の設立、分割及び合併法案の場合、首唱者許可

公開累積リスト国家立法計画に記載される法案、国家予算に関する法案及び憲法裁判所の判決に基づく法案については首唱者許可の添付は必要ない。

Q29

良いアカデミックペーパーの策定方法とはどのようなものか。

A :

アカデミックペーパーは法令の質を定めるための Quality Control の役割を有しているため、アカデミックペーパーの準備は法案制定プロセスにおける重要なステップの一つ。そのため、良いアカデミックペーパーは、社会に存在する問題及び法的ニーズに対する解決策としての法案内での問題の規制に関して学術的に説明責任を負える、特定の問題に対する法的研究/検証及びその他の研究成果に基づき策定する。

認められ基準を満たした研究方法の例としては、Cost and

Benefit Analysis(CBA), Bappenas が開発した Regulatory Impact Assessment (RIA) 又はアメリカで開発された ROCCIPI(Rules, Opportunity, Capacity, Communication, Interest, Process, and Ideology)など。

Q30

アカデミックペーパーは法案策定及び国会での審議段階で修正可能か。

A :

基本的にアカデミックペーパーは法案策定のよりどころとなる社会のあらゆる問題や法的ニーズの解決策の形での初期の検証であるため、理想としては策定済みのアカデミックペーパーは定める内容の展開に応じて変更しない方が良い。

アカデミックペーパーの修正は、それ以前のアカデミックペーパーに定められていない体系及び内容に対する調整を通じて法案策定段階に限り実施が可能。

Q31

アカデミックペーパー完成に必要な期間はどれくらいか。

A :

手続き上策定期限はない。大統領令 2014 年第 87 号の第 19 条には、首唱者が年次優先国家立法計画に入れるべく中期国家立法計画に由来する法案リストを提案する場合、その提案にはアカデミックペーパーを始めとする技術書類を添付しなければならないとしている。アカデミックペーパーの策定は、法案が年次優先国家立法計画入りする前に終えなければならない。

Q32

政令案策定立案プロセスはどうなっているか。

A :

政令案策定立案は、政令策定計画の中で行われる。政令策定計画には、大統領令に基づき 1 年間に定められる法律をきち

んと実施するための政令案の内容とタイトルのリストを記載する。

一般的に政令策定計画の策定は下記の 5 段階を経て行われる：



Q33

省庁は政令策定計画立案外で政令案の提起が可能か。

A：

特定の状況において、省庁は政令案策定計画立案外で政令案の提起が可能。特定の状況は法律のニーズ又は最高裁判所の判決に基づき定められる（大統領令 2014 年第 87 号の第 30 条（1）項と（2）項）

首唱者が政令策定計画立案外で政令案を提起したい場合、首唱者は政令策定の必要性の理由に関する解説を添えて、大統領に首唱者許可を申請するところから始めること。

Q34

大統領令案策定立案プロセスはどうなっているか。

A :

大統領令案策定立案は、大統領令策定計画の中で行われる。大統領令策定計画には、大統領決定に基づき 1 年間に定められる法律をきちんと実施するための大統領令案の内容とタイトルのリストを記載する。

一般的に大統領令策定計画の策定は、下記の 5 段階を経て行われる：



Q35

省庁は大統領令策定計画立案外で大統領令案の提起が可能か。

A :

特定の状況において、省庁は大統領令案策定計画立案外で大統領令案の提起が可能。特定の状況は、法律のニーズ又は最高裁判所の判決に基づき定められる（大統領令 2014 年第 87 号の第 31 条）

首唱者が大統領令策定計画立案外で大統領令案を提起したい場合、首唱者は大統領令策定の必要性の理由に関する解説を添えて、大統領に首唱者許可を申請するところから始めること。

Q36

その他の法令案の策定立案プロセスはどうなっているか。

A :

その他の法令（国民協議会、国会、最高裁判所、憲法裁判所、会計検査院、司法委員会、インドネシア中央銀行、大臣、庁、機関若しくは法律に基づき設置された相当の委員会、又は法律の命令に基づく政府、州議会、州知事、県/市議会、村長若しくはそれに相当する者により定められる規程）の策定立案は、各機関又は委員会のニーズに応じ、上位法令の命令又は権限に基づき策定する。その他の法令策定立案は、各機関又は委員会の代表決定に基づき 1 年間で制定する。

Q37

国家立法計画、政令策定計画又は大統領令策定計画リストに記載される法令案の名称又は内容は策定する法令案と異なってもよい。

A :

基本的に法令案の名称は定める内容を反映していなければ

ならない。策定の展開の中で、定める予定の内容の範囲に展開があった場合、法令案の名称又は内容は国家立法計画、政令策定計画又は大統領令策定計画リストに記載の名称と異なることが可能。

Q38

法令で委任されている複数の内容を 1 つの法令案で制定可能か。

A :

法令で委任されている複数の内容は、法令の簡素化の枠組みにおいて 1 つの実施法令案で制定が可能。ただし、下記を考慮すること :

a. 定める内容の共通性

b. 1 つの種類の法令

であること。

例

地理空間情報に関する法律 2011 年第 4 号の実施に関する政令 2014 年第 9 号は、同法の複数の委任内容を 1 つの政令の中で実施している。

Q39

優先国家立法計画、政令策定計画及び大統領令策定計画入りする法令案を定めるために満たすべき要件は何か。

A :

a. 法案の場合、下記を考慮する

1. 下記の形の事務要件を満たすこと

(1) アカデミックペーパー

(2) 法務人権大臣からのアカデミックペーパー調整証明書

(3) 法案

(4) 省庁間委員会会議を実施した旨の首唱者からの証明書、及び

(5) 法務人権大臣からの法案コンセプトのハーモナイゼ

ーション完了証明書

2. 規制の緊急性、下記に基づくこと

- (1) インドネシア共和国 1945 年憲法の命令
- (2) 国民協議会決定の命令
- (3) その他の法令の命令
- (4) 国家開発立案制度
- (5) 国家長期開発計画
- (6) 中期開発計画
- (7) 政府業務計画、及び
- (8) 社会のアスピレーションと法的ニーズ

b. 政令案/大統領令案

- 1. 上位法令からの明示的及び暗示的委任
- 2. 最高裁判所の判決のフォローアップ

B. 策定

Q40

中央レベルの法令案の策定プロセスはどうなっているか。

A :

中央レベルの法令案策定プロセスは下記から構成される

a. 国会に由来する法案

インドネシア共和国 1945 年憲法の第 20 条 (1) 項に基づき、国会は法律制定権限を掌握している。UUP3 の第 46 条

(1) 項は国会からの法案は下記の者が提起すると定めている

1. 国会議員、委員会、合同委員会又は立法を担当する国会の特別な機関、又は
2. 国民代表議会

法案策定において、議員、委員会又は合同委員会は、作業委員会が法案のコンセプトを調整するための材料として国民から意見を求めることが可能。

法案はコンセプトのハーモナイゼーションのために立法府に提出する。

b. 地方代表議会提案の法案

インドネシア共和国 1945 年憲法の第 22D 条（1）項及び（2）項の規定に基づく。地方代表議会は、国会に提起し、下記に関連する内容の法案の審議に参加する

1. 地方自治
2. 中央と地方の関係
3. 地方の設立、分割及び合併
4. 天然資源及びその他の経済資源管理、及び
5. 中央と地方の財政均衡

法案とアカデミックペーパーは、国会代表者に対し地方代表議会代表者が書面で提出する。

国会代表者は、地方代表議会から法案を受理してから 30 営業日以内に、下記の者に対してレターを送付する：

1. 大統領：地方代表議会を参加させた国会の法案審議において大統領を代表する大臣を指名するため
2. 国会代表者：国会と大統領による法案審議において国

会を代表する機関を指名するため

国会及び地方代表議会における法案策定手順は法令の規定で定められている。

c. 大統領に由来する法案

インドネシア共和国 1945 年憲法の第 5 条（1）項に基づき、大統領は国会に法案を提起する権利を有する。大統領が提起する法案は、任務と責任に応じて大臣又は省以外の政府機関の代表がこれを準備する。関連の大臣又は省以外の政府機関の代表は、省庁間委員会を結成する。

省庁間委員会の委員長は、十分な解説又は説明を添えたうえで、法案書類の各ページに省庁間委員会の全メンバーの承認簡易署名を付与した法案最終内容の結果を首唱者に提出する。

国会が実施する国家立法計画外の法案の策定の場合、服

務規定に関する国会規程 2014 年第 1 号第 111 条（4）項の規定は、国家立法計画外で提起された法案はまず立法府の承認を受け、立法府は共同承認を得るために法務分野の行政を行う大臣と調整し、その結果を制定のために国会総会に報告するとしている。

d. 緊急政令案の策定

インドネシア共和国 1945 年憲法の第 22 条の規定に基づき、やむを得ない緊迫した事項がある場合、大統領は緊急政令を定める権利を有する。

大統領令 2014 年第 87 号の第 58 条の規定に基づき、大統領は当該緊急政令で定める内容に応じた任務と責任を有する大臣に対し、首唱者として緊急政令案の策定を委任する。緊急政令の策定において、大臣は法務人権大臣及び関連の大臣/省以外の政府機関の代表と調整を行う。

策定済みの緊急政令案は、首唱者として的大臣が制定の

ために大統領に提出する。

e. 政令案/大統領令案の策定

政令案/大統領令案の策定において、首唱者は決定書に基づき省庁間委員会を結成する。首唱者が案を策定し、省庁間委員会メンバーが承認後、法務分野の行政を行う大臣が調整して案のコンセプトのハーモナイゼーションを行う。

Q41

大統領首唱の法案、政令案及び大統領令案の策定ステップはどうなっているか。

A :

大統領首唱の法案、政令案及び大統領令案の策定ステップは、下記から構成される :

a. 下記から構成される省庁間委員会

1. 省庁間委員会の結成、及び

2. 省庁間委員会会議

b. 法令案のコンセプトのハーモナイゼーション

I. 省庁間委員会

Q42

省庁間委員会とは何か。

A :

省庁間委員会とは、法令案が法令制定計画リストの中で定められる前に首唱者が結成する委員会のこと。省庁間委員会は法令案策定の任務を有する。省庁間委員会のメンバーは、下記の要素から構成される：

- a. 法務分野の行政を行う省
- b. 国家官房分野の行政を行う省
- c. 法令案で定められる内容に関連するその他の省庁、及び
- d. 法令ドラフター

上記メンバー以外に、首唱者は法律専門家、実務家又は策定

中の法令案の内容に関連する問題に長けた有識者を参加させることが可能。

省庁間委員会は首唱者が指名する 1 人の委員長が代表し、法務局長又は法令分野の機能を実施する業務ユニットの長が省庁間委員会の事務局長として行動する。

Q43

中央レベルにおける法令策定首唱者になれるのは誰か。

A :

中央における法令策定首唱者となれる者は、下記から構成される :

- a. 法令案、緊急政令案、政令案、大統領令案の場合、大臣又は省以外の政府間の長、及び
- b. その他の法令案の場合、エセロン 1 ユニットの代表又は同等の官吏（大統領令案、省以外の政府機関規程案又はライン外組織規程案）

省庁に関する法律 2008 年第 39 号の第 25 条 (2) 項の規定に基づき、省以外の政府機関は大統領傘下にその地位があり、調整大臣を通じて大統領に責任を負う。従って、省以外の政府機関は、調整大臣を通じて法案、緊急政令案、政令案、大統領令案を提起が可能。

Q44

調整大臣は法令策定の首唱者となれるか。

A：調整大臣は、案の中で定める内容が任務及び機能である場合に首唱者となれる。

これについては、「準備、処理及び作成を含む法令案の策定活動は、首唱機関の法務局又は法令分野の機能を実施する業務ユニットが実施する」とする大統領令 2014 年第 87 号の第 48 条 (2) 項に規定されている。

上記規定は、首唱者となる省庁における政令案及び大統領令

案の準備、処理及び作成にも準用される。

Q45

各省庁で法令策定の調整は誰が行うのか。

A :

首唱者としての省庁での法令策定における調整を行う者は、法務部又は法令分野の機能を実施する業務ユニットである。

これは、大統領令 2014 年第 87 号の第 38 条に定められており、「準備、加工及び作成を含む法案の策定活動は法務部又は法令分野の機能を実施する業務ユニットが行う」と述べられている。

上記規定は、首唱者となっている省庁における政令案及び大統領令案の準備、加工及び作成に対しても準用される。

Q46

省庁間委員会での審議は何に重点を置くのか。

A :

省庁間委員会の審議は、基本的考え、規制の範囲又は対象、リーチ、規制の方向性及び法案コンセプトのハーモナイゼーションに関する原則的な問題に重点を置く。

Q47

省庁間委員会は何をするのか。

A :

省庁間委員会が行うのは :

- a. メンバーは、各省庁の任務範囲に応じて首唱者が準備した法案に意見を出す
- b. メンバーは、法令案の策定の進捗状況及び/又は直面する問題に関し、大臣/省庁以外の政府機関の代表又は関連機関の代表に報告書を出す及び/又は指示を仰ぐ

- c. 委員長は、決定又は指示を受けるために法令案策定進捗状況及び/又は直面する問題を首唱者に報告する
- d. 委員長は、十分な解説又は説明を添えたうえで法令案の各ページに全メンバーの承認簡易サインを付与した最終案の結果について首唱者に伝える、及び
- e. 首唱者は、法務人権大臣に対し委員会メンバーの承認簡易署名を得た法令案コンセプトのハーモナイゼーション申請を行う

Q48

省庁委員会段階と法令案コンセプトのハーモナイゼーション段階との根本的違いは何か。

A :

省庁委員会段階と法令案コンセプトのハーモナイゼーション段階との根本的違いは、内容に関するものであれ、法令案の策定技術の面であれ、意思決定権限にある。省庁間委員会段階では、意思決定は首唱者が指名する委員長の権限である。

この段階では省庁間委員会のメンバーとなっている法務人権省とその他の関連省庁は、策定する法令案に意見を出すために呼ばれている側という立場である。

首唱者は省庁間委員会を調整する者として、首唱者が定めるラインと政策の方向性に応じて省庁間委員会メンバーの出す意見を受け入れることも拒絶することも可能。首唱者の意思決定は首唱者寄りになり全関係者を満足させない可能性がある。

法令案コンセプトのハーモナイゼーションプロセスにおいては、意思決定権限はハーモナイゼーションの調整者としての法務人権省にある。法務人権省は首唱者ではない省として策定する案に利害を有する立場にはなく、ハーモナイゼーション段階での意思決定は、意見を考慮しつつ、より客観的に行うことが可能であり、バランスよく各種利害をとりこめ、省庁間委員会のメンバーとなっている全ての関係者に受け入れうるものとなる(win-win solution)。

省庁間委員会は、首唱者が定める法案策定の任務を負う委員会のことである。省庁間委員会のメンバーは下記の要素から構成されている：

- a. 法務分野の行政を行う省
- b. 法案で定める内容に関連する省庁及び/又はその他の機関、及び
- c. 首唱機関に由来する法令ドラフター

上記メンバー以外に、首唱者は法律専門家、実務家又は策定する法令案の内容に関連する問題に長けた有識者の参加が可能。

省庁間委員会は首唱者が指名する一人の委員長が代表し、法務局長又は法令分野の機能を実施する業務ユニットの長が省庁間委員会の事務局長として行動する。

省庁間委員会は、基本的考え、規制の範囲又は対象、リーチ、

規制の方向性及び法案コンセプトのハーモナイゼーションに関する原則的な問題に重点を置く。省庁間委員会段階では、準備、処理及び作成を含む法令案の策定は、首唱機関の法務部又は法令分野の機能を担う業務ユニットが行う。この策定活動により、省庁間委員会が審議し共同合意を行う材料する法令案を作成する。省庁間委員会の全メンバーが合意した法令案は、法令案コンセプトのハーモナイゼーションのために首唱者が法務人権大臣に提出する。

Q49

法令案が省庁間委員会段階を終了と定める上での規準は何か。

A :

法令案が省庁間委員会段階を終了と定める上での規準は :

- a. 基本的考え、定める範囲又は対象、リーチ、規制の方向性及びコンセプトのハーモナイゼーションに関する原則的な問題が無くなること

- b. 法令案が省庁間委員会の全メンバーの承認簡易署名を得ること

II. 法令案コンセプトのハーモナイゼーション

Q50

法令案コンセプトのハーモナイゼーション
(pengharmonisian, pembulatan, pemantapan, konsepsi*)
とは何か。

(*訳注：便宜上、本 Q 以外は全てコンセプトのハーモナイゼーションの一語で記載)

A：

法令案コンセプトのハーモナイゼーションの定義：

「国家法体系の枠組みにおいて完全な一つのまとまりとしての法令となるよう、法令案の内容及び策定技術を調整するプロセス」

(法令案コンセプトのハーモナイゼーション手順と手続きに関する法務人権大臣令 2015 年第 20 号、以下「法務人権大

臣令 2010 年第 20 号) とする。)

法規総局が 2010 年に発行した法令案コンセプトのハーモナイゼーション指針の 7-8 ページにおいてコンセプトのハーモナイゼーションとは語源的には下記のとおりとしている：

a. ハーモナイゼーション (Pengharmonisasian)

調和又は調整のための活動のこと。英語の bring into harmony という意味の harmonize と pleasing combination of related things の意味の harmony に由来。

KusnuGorniadhie は、各種要素が統一感を持つ又はシステムの一部として法律の全体を形成するように調和、適合性、マッチング、均衡を実現するための取り組み又はプロセスと結論付けている (KusnuGoesniadhie、HarmonisasiHukum, Surabaya, 2006, 62 ページ)

b. 統合 (Pembulatan)

一致させる又は全体、プロセス、行為として融合させる、完全性を形成する、一致させる方法、という意味を有する。英語の相当語は to make into a whole by bringing all

parts together, unity; to joint with something else
の意味を有する integrate である。Integration という
語は integrating or being integrated という意味であ
るため、全ての要素を統合して完全な一つとまとまりと
するという意味である。

c. 強化 (Pemantapan)

ゆるぎないものにする（確立する又は安定化させる）プロ
セス、方法、行為のこと。mantap は強固、強力、恒常の意
味。

英語の相当語は consolidating or being consolidated
の意味の consolidation であり、同氏は make or become
solid or strong の意味の consolidate

従って語源的には強固にする、首尾一貫した、又はまとま
った、安定、強力、強化の意味

d. コンセプト (Konsepsi)

定義、理解又は考え（アイデア）の中にすでにある（理想
などの）デザインの意味。英語だと conceiving of an idea
or plan の意味の conception。

Q51

中央レベルにおける法令案のコンセプトのハーモナイゼーションの調整権限は誰が有しているか。

A :

中央レベルにおける法令案のコンセプトのハーモナイゼーションの調整権限を有するのは :

- a. 政府首唱の法令案、政令大臣令/機関/庁規程案及び大統領令案の場合、コンセプトのハーモナイゼーション調整権限を有するのは法務人権大臣
- b. 立法分野を扱う国会の特別の機関（立法府）

それ以外に、法令ドラフターによる大臣令案、省以外の政府機関規程案、又はライン外機関規程案のハーモナイゼーションに関する法務人権大臣令 2018 年第 23 号（以下「法務人権大臣令 2018 年第 23 号」とする。）に基づき大臣令/機関/庁規程の形での中央レベルにおけるその他の法令案のコンセプトのハーモナイゼーションは法令ドラフターが行う。

Q52

法務人権大臣に対する法案、政令案、大統領令案のコンセプトのハーモナイゼーションの申請プロセスはどうなっているか。

A :

法案、政令案、大統領令案のコンセプトのハーモナイゼーションの申請は、必要書類を添付した上で、大臣又は大臣名義で事務次官が法務大臣に書面でこれを行い、写しを法規総局長に宛てる。

Q53

大臣令案、省以外の政府機関案又はライン外機関からの規程案のコンセプトのハーモナイゼーション申請プロセスはどうなっているか。

A :

大臣令案、省以外の政府機関案又はライン外機関からの規程

案のコンセプトのハーモナイゼーションは、緊急性に関する書類又は規制の方向性と内容の範囲の概要及びハーモナイゼーションを行う案を添付した上で、法規総局長を通じて法務人権大臣宛ての首唱者（大臣、省以外の政府機関の長又はライン外機関の長）からの書面による申請を通じてドラフターが行う。

（法務人権大臣令 2018 年第 23 号第 5 条）

Q54

法令コンセプトのハーモナイゼーションプロセスを行えるように法令案が満たすべき要件は何か。

A :

法務人権大臣令 2015 年第 20 号の第 6 条、第 7 条及び第 8 条には、法令コンセプトのハーモナイゼーションの要件が定められている：

- a. 法令案のコンセプトのハーモナイゼーション申請は、大臣又は大臣名義で事務次官が行うこと。省以外の政府機

関の長が準備する法令案の場合、法令案のコンセプトのハーモナイゼーション申請は当該政府機関を調整する大臣が行う。

b. 法令案のコンセプトのハーモナイゼーション申請には下記の事項を満たすこと：

1. 法令案の策定の目的と根拠
2. 法令案の規制の方向性と内容の範囲の概要
3. その他の法令との関連性
4. 審議が必要な十分な問題、及び
5. 省庁間委員会策定段階で展開したその他の事項

c. 添付すべき書類：

1. 法案の場合、アカデミックペーパー
2. 緊急性と基本的考えに関する解説
3. 省庁間委員会結成に関する決定
4. 省庁間委員会の全メンバーの承認簡易署名を得た法案、政令案又は大統領令案、及び
5. 法案が国家立法計画、政令が政令策定計画リスト、又は大統領令案が大統領令策定計画リスト入りしていな

い場合、首唱者許可

上記書類は電子書類を添付のこと。

Q55

コンセプトのハーモナイゼーション申請済みの法令案を首唱機関に差し戻すことは可能か。その場合の指標は何か。

A :

規範的には首唱者が法務人権省にコンセプトのハーモナイゼーションを申請済みの法令案は、その申請が下記を記載する法務人権大臣令第 7 条及び第 8 条の規定で定める要件を満たしていない場合に差戻しが可能 :

- a. 法令案の策定の目的と根拠
- b. 法令案の内容の規制の方向性と範囲の概要
- c. その他の法令との関係性
- d. 審議が必要な重要な問題、及び
- e. 省庁間委員会策定段階で展開したその他の事項

法務人権省は法規総局を通じ申請書と書類の事務検査を行う。申請書と書類に不備がある場合には、首唱者はそれを具備するための機会が与えられる。法規総局長は申請省庁に対し書面で申請書を差し戻す。

実際には、詳細の検証と検討を必要とする規制内容のコンセプトの変更を招く内容の追加など、ハーモナイゼーションプロセスの途中でそのプロセスの円滑化を阻害する問題が発生する。そういった問題はハーモナイゼーションプロセスで起きるべきではなく、省庁間委員会段階で徹底的に審議し合意するべきことである。そういった状況の場合又は法規総局長会議結締に基づき、首唱者に対し改善のために法令案を差し戻すことが可能であり、その補正後法務人権省に再度ハーモナイゼーションの申請を行う。

Q56

法案、政令案及び大統領令案のコンセプトのハーモナイゼーション会議のメカニズムはどうなっているか。

A :

法務人権大臣令 2015 年第 20 号の規定の中で、下記を含む法案、政令案及び大統領令案のコンセプトのハーモナイゼーション会議のメカニズムについて定めている :

a. 準備会議、下記から構成:

1. 内部会議
2. 法務人権省と法務人権省に申請を出した省との二者会議、及び/又は
3. 法務人権省、申請を出した省、省以外の機関、及び/又はその他の関連機関の三者会議

b. 総会、目的は:

1. 省庁、その他関連機関から法令案の内容について意見を
得る
2. a に規定の意見について法令案の内容を審議
3. 重要な法令案の内容を決定、及び/又は
4. 省庁及びその他関連機関代表者が法令案の各ページ
に内容承認の簡易署名、及び

- c. 小委員会会議、UUP3 の付属書類 II に記載の法令策定技術に基づき、タイトル、冒頭、本文、結び、解説及び/又は付属書類のまとめを行う

Q57

法令案コンセプトのハーモナイゼーション会議で終わられない問題がある場合にどのようなプロセスがあるか。

A :

終わられない問題がある場合 :

- a. 省庁、関連その他の機関の代表者は、各自のトップに対し指示と判断を仰ぐべく報告
- b. 小委員会会議で問題がある場合、その問題を上級又は中級代表者レベルの総会に報告し、判断を仰ぐ
- c. 総会で解決できない場合、審議と判断は大臣レベルの会議で行う

- d. 問題が大臣レベルで終わらない場合、法務人権大臣は、その問題を分野に応じた調整大臣に報告し、調整大臣レベルの会議で決定する。
- e. 調整大臣レベルの調整会議で法令案をまとめ、総会で合意する
- f. 調整大臣レベルの調整会議でも決定できない場合、法務人権大臣はその問題を大統領に報告して指示を仰ぐ。大統領の指示を法規案の中でまとめ、総会で合意する。

Q58

法令案コンセプトのハーモナイゼーションで留意する必要がある側面は何か。

A :

法令案コンセプトのハーモナイゼーションで留意する必要がある側面は、内容及び策定技術の少なくとも2つの側面：

- a. 法令案のコンテンツのコンセプトの下記とのハーモナイゼーションを含む内容の側面：

1. パンチャシラ
 2. インドネシア共和国 1945 年憲法
 3. 法の原則
 4. 垂直及び水平的な法令
 5. インドネシア共和国 1945 年憲法に対する法律審査に
関する憲法裁判所判決
 6. 法律より下位の法令審査に関する最高裁判所判決
 7. 判例
 8. 国際協定/条約
 9. 慣習法
 10. 国家長期開発計画、国家中期開発計画及び政府
業務計画
 11. 既存組織との関係
 12. 国家財政への影響
 13. 制定の理由、制定権限の根拠、制定の根拠、規制の方
向性とリーチに関するその他の要素
- b. 策定技術の側面は UUP3 の付属書類 II に記載のとおり。

Q59

法令案コンセプトのハーモナイゼーションに参加可能なのは誰か。

A :

法令案コンセプトのハーモナイゼーションに参加が可能な者は、法務人権大臣令 2015 年第 20 号の第 13 条（2）項と（3）項に規定されている：

- a. 申請した省
- b. 関連の省
- c. 関連の省以外の政府機関
- d. 関連その他の機関
- e. 研究者、及び/又は
- f. 大学関係者を含む専門家

上述の者以外にニーズに応じて国民の参加が可能。

Q60

大統領令案が差し迫った状況にあり大統領令 2014 年第 87 号の第 66 条のメカニズムを用いることができるとする指標は何か。

A :

大統領令 2014 年第 87 号の第 66 条には「大統領令案の策定が行政実施ニーズのために大統領が定めた差し迫った状況にある場合、首唱者は、大臣、大臣/省以外の機関の長、及び/又は関連その他の機関を関与させつつ、大統領令案を即審議可能」としている。

「差し迫った状況」は大統領が大統領令策定を直ちに行うよう大臣に指示を出したと読み替える。

Q61

国際条約承認のための法案又は大統領令案に対するコンセプトのハーモナイゼーションはどうなっているか。ハーモ

ナイゼーション会議で条項の拒絶、留保及び/又は解釈宣言の必要が出た場合どうなるか。

A :

国際条約承認のための法案又は大統領令案に対するコンセプトのハーモナイゼーションは、基本的には大統領令 2014 年第 87 号及び法務人権大臣令 2015 年第 20 号に基づきその他の法令案コンセプトのハーモナイゼーションと同様。

国際条約に関する法律 2000 年第 24 号の第 8 条の規定に基づき、インドネシア共和国政府は、当該条約で別の定めがある場合を除き、国際条約に対し留保及び/又は解釈宣言が可能。

国際条約締結時に行われる留保及び解釈宣言は、法律又は大統領令を通じた条約承認時に再度明言しなければならない。

インドネシア共和国政府が定める留保及び解釈宣言は、書面

による表明又は国際条約内で定められた手順を通じていつでも差し戻し可能。

拒絶は形式的又は実体的理由で可能。形式的理由による拒絶は、その国際条約が当該条約及び法令で定める手続きを満たしていない場合に行われる。実体的理由によるものはその国際条約が法令と矛盾している場合などに行われる。

拒絶の場合、法務人権省は、当該国際条約が手続きを満たしていないなどの理由を添えて、法案又は大統領令案を差し戻す。

当該国際条約の 1 以上の規定を留保又は解釈宣言の必要性が見つかった場合、どの条を留保又は解釈宣言するのか規定の記載が必要。

Q62

コンセプトのハーモナイゼーションを経ずに承認/制定した法令の法的結果はどうなるか。

A :

法令案のコンセプトのハーモナイゼーションは、承認/制定に至る段階に進むことができるようにするための法令案の形式的要件となっている法令制定ステップの一部である。法令制定の形式的ステップの一つとして、法令案のコンセプトのハーモナイゼーションをしていない場合には、憲法裁判所又は最高裁判所での形式審査の対象になりうる。

Q63

法令案のコンセプトのハーモナイゼーションの中で、lex superior derogat legi inferior, lex specialis derogate legi generalis, lex posteriori derogat legi priori の原則の適用はどうなっているか。

A :

ある法令と別の法令に矛盾がある場合、

Lex superior derogate legi inferior, lex specialis derogat legi generalis, lex posteriori derogat legi

priori の原則にある順序に基づく適用の必要がある。

lex superior derogat legi inferior とは、上位法は下位法を廃するという意味（ヒエラルキーの原則）

Lex specialis derogat legi generalis とは、特別法は一般法を廃するという意味

例：

インドネシア共和国 1945 年憲法の第 18 条 (4) 項の中で「州知事、県知事及び市長はそれぞれ州、県及び市の首長として民主的に選出される」と述べられている。この規定は一般的性質（一般法）である。第 18B 条 (1) 項には「国家は、法律で定める特別な性質の地方行政単位を認知及び尊重する」としており、この規定は特別の性質を有しており（特別法）、ジョクジャカルタ特別地域のように民主的ではない方法で州知事が選出される地方の特別性が維持されているのである。

lex posteriori derogat legi priori とは、同レベルの規程において、もつとも新しい規程が前法を廃する。したがって新たな規程にとってかわられる場合、この原則に基づき前法は自動的に無効となる。通常法令の中でこの原則の反映が明言されている。

例：

地方政府に関する法律 2014 年第 23 号の第 409 条の中で以下のとおり述べられている：

本法発効時点において：

- a. 公営企業に関する法律 1962 年第 5 号(官報 1962 年 10 号、官報追記 2387 号)
- b. 地方政府に関する法律 2004 年第 32 号（官報 2004 年 125 号、官報 4437 号）及び数次にわたり改正されその最終改正である地方政府に関する法律 2004 年第 32 号の二度目の改正に関する法律 2008 年第 12 号(官報 2008 年 59 号、官報追記 4844 号)

- c. 地方税及び地方手数料に関する法律 2009 年第 28 号（官報 2009 年 130 号、官報追記 5049 号）の第 157 条、第 158 条（2）項から（9）項及び第 159 号、及び
 - d. 国民協議会、国会、地方代表議会及び地方議会に関する法律 2014 年第 17 号（官報 2014 年 182 号、官報追記 5568 号）の第 1 条 4 号、第 314 条から第 412 条、第 418 条から第 421 条
- は取り消し無効となる。

C. 法案の審議

Q64

審議の段階とは何か。

A :

審議とは、法案及び州/県/市条例案の策定プロセス後に行われる法令制定プロセスのこと。

法案の審議は国会と大統領又は委任を受けた大臣との間で

行われる審議である。一方地方代表議会も、地方自治、中央と地方の関係、地方の設立、分割及び合併、天然資源及びその他経済資源管理、中央と地方の財政均衡に関連する審議に参加する。

Q65

法案審議における地方代表議会の役割は何か。

A :

地方代表議会は、地方自治、中央と地方の関係、地方の設立、分割及び合併、天然資源及びその他経済資源管理、中央と地方の財政均衡に関連する審議に参加する。

法案審議における地方代表議会の参加は、第 1 レベルの話し合いに限り行われる。法案審議における地方代表議会の参加は、審議する法案内容分野の地方代表議会の機構が代表する。

地方代表議会は、国家予算法案及び税、教育、宗教に関連す

る法案について国会に対し意見を出す。

Q66

法案審議のステップはどうなっているか。

A :

法案審議は 2 レベルの話し合いを経て行われる :

- a. 第 1 レベルの話し合い、委員会会議、合同委員会会議、立法府会議、予算庁会議又は特別委員会会議、及び
- b. 第 2 レベルの話し合い、総会

Q67

第 1 レベルの話し合いで何が行われるか。

A : 第 1 レベルの話し合いにおける法案審議は次のとおり構成される :

- a. 話し合いの冒頭の言葉
- b. 問題整理リストの議論、及び

c. 小意見通知

Q68 :

話し合いの冒頭の言葉では何が行われるか。

A :

法案が国会に由来する場合 :

- a. 国会が法案の解説をする
- b. 大統領がその法案に対する見解を述べる
- c. 法案が地方代表議会の権限に関連する場合、地方代表議会が法案に対する見解を述べる

法案が大統領に由来する場合 :

- a. 大統領が法案の解説をする
- b. 国会の会派がその法案に対する見解を述べる
- c. 法案が地方代表議会の権限に関連する場合、地方代表議会が法案に対する見解を述べる

Q69

問題整理リスト（DIM）とは何か、誰が策定するのか。

A：

DIM は策定する法案にかかる概念的、本質的、編集上、体系条の問題を示したものであり、下記の者が策定する：

- a. 大統領、法案が国会由来の場合、又は
- b. 国会、法案が大統領由来の場合、地方代表議会の権限に関連する場合には地方代表議会の提案を考慮する

Q70

小意見とは何か、また誰が策定するのか。

A：

小意見とは、次の者が策定する、第 1 レベルの話し合いの結果としての政治的態度を示した簡単な談話のこと：

- a. 国会の各会派
- b. （権限に関連する場合に限り）地方代表議会、及び

c. 大統領

Q71

第2レベルの話し合いで何をするのか。

A :

第2レベルの話し合いにおける法案審議は、下記のステップにより総会で行われる最終意思決定（最終レベル）である：

- a. 第1レベルの話し合い結果の報告
- b. 各会派及び総会議長の要請を受けたメンバーが口頭で承認又は拒絶を表明、及び
- c. 任命を受けた大臣による大統領の最終意見の通知

Q72

国会総会での意思決定メカニズムはどうなっているか。

A :

国会総会での意思決定は話し合いによる合意の方法で行わ

れる。話し合いによる合意ができない場合、意思決定は多数決に基づく。

Q73 :

法案が共同承認を得られない場合の結果はどうなるか。

A : 法案が共同承認を得られない場合、その法案は同じ時期の国会の会期中に再提起できない。

Q74

法案を提案者が差し戻すことは可能か。

A :

法案は国会と大統領が共同審議をする前（一方的に）又は国会と大統領の共同承認に基づき差し戻し可能。

Q75

共同承認を得ているが大統領が署名をしていない法案承認

の文面はどのようなになっているか。

A :

「本法はインドネシア共和国 1945 年憲法の第 20 条 (5) 項の規定に基づき正当である。」

Q76

地方代表議会は法案審議のイニシアチブを提起可能か。

A :

地方代表議会は地方自治、中央と地方の関係、地方の設立、分割、合併、天然資源とその他の経済資源の管理及び中央の財政均衡に関連する法案の審議は、国会を通じてイニシアチブの提起が可能。

これは、インドネシア共和国 1945 年憲法の第 22D 条 (1) 項の「可能 (dapat)」という語が「提起する」のも「提起しない」のも地方代表議会の主観的オプションであると表明した

憲法裁判所の判決に基づく。

「可能」という語は、権利及び/又は権限としても読み替えることができ、「大統領は国会に法案を提起できる」としたインドネシア共和国 1945 年憲法の第 5 条 (1) 項にある大統領の憲法上の権利及び/又は権限と類似又は同じである。したがって地方代表議会は法案提起において国会及び大統領と同様の地位を有する。

D. 承認又は決定

Q77

承認又は決定とは何か。

A :

承認又は決定とは、法令制定官吏による法令の署名プロセスのこと。

Q78

承認 (pengesahan) と決定 (penetapan) の違いは、またその実施メカニズムはどうなっているか。

A :

承認は法案のみに適用され、決定は法律より下位の法令に用いられる用語。

例 :

- a. 法律は大統領が承認する。
- b. 緊急政令、政令及び大統領令は大統領が決定する。
- c. その他の法令、すなわち大臣令/機関規程/委員会規程/庁規程は権限を有する官吏が決定する。

法案の承認メカニズム :

- a. 国会と大統領の共同承認を得た法案は、共同承認から 7 日以内に国会代表が法律とするための承認のために大統領に提出する。

- b. 法案が国会と大統領の共同承認を得てから 30 日以内に、
法案は署名を添えて大統領が承認する。
- c. 大統領が承認済みの法律書面には国家官房分野の行政を
行う大臣により番号と年が付与される、

30 日以内に法案書面に大統領が書面をしない場合、その法案は正当とみなされ法制化が義務付けられる、大統領が署名をしていない法案の承認には、官報での法律文書の法制化前に法律の最後のページに「本法はインドネシア共和国 1945 年憲法の第 20 条 (5) 項の規定に基づき正当である」の文章を付与すること。

緊急政令案、政令案及び大統領令案の制定メカニズム

大統領令 2014 年第 87 号に基づき、緊急政令案、政令案及び大統領令案の制定は大統領が当該法令案に署名を付与する方法で行われる。署名後、国家官房分野の行政を行う大臣が制定された法令文書に番号と年を付与する。

一方、その他の法規については、制定は各機関、委員会の代表が行う。

E. 法制化

Q79

法制化とは何か。

A：法制化とは、官報、官報追記、公報、公報追記、地方官報、地方公報への法令の記載のこと。

Q80

法制化の目的は何か。

法令の公報での法制化の目的は、各人がそれを知るとみなすようにすること。

当該法令に別の定めがある場合を除き、基本的に法令は法制

化の日から効力と拘束力を有する法的効力を有する。例外は、例えば当該法令の実施インフラの準備や実施者の体制により起こりうる。

Q81

法制化の権限は誰が有しているか。

A :

官報、官報追記又は公報及び公報追記への法制化は法務人権大臣が行う。

条例（州、県/市条例）の法制化は地方公報（Lembaran Daerah/Berita Daerah）、地方公報追記に地方官房長官が行う。

Q82

法令はなぜ法制化が必要か。

A :

法制化は、各人が法令を知るとみなし、法令を知らないということを受け入れられないようにしてパブリシティの原則を満たすため（法的擬制）。

官報、官報追記又は公報、公報追記の中で法令を法制化することで、その法令は各人に適用し拘束力を有するとみなす。

当該法令で別の定めがある場合を除き、法令は法制化の日から有効で拘束力を有する（UUP3 の第 87 条）。

Q83

法令が法令化されない場合どうなるのか。

A :

各法令は官報、官報追記又は公報、公報追記での法制化が義務付けられている。

官報、官報追記又は公報、公報追記で法令が法制化されない場合、その法令は拘束力と効力を有さない。

Q84

官報、官報追記又は公報、公報追記での法制化の権限は誰が有しているか。

A :

官報、官報追記又は公報、公報追記での法令の法制化は、法務分野の行政を行う大臣が実施する（UUP3 の第 85 条、UUP3 実施規程に関する大統領令 2014 年第 87 号の第 147 条）

官報、官報追記又は公報、公報追記での法令の法制化手順に関する法務人権大臣令 2015 年第 16 号及びその改正である法務人権大臣令 2017 年第 31 号により：

a. 法務人権大臣は官報及び官報追記で法令の法制化を行う

（法務人権大臣令 2015 年第 16 号の第 2 条）

b. 法規総局長は、公報及び公報追記に記載する予定の法規

原本に署名を行う（法務人権大臣令 2015 年第 16 号の第

13 条 (1) 項 b)

Q85

官報と官報追記で法制化される規程は何か。

A :

官報で法制化される法令は :

- a. 法律/緊急政令
- b. 政令
- c. 大統領令、及び
- d. 現行法令に基づき官報での法制化をしなければならない
その他の法令
(UUP3 の第 82 条)

d の例 :

インドネシア中央銀行に関する法律の中で、インドネシア中央銀行規程は官報で法制化されると記載されている(インドネシア中央銀行に関する法律 1999 年第 23 号の第 1 条 8 号)。

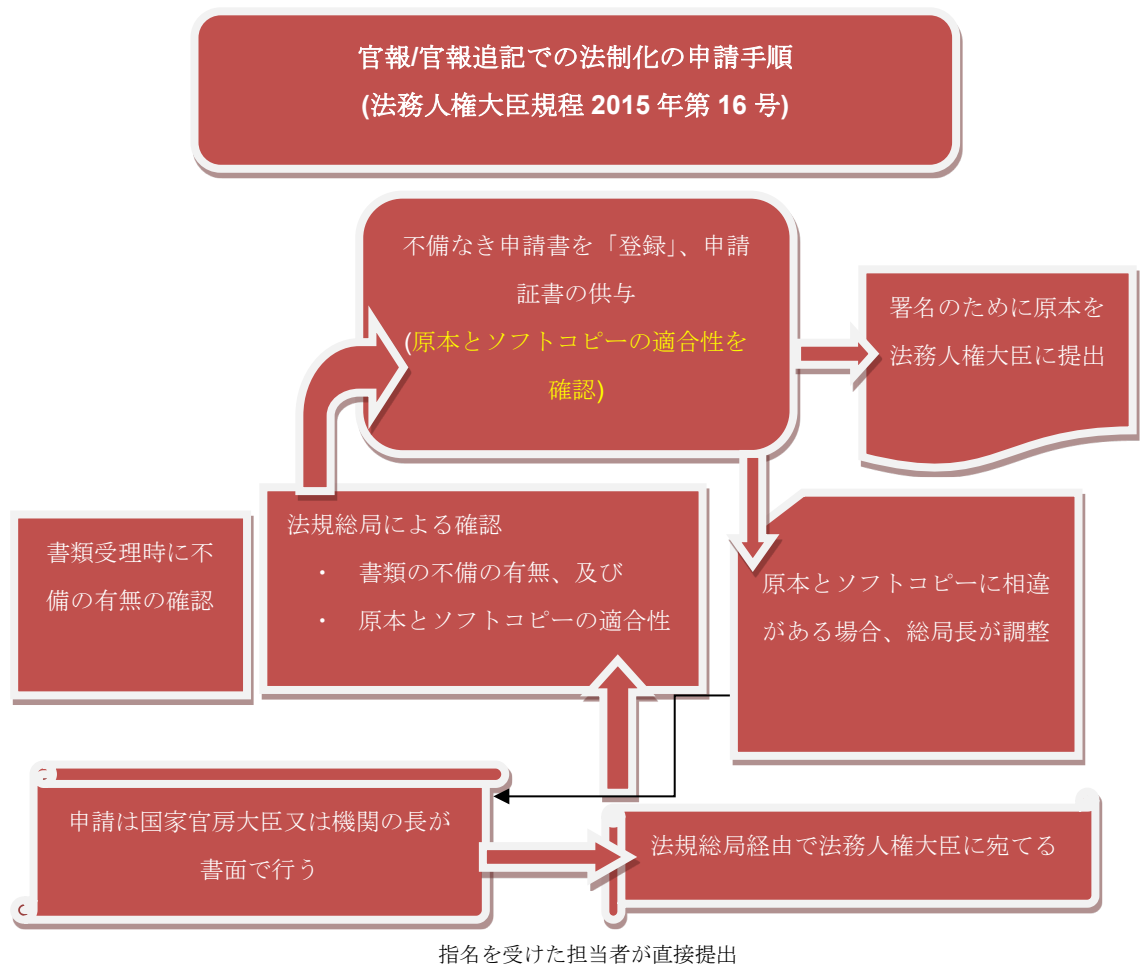
一方、法令の解説は官報追記に記載する。

Q86

官報及び官報追記で法制化される法令の法制化申請手順はどうなっているか。

A :

官報及び官報追記で法制化される法令の法制化申請手順の流れ :



Q87

公報及び公報追記で法制化される法令は何か。

A :

公報及び公報追記で法制化される法令は、国民協議会、国会、
地方代表議会、最高裁判所、憲法裁判所、司法委員会、大臣、
庁、機関又は法律に基づき設立された相当レベルの委員会、
法律の命令又は権限に基づき政府が定める法令。

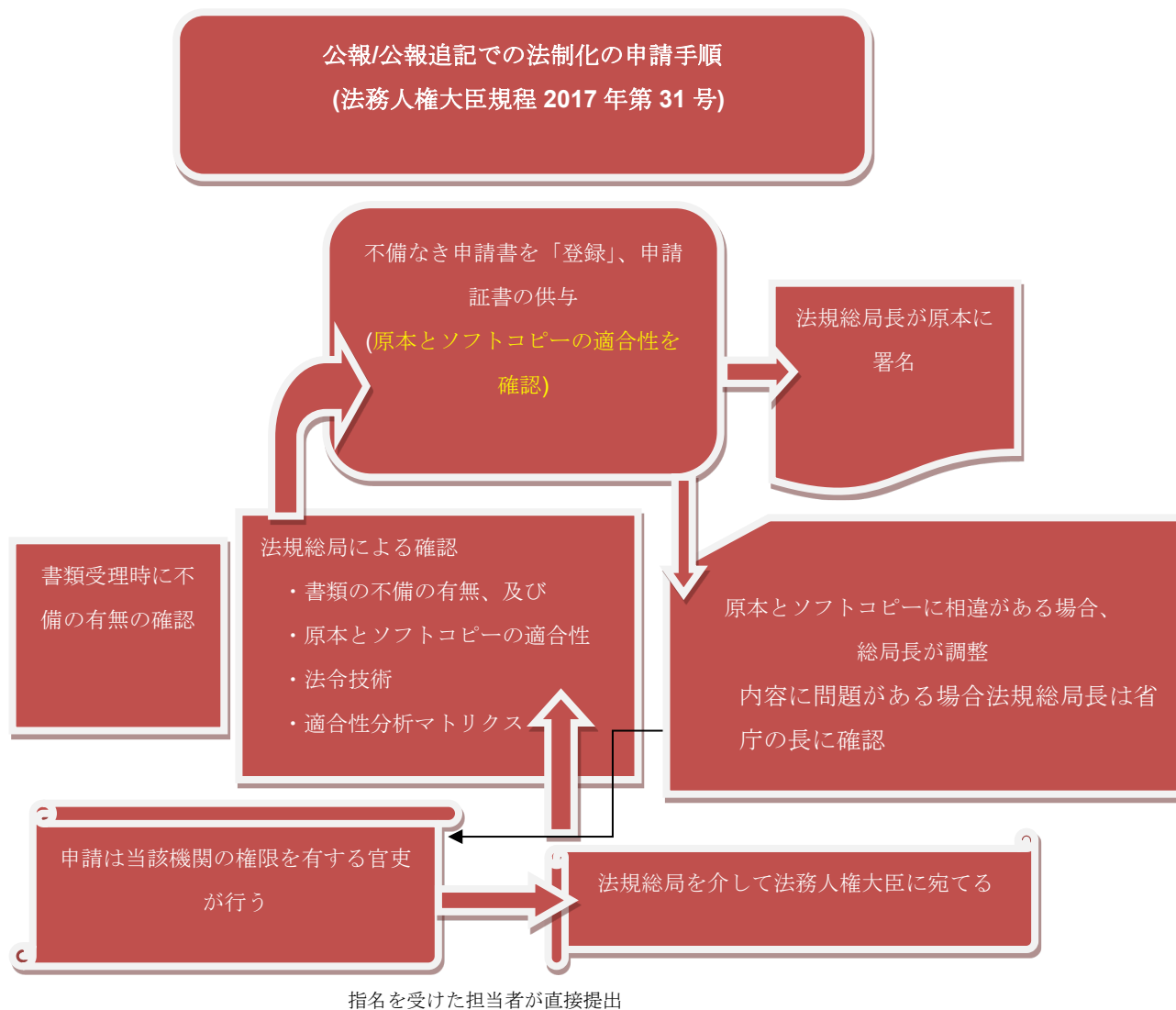
(大統領令 2014 年第 87 号の第 149 条)

Q88

公報又は公報追記で法制化される法令の申請手順はどうなっているか。

A :

公報又は公報追記で法制化される法令の申請手順の流れ：



法務人権大臣令 2018 年第 23 号により、ハーモナイゼーション実施済み証明書が規程法制化申請の条件ともなっている。したがって法規総局が行う事務審査は、法令の法制化申請手順の流れだけでなく、ハーモナイゼーション済み証明書が添付されているかの審査も含まれる。

Q89

法制化された法令はどれくらいの期間で公開されるか。

A :

大統領令 87 号の第 154 条には、冊子(lembaran lepas)の形での官報、官報追記、公報、公報追記は法制化の日から 14 日以内に行われるとしている。

Q90

付属書類は官報、官報追記又は公報、公報追記の一部か。

A :

付属書類は法令本文と切り離すことのできない一部であり、付属書類の法制化は官報、官報追記又は公報、公報追記に記載される法令本文の法制化と一つのまとまりをなす。

Q91

原本と法制化された文書に相違が生じている場合、どちらをレファレンスとして用いるか。

A：原本と法制化された文書に相違が生じる場合、レファレンスとするのは真正書類としての原本である。

Q92

共同規程は法令か。

A：

UUP3 の第 1 条 2 号の規定には、法令とは公に拘束力を有する規範を記載し、法令で定められた手続きを通じて権限を有する国家機関、官吏により制定又は決定された書面による規

程のことであるとしている。この場合、権限を有する機関とは単一の機関であるため、共同規程は法令ではない。さらにUUP3の第7条(1)項の中で、共同規程は法令の種類及びヒエラルキーに含まれないとしている。

第 3 章

第3章 法令の周知、国民の参加及び翻訳

A. 周知

Q93

周知とは何か。

A :

周知とは、国民がその法律に異見を出したり、法制化された法律を理解できるよう、国家立法計画、策定、審議及び法制化後の法令について国民に情報提供をする活動のこと。法令の周知は、電子媒体及び/又は印刷媒体などを通じて行う。

(UUP3 の第 88 条 (1) 項の解説)

Q94

周知はどの段階で行うのか。

A :

周知は国家立法計画、法案策定、審議から法制化まで実施さ

れる。

Q95

政府内で周知を行うのは誰か。

A :

政府内で周知を行うのは :

- a. 政府内での国家立法計画の周知、政令策定計画及び大統領令策定計画の周知を行うのは、法務人権大臣
- b. 大統領に由来する法案、政令案及び大統領令案の周知は、
首唱者
- c. 法律、政令及び大統領令の周知は、法務人権大臣、国家官
房大臣及び/又は首唱者

B. 国民の参加

Q96

国民の参加とは何か。

A：国民の参加とは、法令の制定においてそのアスピレーション、考え及び利害を伝えるための国民の参加のこと。

Q97

国民は法令案に意見を出すことに参加できるか。

A：

国民は法令案に意見を出すことに参加可能。

Q98

国民はどのように法令制定に参加できるか。

A：

国民は公聴会、話し合い、パートナーシップ、アスピレーションの通知、監督及びその他法令に基づく関与の形で口頭及び/又は書面で法令制定に参加可能。

国民の参加の法的根拠：

- a. UUP3 の第 5 条 g の規定、きちんとした法令制定の原則の一つとしての公開の原則。第 5 条 g の解説には「透明性の原則」とは、立案、策定、審議、承認又は決定及び法制化に至るまでの法令制定が透明かつオープンであることとしている。したがって全ての層の国民が法令制定において意見を出すための機会を最大限に有している。
- b. UUP3 の第 96 条の規定には、国民は法令制定において口頭及び/又は書面で意見を出す権利を有するとしている。

Q99

国民のアスピレーションを取り込むための特別のウェブサイトはあるか。

A :

ある。国民は法規総局のサイト

<http://ditjenpp.kemenkumham.go.id>

を通じて法令策定におけるアスピレーションを伝えることが可能。

C. 翻訳

Q100

翻訳とは何か。

A :

翻訳とは、法令をインドネシア語から外国語に言語の移行を行うこと。

しかしインドネシアの法令の文脈においては、大統領令 2014 年第 87 号に基づき、翻訳は英語への翻訳のみに限定されている。

法令の翻訳は、法令の公式翻訳を作成するために法令で定める手順に基づき法務人権大臣がこれを行う。

Q101

法令翻訳は誰が申請するか。

A :

翻訳申請をできるのは、法令制定首唱者である。首唱者の定義については、大統領令 2014 年第 87 号の第 1 条 14 号を参照。

Q102

法令制定首唱者以外の省庁は法令の公式翻訳の申請が可能か。

A :

法令制定首唱者以外の省庁は法令の公式翻訳の申請はできない。

Q103

首唱者以外の省庁が翻訳を必要とする場合にはどうすればいいか。

A :

法令の公式翻訳を必要とする省庁は首唱者と調整する。

Q104

インドネシア語から英語への法令の技術用語の翻訳をするにあたり翻訳者は何をベースとするか。

A :

翻訳者のベースとなるのは、用語集、通常使われる用語とその翻訳リストである。

用語集はある法令の翻訳と別の法令の翻訳との用語を一致させるために翻訳者の便宜となるように作成される。

Q105

用語集にない法令の用語又は語を用いるメカニズムはどうなっているか。

A :

法令内の用語や語が用語集にない場合、法務人権省は、申請者及び/又は関連機関と調整し、翻訳する法令にある意味に適した用語を解釈するために英語で複数の選択肢を提案する。

Q106

地元の叡智やインドネシア独特の言葉の翻訳が難しい場合、それに適した翻訳はどうすればいいか。

A :

Word for word translation で翻訳はするが、その地元の叡智の言葉をカッコ内にイタリック書体で添える。

Q107

翻訳の申請が可能な規程は何か。

A :

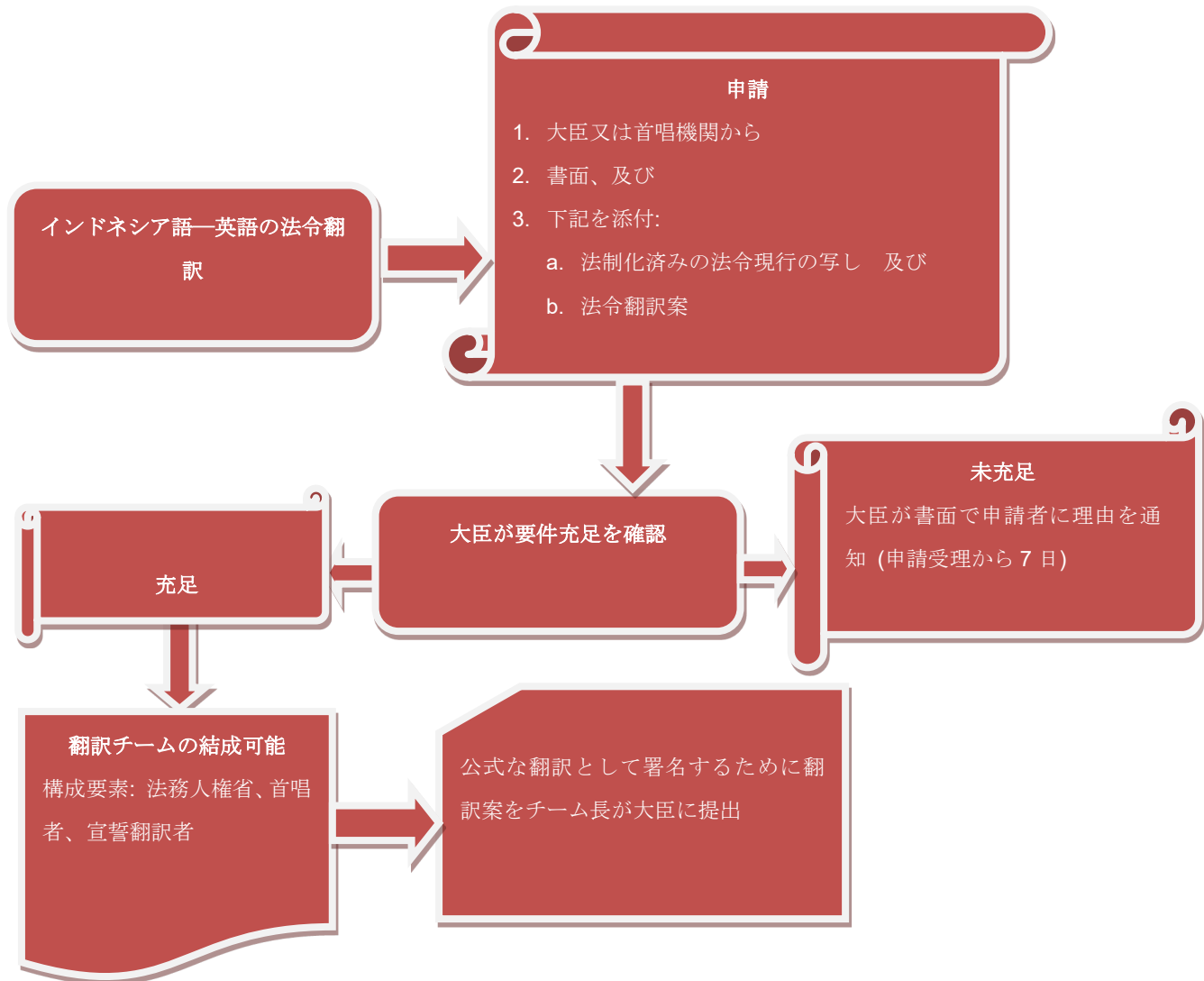
全ての法令の翻訳申請が可能。

Q108

法令翻訳の申請プロセスはどうなっているか。

A：

首唱者が、法令原本と翻訳ドラフトを添付の上、法規総局長を通じて法務人権大臣に申請する。



Q109

インドネシア語原本と英語の公式翻訳文書に解釈の相違が生じた場合にはどうすればいいか。

A :

インドネシア語原本と英語の公式翻訳文書に解釈の相違が生じた場合、インドネシア語原本が用いられる。

第 4 章

第4章 法令審査

Q110

法令審査とは何か。

A :

法令審査とは、Judicial review という用語が使われることも多いが、上位法令との矛盾がないか確認するために法令規範の適用に対し司法機関を通じて行われる審査のことである。

Q111

法令審査実施権限を有する機関はどこか。

A :

法令審査権限を有する機関は：

- a. 憲法裁判所はインドネシア共和国 1945 年憲法に対する法律審査の権限を有する、この権限は Constitutional

Review 権限とも呼ばれる、及び

- b. 最高裁判所は法律に対する法律より下位の法令の審査権限を有する

Q112

法令審査の法的根拠は何か。

A :

- a. 憲法裁判所におけるインドネシア共和国 1945 年憲法に対する法律審査の法的根拠は：
 - 1. インドネシア共和国 1945 年憲法第 24C 条 (1) 項
 - 2. 司法権限に関する法律 2009 年第 48 号の第 29 条 (1) 項 a
 - 3. 憲法裁判所に関する法律 2003 年第 24 号及びその改正である憲法裁判所に関する法律 2003 年第 24 号の改正に関する法律 2011 年第 8 号
 - 4. UUP3 の第 9 条 (1) 項、及び
 - 5. 法律審査における訴訟指針に関する憲法裁判所規程

No. 06/PMK/2005

b. 最高裁判所における法律に対する法律より下位の法令審査の法的根拠は：

1. インドネシア共和国 1945 年憲法第 24A 条 (1) 項
2. 最高裁判所に関する法律 1985 年第 14 号の改正に関する法律 2004 年第 5 号の第 31 条及び第 31A 条
3. 司法権限に関する法律 2009 年第 48 号の第 20 条 (2) 項 b
4. UUP3 の第 9 条 (2) 項、及び
5. 実体審査権に関する最高裁判所規程 2011 年第 1 号

Q113

法令審査と法令制定との相関性はどうなっているか。

A：

法令審査は法令制定の一部ではない。しかし審査により司法機関が判決の中で法令が上位法令に反していると表明することは法令制定に影響を及ぼす。判決のフォローアップとし

て生じうる影響とは、UUP3 の規定に基づき実施されるメカニズムである、改正、取り消し又は新たなルールの方定が必要となることである。

Q114

憲法裁判所/最高裁判所で審査中の法令が、同時期に改正や取替のための方定/審議中の場合どうなるか。方定/審議プロセスを停止する必要があるか。

A :

法令審査プロセスは、基本的には方定又は審議時の法令制定プロセスに直接の影響を及ぼさない。これは確定判決がまだ出ていないためであり、法令規範の拘束力に影響をまだ有していないからである。

判決の拘束力は、確定判決となった場合に生じる。憲法裁判所に関する法律 2003 年第 24 号の第 47 条に基づき、憲法裁判所の判決は、公開された総会での判決の言い渡し終了後に確定した効力を得る。一方最高裁判所の判決の効力は、制定

から 90 日後に発生する。拘束力を有した判決は、その後法令案の内容のハーモナイゼーション時などに留意すべき事項の一つとなる。

Q115

法令の形式審査と実体審査の違いは何か。

A :

形式審査とは、法令制定プロセス/手続きの充足に関連する法令審査のこと。

実体審査とは、上位法令に反しているとみなされる法令の内容に関連する法令審査のこと。

形式審査であれ実体審査であれ、いずれも憲法裁判所における法律審査及び最高裁判所における法律より下位の法令審査にも適用される（司法権限に関する法律 2009 年第 48 号の第 20 条（2）項、最高裁判所に関する法律 1985 年第 14 号の

改正に関する法律 2004 年第 5 号の第 31 条 (2) 項、憲法裁判所に関する法律 2003 年第 24 号の第 51 条 (2) 項及び法律審査における訴訟指針に関する憲法裁判所規程 No. 06/PMK/2005 参照)

法律に対する形式審査については、憲法裁判所判決 No. 27/PUU-VII/2019 に基づき、憲法裁判所は形式審査が可能な期限又は猶予期間として、法律が官報に記載されてから 45 日としている。

憲法裁判所における形式審査の実例は、判決 No. 79/PUU-XII/2014 及び No. 27/PUU-VII/2009 を参照。

Q116

憲法裁判所と最高裁判所の実体審査が可能なのは法令のどの部分か。

A :

a. 憲法裁判所の法律の実体審査は、インドネシア共和国

1945 年憲法に反しているとみなされる「法律の項、条及び/又は部内の内容」に行われる（憲法裁判所に関する法律第 51 条（3）項）。

これには、条又は項の規範に解説又は付属書類が存在する場合も含まれる。請求人が解説及び付属書類の審査をした憲法裁判所の審査の例は下記のとおり：

1. 法律の付属書類（マルク州における南ブル県制定に関する法律 2008 年第 32 号の第 3 条（2）項と付属書類の地図の審査に関する判決 No. 11/PUU-XVII/2019）
2. 法律の解説（石油及びガスに関する法律 2001 年第 22 号の審査に関する判決 No. 36/PUU-X/2012）

その他に、憲法裁判所の判決には、インドネシア共和国 1945 年憲法に反する法律の項、条及び/又は部の内容がその法律の「心臓部」にあたり、他の条が機能し得なくなるとして、憲法裁判所が判決の中で当該項又は条の規範を取り消しただけではなくその全体を取り消しうるとしたものがある（協同組合に関する法律 2012 年第 17 号の審

査に関する判決 No. 28/PUU-XI/2013)

- b. 法律より下位の法令審査。最高裁判所は最高裁判所に関する法律及び実体審査権に関する最高裁判所規程 2011 年第 1 号に記載の訴訟法で、実体審査権は上位規程に対してある規定の内容が矛盾しているかどうかを評価するための最高裁判所の権利と述べているのみである。この場合、「内容」の範囲は UUP3 に準拠する。

Q117

法令審査の請求要件と内容は何か。

A :

- a. 憲法裁判所の法律審査の請求要件と内容 :

憲法裁判所に関する法律 2003 年第 24 号の第 31 条 (1) は、請求書面には少なくとも下記を記載すると定めている :

1. 請求人の名前と住所

2. 請求の根拠となる事項に関する説明

3. 判決を求める事項

上記要件は、下記を内容とする法律審査における訴訟指針に関する憲法裁判所規程 No. 06/PMK/2005 に明記されている：

請求書面はインドネシア語の書面で請求人又は代理人が下記を記載して 12 部提出する：

1. 下記を含む請求人の ID

(1) 名前

(2) 出生地・生年月日/年齢

(3) 宗教

(4) 職業

(5) 国籍

(6) 住所、及び

(7) 電話/ファックス/携帯電話番号/電子メール（あれば）

2. 下記を含む請求の根拠となる事項に関する説明：

- (1) 憲法裁判所の権限
- (2) 審査を請求する法律の適用により損失を被る請求人の憲法上の権利及び/又は権限に関する請求人の考えに関する明確な説明を記載した請求人の法的地位(legal standing)
- (3) 審査請求の理由を明確かつ詳細に記載

3. 形式審査請求で判決を求める事項：

- (1) 請求人の請求の認容
- (2) 当該法律の制定がインドネシア共和国 1945 年憲法に基づく法律制定規程を満たしていない旨を表明すること
- (3) 当該法律が拘束力を有する法的効力を有していないことを表明すること

4. 実体審査請求で判決を求める事項：

- (1) 請求人の請求の認容
- (2) 当該法律の項、条、及び/又は部の内容がインドネシア共和国 1945 年憲法に反している旨を表明すること

- (3) 当該法律の項、条、及び/又は部の内容が拘束力を有する法的効力を有していないことを表明すること

5. 申請書は請求人又は代理人が署名

b. 最高裁判所における法令審査請求の要件と内容

最高裁判所に関する法律 1985 年第 14 号の改正に関する法律 2004 年第 5 号の第 31A 条は、最高裁判所への法律より下位の法令審査請求は少なくとも下記を記載する旨を定めている：

1. 請求人の名前と住所
2. 請求の根拠となる事項に関する説明、下記の旨明確に説明する義務を負う：

(1) 上位法令に反するとみなす法令の項、条及び/又は部の内容、及び/又は

(2) 法令の制定が現行規定を満たしていない

3. 判決を求める事項

Q118

憲法裁判所における法律審査及び最高裁判所における法律より下位の法令審査を請求するための法的地位を有する請求人は誰か。

A :

請求人は法令により認められた法的主体である。少なくとも人及び法人の2種類の法的主体が存在する。人の法的主体は個人又は個別の人であり、法人の法的主体は私法人及び公法人（例えば会社、財団、組織、及び公的/国家機関）である。

a. 憲法裁判所への法律審査請求人

法律審査における訴訟指針に関する憲法裁判所規程の第3条に抜粋されているとおり、憲法裁判所に関する法律2003年第24号の第51条(1)項の規定に基づき、請求人とは法律の適用により憲法上の権利及び/又は権限に損害を受けたとみなす者、すなわち：

1. インドネシア人個人

2. 社会の発展に応じてまだ生きており、法律で定めるインドネシア共和国統一国家の原則に基づいている限りにおいて慣習民コミュニティ
3. 公又は私法人、又は
4. 国家機関

上記規定は、「憲法上の権利」とはインドネシア共和国 1945 年憲法で定められている権利である旨、その解説の中でさらに明記されている。

従って、インドネシア共和国 1945 年憲法に対する法律審査の請求を行う法的地位を有している請求人として受け入れ可能な者となるように、請求人はまず下記を説明及び証明する：

1. 憲法裁判所に関する法律 2003 年第 24 号及びその改正である憲法裁判所に関する法律 2003 年第 24 号の改正に関する法律 2011 年第 8 号の第 51 条（1）項に規定の本件請求資格
2. 審査を受ける法律の適用により損害を受けたとみな

す当該資格における憲法上の権利及び/又は義務

3. 審査を請求する法律の適用の結果としての請求人の
憲法上の権利及び/又は権限の損害

さらに、判決 No. 006/PUU-III/2005 及び No. 11/PUU-V/2007 及びその他の判決を通じて、憲法裁判所は、憲法裁判所に関する法律第 51 条 (1) 項に規定の憲法上の権利及び/又は権限は 5 つの要件を満たすことというスタンスをとっている：

1. インドネシア共和国 1945 年憲法が与えた請求人の
憲法上の権利及び/又は権限の存在
2. 請求人による憲法上の権利及び/又は権限が審査を
請求する法律の適用による損害を受けていること
3. その憲法上の損害は特定（特別）かつ現実的なものでなければならず、又は少なくとも合理的思考に基づき起こりうるというポテンシャルがあること
4. その損害と審査を請求する法律の適用との因果関係の存在、及び

5. 本件請求が認められることで主張する憲法上の損害がなくなる/起こらなくなる可能性

2010 年 6 月 10 日付憲法裁判所判決 No. 27/PUUVII/2009 に準拠し、裁判所は、下記を考慮して法律審査を請求する上での個人、NGO 又は NPO に対する法的地位を設定している：

「裁判所の実務上（2003-2009）、公的利害のために法律に関心を持つインドネシア人個人、特に納税者（判決 No. 003/PUU-I/2003 参照）、各種団体、NGO/NPO、法人、地方政府、国家機関などは、裁判所がインドネシア共和国 1945 年憲法に対する法律の形式及び実体審査請求を行う法的地位を有しているとみなす。」

b. 最高裁判所への法律より下位の法令審査請求人

実体審査権に関する最高裁判所規程 2011 年第 1 号の第 1 条（4）項に基づき、最高裁判所における法律より下位の

法令審査請求の法的地位を有する請求人について下記のとおり定めている：

1. インドネシア人個人
2. 社会の発展に応じてまだ生きており、法律で定めるインドネシア共和国統一国家の原則に基づいている限りにおいて慣習民コミュニティ、又は
3. 公法人又は私法人

Q119

不明確な訴えといいうる申請書とはどういうものか。

A；

申請書は、請求の根拠となる事項及び/又は請求の理由が弱い、不明確又は十分な主張を有していないとみなされる場合、不明確（obscuur libel 不明確な訴え）といいうる。

請求の理由が不明確というのは、請求人が審査を請求する規程に関連して直面する憲法上の問題を明確に説明していな

い場合に起こりうる。また請求の理由の記述が判決を求める事項（主張）と異なる又は相関性を有していない場合にも不明確な請求が起こりうる。

裁判官により不明確な請求又は不明確な訴えとされた請求は、審査請求却下の形での判決になりうる。

Q120

憲法裁判所での法廷プロセスにおける大統領/政府の地位はどうなっているか。法律制定者としての大統領は憲法裁判所の法廷に出廷が必要か。

A :

憲法裁判所での法廷プロセスにおける大統領/政府の地位は、法律審査に関連して憲法裁判所から証言を求められうる側である。憲法裁判所の法廷で説明をするための大統領の出廷は、法務人権大臣及び第取る洋画定める特別委任状で指名を受けた大臣/官吏が代理が可能である。政府による憲法裁判

所での法律審査及び最高裁判所での法律より下位の法令審査の処理に関する大統領令 2016 年第 100 号に基づき、法務人権大臣は法廷に出廷するために高級中級官吏又はエセロン 1 レベルの官吏及びその他の管理に対し代理権を伴う委任状を出すことでさらに委任が可能。大統領の供述の読み上げについては、法務人権大臣、大臣、大臣レベルの官吏又は高級中級官吏又はエセロン I レベルの官吏が行う。

憲法裁判所に関する法律は、憲法裁判所での法律審査プロセスにおける被請求人の存在を定めていない。そのため、大統領/政府の存在は法廷における当事者としての立場ではない。憲法裁判所における法律審査法廷での大統領の出廷は、憲法裁判所が証言を聞くために呼び出した場合である。

憲法裁判所に関する法律 2003 年第 24 号の第 54 条は下記のとおり定めている：

「憲法裁判所は、国民協議会、国会、地方代表議会及び/又は大統領に対し審査中の請求に関連する証言及び/又は議事

録を求めることが可能。」

実際には、憲法裁判所での大部分の法律審査事件において、証言を求めるべく大統領/政府を関与させている。しかしいくつかの請求においては、憲法裁判所は請求を受けた問題がすでに明確であるとして総会において法律制定者及び関係者を出廷させずに法廷を行っている。

憲法上の審査事件における大統領の関与は下位の判断に基づいている：

- a. 審査する法律が国会と大統領の共同で作成されている
- b. 実際、大統領は法律の立案、審議及び法制化プロセスで重要な役割を果たしている。これまで大統領は政権実施の実際のニーズがあるためなどの理由で法案の策定のイニシアチブを多くとってきてもいる。そのため大統領は法律制定の背景、意図と目的を把握しているとみなされる。
- c. 大統領は行政権限を掌握している者、すなわち請求のポ

イントとなっている法律の実施に関連する証言をする必要があるとみなされる、法律の実施者である。

憲法裁判所が証言を求めるために大統領を呼ぶ必要がある場合、大統領は政府官吏に代理権を与えることが可能。法律審査における訴訟指針に関する憲法裁判所規程 No. 06/PMK/2005 に規定の法律審査時の訴訟指針の中で、憲法裁判所は大統領が法廷に自ら出廷しない機会を与えている。第 25 条 (2) 項及び (3) 項には、「大統領は法務人権大臣及び大臣及び/又は請求のポイントに関連する大臣レベルの官吏に代理権を伴う委任をすることが可能」としている。

法律審査における訴訟指針に関する憲法裁判所規程 No. 06/PMK/2005 の第 25 条の規定に基づき、大統領又は被委任者/代理権被委任者は法廷審理の全てに参加可能であり、裁判所が必要とし呼び出す場合には、少なくとも 1 事件につき 1 回は出廷が義務付けられる。

Q121

憲法裁判所/最高裁判所での法令審査において大統領の証言又は被請求人の回答に記載すべき事項は何か。

A :

大統領の証言又は被請求人の回答には少なくとも下記の事項を記載する：

- a. タイトル
- b. 冒頭、この部分には（憲法裁判所の審査の場合）大統領の証言又は（最高裁判所の審査の場合）被請求人の回答を伝える大統領の代理人の ID を記載。
- c. 請求のポイント、請求人が請求する請求のポイントを説明
- d. 憲法裁判所/最高裁判所の権限
- e. 請求人の法的地位、この部分には、請求人の法的地位に対する政府の評価に関する説明を記載。政府は請求人の法的地位の評価をせず直接裁判官合議体にその評価を委ねることも可能。

- f. 審査を請求する法令の内容にかかる大統領の証言又は被請求人の回答
- g. 主張、この部分で政府は結論又は証言若しくは被請求人の回答のフォローアップとして裁判官合議体に対し政府が求める事項を伝える、及び
- h. 官吏名と署名を記載した結び

（政府による憲法裁判所での法律審査と最高裁判所での法律より下位の法令審査の処理に関する大統領令 2016 年第 100 号の第 6 条（3）項及び第 12 条（2）項に基づく）

基本的に、大統領の証言又は被請求人の回答の中で記載が必要な事項については、憲法裁判所の法律審査及び最高裁判所での法律より下位の法令の審査における訴訟法の中で定められていない。法律審査における訴訟指針に関する憲法裁判所規程 No. 06/PMK/2005 の第 25 条（1）項には、「大統領の証言とは、口頭であるか書面であるかを問わず、関連の大臣及び/又は政府機関/庁との調整結果としての請求のポイントに関する政府の正式な証言のこ

とである」という定義をしているのみである。したがって記載が必要な事項及び証言/回答の様式については完全に、上述の政府による憲法裁判所での法律審査と最高裁判所での法律より下位の法令審査の処理に関する大統領令 2016 年第 100 号に記載された大統領/政府のポリシーとなる。

Q122

法令審査の法廷は一般公開かそれとも非公開か。

A :

司法権限に関する法律 2009 年第 48 号の第 13 条 (1) 項には「裁判所の審理の全ての法廷は、法律に別の定めがある場合を除き、一般に公開されている」と明言している。

法廷の審理の公開は、裁判官は法廷で話を聞くために当事者に同等の機会を与えることという意味の裁判の原則 *audi et alteram partem* を満たすために利用される。審理を行う合

議体は、判決の判断を強固にするために証人及び専門家を呼ぶことも可能。

憲法裁判所での法律審査の法廷において、audi et alteram partem の原則の適用は、裁判官の合議を除き、憲法裁判所の法廷は一般公開されているとする憲法裁判所に関する法律 2003 年第 24 号の第 40 条（1）項に明確に定められている。この文脈において裁判所は、請求人及び国民協議会、国会、地方代表議会及び/又は大統領などから証言を得るためにその他の者を呼び出す。憲法裁判所は証人と専門家の証言を求めることもできる。その法廷の中で一般国民も法廷の進行を見ることが可能である。

最高裁判所での法令審査において最高裁判所に関する法律は法廷の公開について特別のルールをもうけていないが、それを排除してもいない、最高裁判所に関する法律の 2 度目の改正に関する法律 2009 年第 3 号の第 31A 条（4）項は、請求受理から 14 営業日以内に審理を終えるよう期限を定めてい

る。これに関連し、憲法裁判所は判決 No. 85/PUU-XVI/2018 及び No, 93/PUU-XV/2017 の中で、審査完了期間が 14 日と制限されているため最高裁判所の法廷で直接当事者を出廷させることができないと説明している。

実際には、時間制限があるとの理由で、裁判官は当事者に証言を求めるために直接呼び出さないが、判決を行うための検討材料として書面で被請求人及び/又は専門家から回答を必要とする。これについては、法廷で審理を行う前に最高裁判所は 14 日以内に回答を得るために被請求人（規程制定者）に審査請求の写しを送付するという実体審査権に関する最高裁判所規程 2011 年第 1 号の中で定められている。被請求人の回答はその後裁判官合議体が判決を定める上での検討材料となる。

Q123

法令審査に対する判決の性質はどのようなものか。

A :

憲法裁判所に関する法律 2003 年第 24 号及びその改正である法律 2011 年第 8 号の第 10 条 (1) 項に基づき、法令審査判決が最終的な性質のものであると明言している。最終的とは、憲法裁判所の判決が言い渡されて以降即、確定の法的効力を有し、とりうる法的措置はもうないという意味である、本法における憲法裁判所判決の最終的性質は、拘束力を有する法的効力をも含む。

法的効力を有する判決の拘束的性質は、erga omnes、すなわち判決が請求人だけではなく全ての国民に有効であるという性質という意味でもある。

Q124

憲法裁判所と最高裁判所が審査し判決を受けた規範は Ne Bis in Idem として再審査の請求が可能か。

A :

裁判所が審査を行う判決を受けた規範は Ne Bis in Idem を

理由に再審査の請求はできない。

Ne Bis in Idem (一事不再理) は *excluse van gewijsde zaak* ともいわれるが、確定判決が裁判所によってなされた又は権限を有する司法機関によって拘束力を有する同じ対象の事件という意味である。

実際の裁判において、同じ事件及び同じ当事者に対し異なる判決を回避し正義を求める者に确实性を確保する目的で、二度の請求は認められない。

憲法裁判所における法律審査の Ne Bis in Idem 原則の適用は、審査済みの法律の項、条及び/又は部の内容は審査の再請求ができないとする、憲法裁判所に関する法律 2003 年第 24 号の改正に関する法律 2011 年第 8 号の第 60 条 (1) 項に定められている。

しかし、同条 (2) 項は審査の根拠となるインドネシア共和

国 1945 年憲法の内容が異なる場合には法律審査の再請求ができるという例外をもうけている。さらに法律審査における訴訟指針に関する憲法裁判所規程 No. 06/PMK/2005 の第 42 条 (2) 項には、憲法裁判所判決を下したことがある事件は請求理由が異なる合憲要件に基づき審査の再請求が可能としている。

実際の法律審査において憲法裁判所は *Ne Bis in Idem* の原則の適用を下記の要件に基づき逸脱又は適用除外が可能：

- a. 審査の根拠とするインドネシア共和国 1945 年憲法の内容が異なる（憲法裁判所に関する法律第 62 条 (2) 項）
- b. 当該請求の理由となる違憲要件が異なる（法律審査における訴訟指針に関する憲法裁判所規程 No. 06/PMK/2005 の第 42 条 (2) 項）

例：

タバコの中の中毒性物質に関連する事件 No. 24/PUU-X/2012 の中で、憲法裁判所は、請求人の理由が事件 No. 19/PUU-VIII/2010 及び No. 34/PUU-VIII/2010 に記載のとおり、それ

以前の請求と同じであるため請求人の請求は Ne Bis in Idem であるとしている。

逆に、再審査請求要件に関連して AntasariAzhar らが請求した事件 No. 34/PUU-XI/2013 においては、憲法裁判所は刑事訴訟法の第 268 条（3）項は合憲審査が請求され判決が出ているが審査根拠が異なるため請求人の請求は Ne Bis in Idem とはならないとしている。

Q125

憲法裁判所で法律が審査されている場合、最高裁判所で審査中のその実施規程はどうなるか。

A :

憲法裁判所に関する法律 2003 年第 24 号の第 55 条に基づけば、最高裁判所で実施中の法律より下位の法令審査は、その規程審査の根拠となっている法律が憲法裁判所で審査中の場合、憲法裁判所の判決が出るまで停止が義務付けられる。

これは、憲法裁判所が、「停止」の語はその解釈に請求却下を含むためとしている。つまり「停止」の語は「請求却下」又は「審理の延期」の両方の意味を有するため、これを使用すると法の不確実性を招く。この不確実性は憲法裁判所に関する法律 2003 年第 24 号の第 55 条の規範と、迅速で簡素で低コストの裁判の原則に基づく実体審査裁判プロセスを行う正義を求める人にとって、法の不確実性につながる。

その規範には、請求却下、すなわち実体審査請求が最高裁判所に受け入れられないとする最終判決により停止するという意味も含んでいる。請求却下の最終判決は当然一時停止とは読み替えられず、恒久的に審査プロセスを停止するということになる。したがって実体審査をまた請求したい場合、新たな請求方法によらなければならず、再請求費用の支払いも伴う。そのため、憲法裁判所に関する法律 2003 年第 24 号の第 55 条の規範、特に「停止」という語は法の不確実性を招いており、司法権限法に定められた迅速で簡素で低コストの裁判

の原則に一致しない。

「最高裁判所で実施中の法律より下位の法令の審査は、その規程審査の根拠となっている法律が憲法裁判所で審査中の場合憲法裁判所の判決まで停止することが義務付けられる」とする部分は「最高裁判所で実施中の法律より下位の法令審査はその規程審査の根拠となっている法律が憲法裁判所の審査中である場合、憲法裁判所の判決が出るまで審理を延期する」と読み替えない限り、インドネシア共和国 1945 年憲法に反しているとされ、拘束力を有する法的効力を有していない。

例：

総選挙に関する法律 2017 年第 7 号が憲法裁判所で司法審査中であつたため、憲法裁判所に関する法律 2003 年第 24 号の第 55 条の命令に基づき最高裁判所による議員の立候補に関する総選挙委員会規程 2018 年第 20 号訴訟のフォローアップは一時停止された。

Q126

Dissenting opinion とは何か。Dissenting opinion がある場合の判決のステイタスはどうなっているか。

A :

直訳すれば dissenting opinion とは異なる意見のことである。法令審査裁判における dissenting opinion は合議体の裁判官の大多数とは異なる憲法裁判所/最高裁判所の 1 以上の裁判官の意見/判決として意味づけられる。

基本的に裁判の判決は裁判官の話し合いによる合意に基づきなされる。しかし法律は満場一致とならない可能性も残しており、多数決で裁決が行われる。異なる意見を有する裁判官についてその異なる意見は判決の中に記載が義務付けられている（司法権限に関する法律 2009 年第 48 号第 14 条及び憲法裁判所に関する法律 2003 年第 24 号の第 45 条（10）項参照）。しかし、dissenting opinion はいかなる法的結果を招くものではない。

実際、dissenting opinion は、刑事訴訟法に関する法律 1981 年第 8 号の審査に関する判決 No. 21/PUU-XII/2014 など複数の憲法裁判所判決で適用されたことがある。

Q127

憲法裁判所は緊急政令の審査権限を有しているか。

A :

緊急政令は法律と同様の地位を有しているため、憲法裁判所は緊急政令の審査権限を有している。

インドネシア共和国 1945 年憲法であれ憲法裁判所に関する法律であれ緊急政令審査権限について定めてはいない。しかし憲法裁判所判決 No. 138/PUU-VII/2009 の中で憲法裁判所は憲法に対する緊急政令審査権限を有していると表明している。

憲法裁判所は判決 No. 138/PUU-VII/2009 の判断の中で、基本的に、緊急政令は法律と同様の地位を有していると述べている。緊急政令は「やむを得ない緊迫した事項がある場合に大統領は法律にかわる政令を定める権利を有する」とするインドネシア共和国 1945 年憲法の第 22 条（1）項に定められている。先の文章から、本条でいう政令とは法律にかわるものとしてのものであり、本来はその内容は法律の枠組みで定めべきだがやむを得ない緊迫した事項があるためにインドネシア共和国 1945 年憲法は大統領に法律にかわる政令を定める権利を与え、法律にかわるものとしての規程を作る権利を国会に与えていないのである。

憲法裁判所はインドネシア共和国 1945 年憲法の第 22 条（1）項に規定のやむを得ない緊迫した事項について 3 つの理由を述べている：

- a. 状況、すなわち法律に基づき迅速に法的問題を解決するという差し迫ったニーズが存在する
- b. 必要とする法律がまだないので法的空洞化が生じている

又は法律はあるが十分ではない

- c. 時間がかかるために通常の手続きで法律を作る方法ではその法的空洞化が克服できないがその一方でその差し迫った状況を解決する確実性が必要

判断の中でさらに憲法裁判所は下記を表明している：

「緊急政令は法的規範を生み、新たな法的基本として(a)新たな法的ステイタス、(b)新たな法的関係及び(c)新たな法的結果、を生じうる。その法的規範は緊急政令承認以降に生まれその法的規範の運命は緊急政令の法的規範を受け入れるかどうか国会の承認にかかっている。しかし、国会が受け入れるかどうかの意見が出る前に、その法的規範は正当かつ法律同様に有効である。法律と同様の拘束力を有する法的規範を生じうるため、その緊急政令にある規範に対し、憲法裁判所はインドネシア共和国 1945 年憲法と実体的な矛盾がないか審査が可能である。したがって裁判所は国会が受け入れるかどうか以前及び既にに法律となっているため国会の承認後に、インドネシア共和国 1945 年憲法に対する緊急政令審

査の権限を有している (判決 No. 138/PUU-VII/2009 の 3.3 参照)。

法律と同等の緊急政令の地位は、UUP3 の第 7 条 (1) 項に記載の法令の種類とヒエラルキー規制の中でも法律と同様の地位であると明記している。

Q128

憲法裁判所の判決の種類は何か。

A :

憲法裁判所に関する法律 2003 年第 24 号の第 56 条の規定に基づき、基本的には憲法裁判所の判決は 3 種類ある :

- a. 請求人の請求を却下
- b. 請求人の請求を認容、及び
- c. 請求人の請求を棄却

憲法裁判所に関する法律 2003 年第 24 号の第 56 条の規定全

体は下記のとおり：

- a. 憲法裁判所が、請求人及び/又はその請求が第 50 条及び第 51 条の要件を満たしていないとする場合、判決文で請求却下を表明
- b. 憲法裁判所が、請求には理由ありとする場合、判決文で請求を認容と表明
- c. (2) 項に規定のとおり請求が認められる場合、憲法裁判所はインドネシア共和国 1945 年憲法に反する法律の項、条及び/又は部の内容を明確に述べる。
- d. その法律の制定がインドネシア共和国 1945 年憲法に基づく法律制定規定を満たしていない場合、判決文には請求を認容と表明
- e. 法律が、その制定についてであれ一部又は内容全体についてであれ、インドネシア共和国 1945 年憲法に反していない場合、判決文には請求棄却を表明

しかし実際には憲法裁判所は下記の性質の判決も出している：

a. 条件つき合憲

条件つき合憲(conditionally constitutional)とは、条件つきで審査を受けた条鋼の規定がインドネシア共和国1945年憲法に反していないと表明する判決。審査を受けた条の規定は憲法裁判所の定める要件/意味を満たしている限り合憲とするもの。

下記の性質を含む、明示的であれ暗示的であれ条件つき合憲を記載した法的判断と判決文が各種存在する：

1. 憲法裁判所が定める条件に基づき規定の合憲性を維持する目的での条件つき合憲判決
2. 法律制定プロセスで拘束力を有する条件つき合憲判決の中で憲法裁判所が定める条件
3. 法律制定者が、憲法裁判所が判決の中で定めた条件に基づいていない場合、審査済みの規範の再審査の余地を残している
4. 条件つき合憲判決は、同様の規範の合憲判断をする上で憲法裁判所のレファレンス又は指針となる
5. 条件つき合憲判決は、法律の中でテキストとして記載

されていない規範の審査の余地を残している

6. 条件つき合憲判決は法の空洞化に対応するためのもの
7. 条件つき合憲判決に基づく法律の解釈者であると同時に限定的な法律制定者でもある憲法裁判所の地位

条件つき合憲判決の例：

国会、地方代表議員及び地方議会の総選挙に関する法律 2008 年第 10 号の第 12 条 c の審査に関する 2008 年 7 月 1 日付判決 No. 10/PUU-VI/2008。憲法裁判所は判決文の中で当該条は代表する州の所在地条件を載せると読み替える限りにおいて引き続き合憲と述べている。

b. 条件つき違憲

条件つき違憲 (conditionally unconstitutional) とは、条件つき合憲の逆の判決である。条件つき違憲判決では審査を請求する条がインドネシア共和国 1945 年憲法と条件つきで反していると述べている。つまり審査を請求した条が、憲法裁判所の定める条件を満たさない場合には

違憲、満たす場合には合憲とするもの。

例：

憲法裁判所判決 No. 4/PUU-VII/2009

Q129

法令審査にかかる憲法裁判所の判決の実施/フォローアップはどのようなものか。

A：

法令審査にかかる憲法裁判所の判決のフォローアップは、下記のとおり分類される：

a. 即実施可能で法令制定のフォローアップが必要ない判決。

下記の場合に生じる：

1. 憲法裁判所が法令審査の請求を棄却し、その判決により生じる影響がないため、条/項又は内容が上位法令の反していないと表明
2. 憲法裁判所が認容し、条/項の規範が矛盾又は内容が拘束力を有する法的効力を有しないと表明しているが、

矛盾しているとされた内容が改正、取り消し、新たな
ルールの形でのフォローアップを必要としない。これ
は、矛盾しているとされた規範が当該規程又は実施規
程のその他の規範と相関性を有していない場合に生じ
うる。

b. 法令制定によりフォローアップが必要な判決

一般に憲法裁判所の判決が、法令の条、甲、部、内容の規
範がその一部又は全体が矛盾していると表明し請求を認
めた場合に生じうる。しかし憲法裁判所での法律審査の
判決においては、判決で条件つき棄却の場合にも生じう
る、法令制定で生じうるフォローアップは下記のとおり：

1. 審査を受けた法令に関連する改正、取り消し及び新
たなルールの制定。

憲法裁判所の判決による法律の改正、取り消し又は
法案の制定は、公開国家立法計画に提起が可能。その
メカニズムは UUP3 の立案規程に基づく。

2. 審査を受けた法令の実施規程の改正、取り消し又は新
たなルールの制定

憲法裁判所の判決の中で憲法裁判所の解釈に基づき特定の条を読み替えることで一部認められるという内容の場合に生じうる。この判決は基本的に審査を受けた法律の規範を変えない。当該法律は引き続き本来とおり機能するが、当該解釈がそれまでの実施規程に影響を及ぼしうる。そのため実施規程レベルでの改正、取り消し又は新たなルールの制定が必要となる。

Q130

最高裁判所における法令審査の判決の種類は何か。

A :

最高裁判所における法令審査事件の判決は 3 種類 :

- a. 却下
- b. 認容
- c. 棄却

最高裁判所に関する法律 1985 年第 14 号の 2 度目の改正に

関する法律 2009 年第 3 号の第 31A 条 (5) 項から (9) 項までに法律より下位の法令審査に関連する最高裁判所の判決の種類が定められている：

- a. 最高裁判所が請求人又はその請求が条件を満たしていないとする場合、判決は請求却下を表明
- b. 最高裁判所が請求には理由ありとする場合、請求認容を表明
- c. 請求が (6) 項に規定のとおり認容の場合、上位法令と矛盾する法律以下の法令の項、条及び/又は部の内容を明確に表明。
- d. 最高裁判所の判決が (7) 項に規定のとおり請求を認容の場合、判決言い渡し日から 30 営業日以内に公報又は地方公報に記載のこと。
- e. 法律より下位の法令が上位法令と矛盾していない及び/又は制定における矛盾がない場合、判決には請求棄却と表明。

Q131

法律より下位の法令審査にかかる最高裁判所の判決はどの

ように実施するか。

A :

法律より下位の法令審査にかかる最高裁判所の判決の実施は、判決が法令を発行した国家行政機関又は官吏に送付されてから 90 日以内に実施する。当該官吏が判決の義務を遂行しない場合、その国家行政機関又は官吏が発行した法令は法的効力を有さなくなる（実体審査権に関する最高裁判所規程 2011 年第 1 号）。

第 5 章

第5章 法令策定技術

a. 法令の枠組み

I. タイトル

Q132

法令のタイトルには何を記載するのか。

A :

法令のタイトルには法令の種類、番号、法制化又は制定年及び名前を記載する（UUP3 の附属書類 II の 2）。

例 :

インドネシア共和国法律 → 法令の種類

メッカ巡礼及び小巡礼に関する → 法令の名称

2019 年 8 号 → 法令の公布された年と番号

Q133

法令の名前の構成の仕方はどうすればよいか。

A :

法令の名前の構成については UUP3 の付属書類 II の 3 から 13 に定められている。簡単に説明すれば下記のとおり :

- a. 法令の名前は 1 語又はフレーズのみを用いて簡潔にかつ意味の本質をとらえ、法令の内容を反映したものをつくる。

1 語を用いた法令名の例 :

- 特許
- 財団
- 電力

フレーズを用いた法令名の例 :

- 公衆の面前での言論の自由
- 地方税及び地方手数料
- 国の旗、言語並びにシンボル及び国歌

- b. 改正法案の名前には改正する法令タイトルの前に「・・・の改正にかかる」のフレーズを追加する。

- c. 2 回以上の改正法令の場合、過去の改正の詳細を記載することなく、「改正」と「・・・にかかる」の語の間に何度改正が行われたかの説明を入れる。
- d. 改正された法令が略称を有する場合、改正法令は改正された法令の略称名の使用が可能。
- e. 取り消し法令の名前には、取り消す法令のタイトルの前に「取り消し」の語を追加する。
- f. 法律として制定する緊急政令の名前には、定める法令タイトルの前に「制定」の語を追加し、「法律とする」のフレーズで終わる
- g. 国際条約法令の名前には、承認する国際条約の名前の前に「承認」の語を追加する。
- h. 国際条約の中でインドネシア語が公式テキストの一つとして使われる場合、インドネシア語の条約名に続き、イタリックで公式テキストの外国語をカッコの中に配置して記載する。
- i. 国際条約の中でインドネシア語が公式テキストの一つとして使われない場合、イタリックの英語の条約名に続き、

インドネシア語の翻訳をカッコの中に配置して記載する。

Q134

委任に基づく法令の名前は委任をした法令規定の書きぶりと違っててもよいか。

A :

委任に基づく法令の名前は、定める内容又は範囲が同じ意味を有する又は委任をした法令から逸脱しない限り、異なる書きぶりが可能。

例 :

UUP3 の第 98 条 (2) 項の規定 :

「(1) 項に規定の法令ドラフターの参加と育成に関する規定は政令で定める」

その委任に基づく規程が、「法令制定における法令ドラフターの参加及びその育成に関する政令 2015 年第 59 号」となっている。

II. 冒頭

II.A 考慮事項

Q135

法律の考慮事項の書きぶりはどのようなになっているか。

A :

法律の考慮事項の構成は、制定の判断及び理由となる哲学的、社会的及び法的要素を記載し、哲学的、社会的、法的の順序で配置する。

・哲学的要素は、心の内面やパンチャシラとインドネシア共和国 1945 年憲法の冒頭に由来するインドネシア国民の哲学を含む、人生観、意識及び法的理想を考慮して規程が制定された旨を表す。

・社会的要素は、社会の各種側面のニーズを満たすために規程が制定された旨を表す。

・法的要素は、法的確実性と社会の公平感を保証するために、既存のルール、改正予定のルール又は取り消し予定のルール

を考慮しつつ、法的問題を解決する又は法的空洞化を埋めるために規程が制定された旨を表す。

例：

- a. 各人は心身共に豊かな生活ができ、インドネシア共和国 1945 年憲法に規定の社会的、民族的、国家的開発ができるようにするために保健サービスを受ける権利を有すること（哲学的要素）。
- b. 国民に対する保健サービス、特に助産師が責任、説明責任をもち、高品質で安全で持続的に実施する女性と乳児に対するサービスは、まだプロフェッショナリズム、コンピテンシー及び権限の面での問題を抱えていること（社会的要素）
- c. 助産師による保健サービスに関する規制又は助産師の職及び職業行為に対する認定が他の医療人材のようにまだ包括的には定められておらず、国民に対する保健サービス実施において助産師の保護と法的確実性を与えていないこと（法的要素）

d. a, b, c を考慮し、助産師に関する法律の制定が必要である
こと
を考慮し

Q136

直接命令に基づく政令、大統領令又は大臣令/庁/機関/委員会
会規程の考慮事項の書きぶりはどのようなになっているか。

A :

直接命令に基づく政令、大統領令又は大臣令/庁/機関/委員
会の考慮事項には、1 つの考慮事項、すなわち政令、大統領
令又は大臣令/庁/機関/委員会規程の制定を命じている法令
の条の規定を記載することで法的考慮事項を記載すれば足
る。

例 :

政令の直接命令による大統領令の考慮事項 :

森林地帯の利用に関する政令 2010 年第 24 号の第 5 条 (2)

項の規定を実施するために、地下採掘のための保護林地域の利用に関する大統領令を定める必要があること、
を考慮し

Q137

法律で明確な命令のない政令の考慮事項の書きぶりはどのようなになっているか。

A :

法律で明確な命令のない政令の考慮事項には次のとおり記載すること :

- a. 哲学的、社会的及び/又は法的な基本的考えを記載した当該政令制定が必要な理由、及び
- b. 法的な基本的考えについては、政令実施のための根拠となる法律の条を述べること

例 1 :

- a. インドネシアにおける外国人の自立の矯正機関はインド

ネシア共和国統一国家の主権を尊重し、国民、民族及び国家に利益を供与し、国民の社会文化的価値観を尊重し、インドネシアで有効な法に順守する必要があること、

b. A に規定のインドネシアにおける外国人の自立の矯正機関実施業務秩序を構築するために、許認可供与、許認可チーム及び外国人の自立の矯正機関法人承認判断及び外国財団法人矯正機関又は矯正機関に関する法律2013年第17号の第49条及び第79条に規定のその他の名称の組織への罰則の適用手順に関する規定が必要であること、

c. a, b, c を考慮し、外国人の自立の矯正機関に関する政令が必要であること、

を考慮し

例2：

a. 低所得層向け住宅は、Nawacita に記載の第2項目：中央政府は効果的で民主的で信頼性がある政権の開発を怠らない、及び5項目：インドネシア人の生活水準を向上させる、の実現プログラムとしての100万戸の住宅開発国家

プログラムであること、

- b. 住宅及び住宅地に関する法律 2010 年第 1 号の第 13 条 g、
第 14 条 i、第 15 条 n、及び第 54 条（1）項に基づく低所得層向けの住宅供給の加速化のためであること、
- c. a 及び b を考慮し、低所得層向け住宅開発に関する政令を定める必要があること

Q138

行政権限の実施のための大統領令の考慮事項の書きぶりはどのようなになっているか。

A :

UUP3 の付属書類 26 号 :

行政権限実施のための大統領令の考慮事項は、大統領令制定の判断及び理由となる哲学的、社会的及び法的要素を記載する。

例 :

- a. 3 つのプレートが会合する場所に位置するインドネシアの地質状況により、インドネシアは価値ある多様性を有していること
 - b. 地質多様性は、生物多様性、文化の多様性に関連する地質遺産の価値を有し、特に観光地開発の枠組みにおいて持続的なジオパーク開発コンセプトを通じて活用が可能であること、
 - c. 観光セクター開発を通じた保護、啓蒙及び持続的な国民経済開発の 3 つの柱を通じたジオパーク開発の枠組みにおいて、中央政府及び地方政府にとっての指針となりうるジオパーク開発管理が必要であること、
 - d. a, b, c を考慮し、ジオパーク開発に関する大統領令を定める必要があること、
- を考慮し

Q139

取替となる法律の考慮事項の書きぶりはどのようなになっているか。

A :

取替となる法律の考慮事項の書きぶりは、できれば哲学的、社会的及び法的要素を記載してまとめるのが望ましい。

例 :

- a. 法治国家としてのインドネシアの実現のために、国はインドネシア共和国 1945 年憲法に基づくインドネシア国民の権利と義務の保護を保証するための国家法体系の中で計画的、統合的及び持続的に法開発を実施する義務を負うこと、
- b. きちんとした法令に対する国民ニーズを満たすために、法令制定権限を有する全ての機関を拘束する、確実に標準的な方法で実施するための法令制定に関する規程が必要であること、
- c. 法令制定に関する法律 2004 年第 10 号にはまだ不足があり、きちんとした法令制定ルールに関する国民のニーズの進展を取り込めていないためこれを取り替える必要があること、

- d. a, b, c を考慮し、法令制定に関する法律制定が必要である
こと
を考慮し

Q140

取替の場合の政令、大統領令又は大臣/庁/機関/委員会規程
の考慮事項の書きぶりはどのようなになっているか。

例：

特定の粗売上を有する納税義務者から受け取る又は取得する所得にかかる所得税に関する政令 2018 年第 23 号

- a. 特定期間の特定粗売り上げを有する納税義務者に便宜を与え、より公平感を与えることでフォーマル経済活動への国民の参加を促進するために、特定の粗売上を有する納税義務者から受け取る又は取得する所得にかかる所得税に関する政令 2013 年第 46 号を取り替える必要があること、
- b. a を考慮し、所得税に関する法律 1983 年第 7 号及び数次

にわたり改正されその最終改正である所得税に関する法律 1983 年第 7 号の 4 度目の改正に関する法律 2008 年第 36 号の第 4 条 (2) 項 a と第 17 条 (7) 項の規定を実施するために、特定の粗売上を有する納税義務者から受け取る又は取得する所得にかかる所得税に関する政令を定める必要があること、

を考慮し

Q141

改正の場合の政令、大統領令又は大臣/庁/機関/委員会規程の考慮事項の書きぶりはどのようなになっているか。

A :

改正の場合の政令、大統領令又は大臣/庁/機関/委員会規程の考慮事項は「社会的及び/又は法的考えを記載した形での法令の「改正が必要な理由」を記載すること、

法律より下位の実施法令の改正は、改正予定の規定に既に存

在するため、それを委任する条の記載は必要ない。ただし新たな法令案に内容を記載予定の新たに委任を受けた条がある場合にはこの限りではない。

例：

教師に関する大統領令 2008 年第 74 号の改正に関する大統領令 2017 年第 19 号

- a. 教師は専門人材としてプロフェッショナルリズムの原則に基づく教授実施ビジョンの実現のために戦略的役割を有していること、
- b. 教師のプロフェッショナルリズムの実現のために教師管理の改善が必要であること、
- c. 教師に関する大統領令 2008 年第 74 号は、専門教育者としての教師官吏の進展に応じるために調整が必要であり、そのために改正が必要であること、
- d. a, b, c を考慮し、教師に関する大統領令 2008 年第 74 号の改正に関する大統領令を定める必要があること、を考慮し

国家予算実施手順に関する大統領令 2013 年第 45 号の改正に関する大統領令 2018 年第 50 号

- a. きちんとした国家財政管理の原則に留意しつつ、よりプロフェッショナルで透明で効果的で効率的で責任感を有する予算実施の加速化と近代化を支えるために、国家予算実施手順に関する大統領令 2013 年第 45 号に規定の国家予算実施手順の改正が必要であること、
 - b. a を考慮し、国家予算実施手順に関する大統領令 2013 年第 45 号の改正に関する大統領令を定める必要があること、
- を考慮し

Q142

法令取り消しの場合の考慮事項の書きぶりはどのようなになっているか。

A :

法令取り消しの場合の考慮事項は、哲学的、社会的及び/又は法的考えを記載した法令の取り消しの必要性の理由を記載してまとめる。

例：

- a. 資本市場に関する法律 1995 年第 8 号の第 100 条 (3) 項の規定の実施の枠組みにおいて、資本市場分野の検査手順に関する政令 1995 年第 46 号が定められていること、
- b. 金融庁に関する法律 2011 年第 21 号の第 55 条 (1) 項の規定に基づき、2012 年 12 月 31 日以降、資本市場、保険、年金基金、金融機関及びその他の金融サービスセクターにおける金融サービス活動の規制及び監督の機能、任務及び権限は財務大臣及び資本市場監督庁から金融庁に移管していること、
- c. b に規定の資本市場セクターの緊急サービス活動の規制及び監督の機能、任務及び権限を実施するために、金融庁は資本市場セクターにおける検査に関する規程を定めていること、
- d. a, b, c を考慮し、法的確実性を与えるために、資本市場分

野における検査手順に関する政令 1995 年第 46 号の取り
消しに関する政令を制定する必要があること、

Q143

同じレベルの 2 つ以上の法令から委任を受けた法令の考慮
事項の書きぶりはどのようになっているか。

A :

同じレベルの 2 つ以上の法令から委任を受けた法令の考慮
事項は、委任する法令の全ての条を述べた上でまとめる。

例 :

所得税に関する法律 1983 年第 7 号及び数次にわたり改正されその最終改正である所得税に関する法律 1983 年第 7 号の
4 度目の改正に関する法律 2008 年第 36 号の第 31D 条の規定
を実施するため、及び物品サービス付加価値税及び奢侈品販売税に関する法律 1983 年第 8 号及び数次にわたり改正され
その最終改正である物品サービス付加価値税及び奢侈品販売

売税に関する法律 1983 年第 8 号の 3 度目の改正に関する法律 2009 年第 42 号の第 168 条（1）項の規定を実施するために、Gross Split 利益分与契約に基づく石油ガス上流事業活動における税待遇に関する政令を定める必要があること

II. B 法的根拠

Q144

法令の法的根拠に記載が必要なものは何か。

A :

法令の法的根拠に記載が必要なものは :

- a. 法令制定権限の根拠、及び
- b. 法令制定を命じる法令

(UUP3 付属書類 II の 28)

法令制定権限の根拠とは、インドネシア共和国 1945 年憲法又は法令制定を可能とする法律によって与えられた権限属性に基づく機関又は官吏の法的根拠のことである。

また、法律の命令に基づき政府が設立した庁、機関又は委員会の法令制定権限の根拠は、庁、機関又は委員会規程である。

Q145

法律の根拠とすることができる法令は何か。

A :

法律の法的根拠に記載する法令：

a. 法律の法的根拠：

1. 国会に由来する法律の場合、インドネシア共和国 1945 年憲法の第 20 条及び第 21 条
2. 大統領に由来する法律の場合、インドネシア共和国 1945 年憲法の第 5 条（1）項及び第 20 条
3. 地方代表議会の提案に基づき国会に由来する法律の場合、インドネシア共和国 1945 年憲法の第 20 条及び第 20D 条（1）項
4. 直接法律を命じる場合、インドネシア共和国 1945 年憲

法にある 1 以上の条を追加

5. その内容が当該法律を含む場合、インドネシア共和国

1945 年憲法の 1 以上の条の詳細を追加

b. 緊急政令を法律として制定する法律の法的根拠：

1. 緊急政令を法律として制定するための法律の場合、イ

ンドネシア共和国 1945 年憲法の第 5 条 (1) 項、第 20

条及び第 22 条 (2) 項

2. 直接法律を命じる場合、インドネシア共和国 1945 年

憲法にある 1 以上の条を追加（あれば）

3. その内容が当該法律を含む場合、インドネシア共和国

1945 年憲法の 1 以上の条の詳細を追加

c. 緊急政令取り消しの法律の法的根拠：

1. 国会に由来する緊急政令取り消しの法律の場合、イン

ドネシア共和国 1945 年憲法の第 20 条、第 21 条及び

第 22 条 (3) 項

2. 大統領に由来する緊急政令取り消しの法律の場合、イ

ンドネシア共和国 1945 年憲法の第 5 条 (1) 項、第 20

条及び第 22 条 (3) 項

Q146

緊急政令の法的根拠とすることができる法令は何か。

A :

緊急政令の法的根拠に記載する法令 :

- a. インドネシア共和国 1945 年憲法の第 22 条 (1) 項
- b. 直接法律を命じる場合、インドネシア共和国 1945 年憲法
にある 1 以上の条を追加 (あれば)
- c. その内容が当該法律を含む場合、インドネシア共和国
1945 年憲法の 1 以上の条の詳細を追加

Q147

政令の法的根拠とすることができる法令は何か。

A :

政令の法的根拠に記載する法令 :

- a. インドネシア共和国 1945 年憲法の第 5 条 (2) 項
- b. 法律をきちんと実施するために委任をする又は命じる法令

Q148

大統領令の法的根拠とすることができる法令は何か。

A :

大統領令の法的根拠に記載する法令 :

- a. インドネシア共和国 1945 年憲法の第 4 条 (1) 項
- b. 委任に基づく規程の場合、委任をする法令

Q149

その内容が行政権限を実施するための大統領令の法的根拠は何か。

A :

その内容が行政権限を実施するための大統領令を定めるた

めの大統領の権限の根拠は、インドネシア共和国 1945 年憲法第 4 条の「インドネシア共和国大統領は憲法に基づく行政権限を掌握している」である。法令制定を命じる法令がないため、関連法令の記載は必要ない。そのため、インドネシア共和国 1945 年憲法の第 4 条（1）項を記載。

Q150

大統領令が政令からの委任によるが元となる法律からの委任でない場合、元となる法律は法的根拠として入れる必要があるか。

A: 命じているのが政令で元の法律からの命令ではない場合、委任をしている政令と制定権限の根拠を記載すれば足る（UUP3 付属書類 II の 28 号参照）。

例：

- a. インドネシア共和国 1945 年憲法の第 4 条（1）項
- b. 地方財政官吏に関する政令 2018 年第 12 号（官報 2019 年

42 号、官報追記 6322 号)

に鑑み

(備考：元の法律である地方政府に関する法律 2014 年第 23 号は法的根拠に入れる必要なし)

Q151

大臣令、庁、機関又は委員会規程の法的根拠に記載するのは何か。

A：

大臣令、機関又は委員会規程の法的根拠は、制定権限の根拠を有する及び直接命じている法令のみが認められる。したがってその内容が関連するが命じていない法令は法的根拠に記載の必要がない。

大臣令の法的根拠：

a. 法令制定権限根拠

1. インドネシア共和国 1945 年憲法の第 17 条 (3) 項

- 2. 省庁に関する法律
- 3. 省庁の構成及び組織に関する大統領令、及び
- b. 命じた法令（あれば）及び/又は組織及び作業手順に関する大臣令

例：

- a. インドネシア共和国 1945 年憲法の第 17 条（3）項
- b. 省庁に関する法律 2008 年第 39 号（官報 2008 年 166 号、官報追記 4916 号）
- c. 法令制定に関する法律 2011 年第 12 号の実施規程に関する大統領令 2014 年第 87 号（官報 2014 年 199 号）
- d. 法務人権省に関する大統領令 2015 年第 44 号（官報 2015 年 84 号）
- e. 法務人権省の組織及び作業手順に関する法務人権大臣令 2015 年第 29 号（公報 2015 年 1473 号）

付記：

—1, 2, 4 号の規程は法令制定権限の根拠、3 号は命じた法

令

—法令は種類、番号及び法制化年に応じて並べる

庁、機関又は委員会規程の法的根拠

a. 法令制定権限の根拠：

1. 規制権限を与えている、庁、機関又は委員会設立を定めた法律又は大統領令

2. 庁、機関又は委員会の構成及び組織に関する大統領令、及び

b. 命じた法令（あれば）及び/又は組織及び作業手順に関する庁、機関又は委員会規程

例 1：

a. 宇宙に関する法律 2013 年第 21 号（官報 2013 年 133 号、官報追記 5435 号）

b. 国家航空宇宙機関に関する大統領令 2015 年第 49 号（官報 2015 年 91 号）

c. 国家航空宇宙機関の組織及び作業手順に関する国家航空

宇宙機関規程 2015 年第 8 号（公報 2017 年 1573 号）及び
その改正である国家航空宇宙機関の組織及び作業手順に
関する国家航空宇宙機関規程 2015 年第 8 号の改正に関す
る国家航空宇宙機関規程 2017 年第 8 号（公報 2017 年 1723
号）

に鑑み

例 2 :

- a. マネーロンダリング犯罪防止及び撲滅に関する法律 2010
年第 8 号（官報 2010 年 122 号、官報追記 5164 号）
- b. 金融取引報告分析センターの権限実施手順に関する大統
領令 2011 年第 50 号
- c. 金融取引報告分析センターの組織及び作業手順に関する
大統領令 2012 年第 48 号（官報 2012 年 110 号）及びその
改正である金融取引報告分析センターの組織及び作業手
順に関する大統領令 2012 年第 48 号の改正に関する大統
領令 2016 年第 103 号（官報 2016 年 284 号）
- d. 金融取引報告分析センターの組織及び作業手順に関する

金融取引報告分析センター長規程 2017 年第 3 号（公報
2017 年 670 号）

Q152

大臣令が大統領令からの委任ではあるが元となる法律又は政令の委任を受けていない場合、元となる法律又は政令は法的根拠として入れる必要があるか。

A：

大統領令に委任をする大統領令の元となる法律又は政令は、大臣令の法的根拠に入れる必要はない。命じているのが大統領令である場合、記載するのは委任する大統領令で十分である。

法令制定に関する法律 2011 年第 12 号の実施規程に関する
大統領令 2014 年第 87 号の委任である大臣令の条的根拠の
記載例：

a. インドネシア共和国 1945 年憲法の第 17 条（3）項

- b. 省庁に関する法律 2008 年第 39 号（官報 2008 年 166 号、官報追記 4916 号）
- c. 法令制定に関する法律 2011 年第 12 号の実施規程に関する大統領令 2014 年第 87 号（官報 2014 年 199 号）
- d. 法務人權省に関する大統領令 2015 年第 44 号（官報 2015 年 84 号）
- e. 法務人權省の組織及び作業手順に関する法務人權大臣令 2015 年第 29 号（公報 2015 年 1473 号）

Q153

法律及び政令で直接委任を受けている法令の法的根拠の書きぶりはどうなっているか。

A :

そういう場合、命じている又は委任している法律及び政令の両方を法的根拠に入れる必要がある。

Q154

大臣令が政令の委任を受けているが元の法律の委任を受け

ていない場合、元の法律を法的根拠として入れる必要があるか。

A :

その大臣令には法的根拠の中で法律の記載は必要なく、委任する政令のみ記載すれば足りる。

II. C. 表明

Q155

diktum（表明）とは何か。

A :

インドネシア語大辞典の中で、diktum とは：

- a. 正式な発言（表明）
- b. 決定、決定を含む定めの部分
- c. 裁判所の判決の中で裁判官が定める事項を記載した部分、
判決文

上記の定義に準拠し、法令における diktum は法令制定の権限を有する官吏の表明及び/又は国家機関の合意を記載した部分のこと。その表明及び/又は合意の内容は法的規範となり条の中で記載される。

Q156

法令の表明部分の策定技術はどうなっているか。

A :

表明の策定技術は UUP3 付属書類 II の 53 から 59 に記載されている。

法令の表明部分の構成は :

- a. 共同承認のフレーズ（法律と条令の場合）
- b. 「決定した (MEMUTUSKAN)」の語
- c. 「定める (Menetapkan)」の語、及び
- d. 法令の種類及び名前

備考：

- a. 法律の場合、MEMUTUSKAN(「決定する」)の語の前に
Dengan Persetujuan Bersama DEWAN PERWAKILAN RAKYAT
REPUBLIK INDONESIA dan PRESIDEN REPUBLIK
INDONESIA(「インドネシア共和国国会及びインドネシア
共和国大統領の共同承認に基づき」)を記載、センタリン
グで配置 (UUP3 附属書類 II の 55)
- b. MEMUTUSKAN(「決定した」)の語はスペースなしの全て大文
字で、「:」で終わり、センタリングで配置 (UUP3 附属書
類 II の 54)
- c. Menetapkan(「定める」)の語は、MEMUTUSKAN(「決定した」)
の語の後に記載、Menimbang(「を考慮する」)と
Mengingat(「を鑑み」)の語と同列に並べる。
Menetapkan(「定める」)の最初の文字は大文字、末尾は「:」
で終わる。(UUP3 附属書類 II の 57)
- d. 法令タイトル内に記載する種類と名前は、Republik
Indonesia(「インドネシア共和国」)のフレーズなく
Menetapkan(「定める」)の語の後に再び記載し(法律、政

令、大統領令、大臣令又は機関/庁/委員会規程の場合)、
全て大文字で末尾は「:」で終える (UUP3 付属書類 II の
58)

表明の例:

a. 法律

Dengan Persetujuan Bersama

DEWAN PERWAKILAN RAKYAT REPUBLIK INDONESIA

Dan

PRESIDEN REPUBLIK INDONESIA

(インドネシア共和国国会及びインドネシア共和国大統領
の挙動承認に基づき)

MEMUTUSKAN:

(以下を決定した:)

Menetapkan: UNDANG-UNDANG TENTANG PERIMBANGAN
KEUANGAN ANTARA PEMERINTAH PUSAT DAN DAERAH

(中央政府と地方政府の財政均衡に関する法律を定める)

b. 緊急政令、政令、大統領令又はその他の法令

MEMUTUSKAN:

(以下を決定した :
)

Menetapkan: PERATURAN PRESIDEN TENTANG PERATURAN
PELAKSANAAN UNDANG-UNDANG NOMOR 12 TAHUN 2011 TENTANG
PEMBENTUKAN PERATURAN PERUNDANG-UNDANGAN

(法令制定に関する法律 2011 年第 12 号の実施規程に関する大統領令を定める)

Q157

総則の内容は何か？

A:

総則の内容は：

- a. 定義及び定義の限界
- b. 定義及び定義の限界に記載する略語、及び/又は
- c. 条又は省の中で別途記載しない原則、意図及び目的を反映した規定など、以降の 1 条又は複数の条に適用される一般的な性質のその他の事項

意味の限界の例：

子とは、胎内にいる子を含め、18 才未満の者のことである。

定義の例：

鉱物とは、特定の物理的及び化学的性質を有し、規則的結晶構造又はその結合をなし、硬結であれ遊離であれ石を形成する、自然界で形成される有機化合物のことである。

略語（頭文字）の例：

インドネシア国家規格 (Standar Nasional Indonesia) とは、標準化分野の開発と育成を行う機関が定める規格のことである。

あり、以後 SNI と称する。

略語の例：

国家立法計画 (Program Legislasi Nasional) とは、計画的、統合的かつ体系的に策定される法律制定計画立案手段のことであり、以後 Prolegnas と称する。

一般的性質のその他の事項の例：

第 2 条

インドネシア国民各人はインドネシア領域の往来の権利を有する。

III. 本文

III. A. 一般規定

III. A. 1 定義及び定義の限界

Q158

定義とは何か。

A :

定義とは、インドネシア語大辞典によれば、人、物、プロセス又は活動の意味、説明又は主要な特徴を示した語、フレーズ又は文のことである。さらにインドネシア語大辞典では定義とは（意味の）限界(batasan)と述べている。定義とは、意味、限界、記述、解釈、条件、説明、意図、意味、解説、表明、言明、まとめ、通知のことである。

一般に、定義は名目的定義（使用に適した語の共通性）と形式的定義（論理又は実質的定義）の2つがある。名目的定義は、理解をしやすくする目的で便宜的な事項に用いられる。名目的定義には、意味の類義語や同義語、辞書の定義、ある物に対する類の表示、語源、インドネシア語で適した解説が必要な外国語の使用、規約的すなわち他の解釈をしない語の制限（例：大臣とは法務人権大臣のことである）、対義語すなわち否定（例：死人とは生きていない人のこと）などである。語源については、外国語はその外国語の由来に応じて解釈しなければならない。例えば

Yurisdiksi（管轄権）は juris(jus)=法、diksi(dicere)=言う、から構成されているので、人はここではなく別の場所で話をするという意味に解釈でき、裁判所の権限の範囲又はある地域や業務エリアにおける権利、義務及び責任の範囲という意味を有する。

形式的定義は論理的又は学術的定義とも呼ばれるが、その大部分は法令内の制限や定義に使われ、その作成には下記の要件の留意が必要：

a. 同等

作成する定義は、定義するものとされるものとの間の互換性、すなわち交換可能かどうかを試せなければならない。A=B 及び B=A。A と B が同じで交換可能と証明できる場合、きちんとした定義といえる。交換できなければ、その定義は表明に過ぎない。

例：パイナップル（Nanas）とは酸味のある果物のこと。反対又は交換すると、酸味のある果物はパイナップルである。この定義のロジックが正しいだろうか？そう

でなければ先の例は表明にすぎない。

b. 並列

定義を作るにあたり、定義するものの中にある語の使用は避ける。例えば jika, apabila, kalau, jikalau (もし), dimana (どこ), untuk apa (何のため), kepada siapa (誰に) など。なぜなら定義するものには定義の不確実性を生じうる条件やたとえが含まれうるからであり、法的確実性に影響を及ぼしうるからである。

c. 定義するものの語の繰り返し

定義されるものの中にあるのと同じ語の繰り返しは避ける。例えば、法学 (ilmuhukum) の場合、学 (ilmu) と法 (hukum) の語は「秩序だった体系に基づき策定された行動を定める規範に関する知識」として定義しなければならない、したがって「法に関して学ぶ学問」ではないのである、「社会学(sosiolog)」の定義は、例えば、logi を訳さない又は logi を「学問」の相当語としてしまうことがあるがこれはよくない。したがって logi や ilmu も定義づけなければならない。

Q159

法令における語又は用語の定義はすでに適用されている法令と同じでなければならないか。

A:

同じでなければならない。ある法令での定義の書きぶりが制定予定の法令で再度書かれる場合、その書きぶりはすでに適用されている法令内の定義の書きぶりと同じにすること。

UUP3 の付属書類 II の 103 に基づく。

例：

法令制定とは、立案、策定、審議、承認又は制定及び法制化を含む法令の作成のことである。

Q160

法令における語又は用語の定義の限界はすでに適用されている法令と同じでなければならないか。

A :

同じでなくてもよい。ある法令の定義の限界の書きぶりは、他の法令の書きぶりと異なることが可能。なぜなら定める予定の内容に関連したニーズに応じるためである。

これは UUP3 の付属書類 II の 104 に基づく。

例 :

- a. 日とは、暦上の日のことである。(この書きぶりは株式会社に関する法律 2007 年第 40 号にある)
- b. 日とは、営業日のことである。(この書きぶりは国民協議会、国会、地方代表議会及び地方議会に関する法律 2009 年第 37 号にある)

Q161

実施規程の総則で再度抜粋する定義及び定義の範囲は、それを委任している法令のそれと同じでなければならない

か。

A :

同じでなければならない。ある定義又は定義の限界を実施
規程の総則で再度抜粋が必要な場合、その定義又は定義の
限界はその上位法令に規定の書きぶりと同じであること。

法律から採用した用語が合わず、実施規程の中でより特化
した規制が必要な場合、その実施規程の別の条の規定の中
でまとめること。それにより委任をした法令内の定義又は
定義の限界を変えることはない。

Q162

法令内の定義又は定義の限界は、別の法令に準拠して抜粋
が可能か。

A :

定義又は定義の限界は、準拠する法令にある定義又は定義

の限界を再抜粋する方がよい。

準拠する法令の定義又は定義の限界が変わってしまうのを避ける場合には、定義又は定義の限界は同レベル以上の別の法令に準拠が可能。

工業に関する法律 2014 年第 3 号の第 1 条 19 号及び 20 号で再抜粋された中央政府及び地方政府の定義は下記のとおり：

19. 中央政府とは、インドネシア共和国 1945 年憲法に規定のインドネシア共和国国家の行政権限を掌握するインドネシア共和国大統領のことであり、以後政府と称する。

20. 地方政府とは、地方行政実施者としての州知事、県知事又は市長及び地方機構のことである。

Q163

どういうときに総則内で語又は用語の定義又は定義の限界として記載する必要があるのか。

A :

下記の場合には、総則の中で定義又は定義の限界を記載する必要がある :

a. 語又は用語が 1 以上の以降の条で繰り返し使われる

(UUP3 附属書類 II の 102)

b. 1 度しか使われないが、特定の章、部又は説の中で定義が必要な語 (UUP3 附属書類 II の 105)

法律の総則の中で定義されている語又は用語は、法律用語となっており、権利、義務、法的事象及び法的結果を含んでおり、同じ法レジーム内の他の法令で使われた場合も同じ意味としなければならない。

Q164

総則内の語又は用語の配置順序はどうなっているか。

A :

基本的に総則内の語又は用語の順序は下記の規定に従う :

- a. 一般的な範囲について定める定義は、特別な範囲を定めるものより先に配置
 - b. 定める基本的内容の中で先に出てくる定義は先に配置、及び
 - c. 上記定義に関連性を有するものは連続して近くに配置する
- (UUP3 の付属書類 109)

官吏又は機関の配置順序は行政機構のレベルに応じるのがよい。例えば大統領は州知事より先に配置。

Q165

法律からの定義は実施規程で再記載しなければならないか。

A :

法律からの定義は、実施規程内に定義の規制がある場合には、実施規程内で再記載が可能。

Q166

法令の定義又は定義の限界は、上位法令の解説内の語又はフレーズにあるものと異なる記載が可能か。

A :

法令の定義又は定義の限界は、より完璧なものとする又は法的ニーズに合わせる目的で、上位法令の解説内の語又はフレーズの解説と異なる書きぶりが可能。

例 :

UUP3 の第 98 条 (1) 項の解説内の法令ドラフターに関する解説は、法令制定における法令ドラフターの参加及びその育成に関する政令 2015 年第 59 号の法令ドラフターの定義となっている。

a. UUP3 の第 98 条 (1) 項の解説内のドラフターの定義 :

「法令ドラフター」とは、法規定に基づき法令及び/又はその他の法的文書案の作成活動を行うために権限を有する官吏から完全に任務、責任、権限及び権利を与えら

れた公務員のことである。

- b. 法令制定における法令ドラフターの参加及びその育成に関する政令 2015 年第 59 号におけるドラフターの定義：
法令ドラフターとは、法令の制定及び/又はその他の法的文書の策定活動を行うために権限を有する官吏から完全に任務、責任、権限及び権利を与えられ、ドラフター専門職として任命された公務員のことであり、以後ドラフターと称する。

Q167

定義又は定義の限界（略語及び大文字の利用）の記載技術は考慮事項の部分にも適用されるか。

A：

適用されない。定義又は定義の限界（略語及び大文字の使用）は本文、解説（あれば）及び付属書類（あれば）のみに適用される。

Q168

委任をする法令で既に定義されている語又は用語でそれを実施規程で定義していないものについては大文字と小文字の利用はどうなるか。

A :

実施規程内で定義していないがそれを委任した法令で既に定義している語又は用語の記載は小文字から始める。

例 :

法令制定に関する法律 2011 年第 12 号の実施規程に関する
大統領令 2014 年第 87 号内の「法令制定」のフレーズ
(pembentukan Peraturan Perundang-undangan)

Q169

定義又は定義の限界は箇条書きの形でまとめることができるか。

A :

定義又は定義の限界はブレイクダウン又は箇条書きの形で記載しないほうがよい。ブレイクダウン又は箇条書きは他の条内で規定が可能。

III. A. 2 略語の記載

Q170

総則内の定義又は定義の限界での略語の記載例はどのようなものか。

A :

総則内の略語(singkatan*) 記載例 :

国会(Dewan Perwakilan Rakyat)とは、インドネシア共和国1945 年憲法にある国会のことであり、以後 DPR と称する。

例 1 : 総則内での略語 (akronim*) の記載

国家立法計画とは、計画的、統合的かつ体系的に策定される法律制定計画立案手段のことであり、以後 Prolegnas と称する。

例 2：総則内での略語（akronim*）の記載

インドネシア移民労働者派遣会社許可書とは、インドネシア移民労働者派遣会社となる予定のインドネシア法人に対し大臣が供与する書面の許可であり、以後 SIP3MI と称する、

*訳注：本 Q 以外では singkatan と akronim の併記記載は「略語」とだけ記載。

singkatan＝頭文字だけを使った略語

akronim＝それ以外の略語

Q171

定義の中で略語や略称になっている語又はフレーズは章、部又は節でどのように記載すればいいか。

A：

定義の中で略語や略称になっている語又はフレーズの章、

部又は節での記載は、定義に基づく語又はフレーズを使用する。

章の名前の例：

第 2 章

MPR

部の名前の例：

第 3 部

州知事、州 DPRD、県知事、市長及び県/市 DPRD に由来する

条例案の審議の準備

節の名前の例：

第 3 節

中期 Prolegnas の策定

III. A. 3 その他一般的事項

Q172

総則の中で法令の原則、意図及び目的を定めることは可能か。

A :

総則には、条又は章内で別途記載することなく原則、意図及び目的を反映した規定など、以降の 1 以上の条で適用される一般的なその他の事項を定めることが可能。

「別途記載することなく原則、意図及び目的を反映した」のフレーズは、明示的に原則を記載するのではなく暗示的にこれを行うという意味である、言い換えれば、原則は条又は項の規定で記載しないが、当該条又は項の規定は、その原則を反映している又は原則に基づいているという意味である。したがって、原則、意図及び目的は一般解説で記載するのがよい。

Q173

範囲は総則に記載が可能か。

A：

基本的に、範囲は法令内の内容に対する規制の範囲を定める場合に総則に記載可能。

例：

第2条

法令案コンセプトのハーモナイゼーションは下記に対して実施する：

- a. 法案
- b. 政令案、及び
- c. 大統領令案

また、目次のごとく、定める基本的内容の章の順序を示すリストを記載した範囲を定めることは避ける必要がある。

III.B 定める基本的内容

Q174

法令で定める基本的内容はどこに配置すればいいか。

A :

定める基本的内容は、総則の章の後にすぐ配置する。章立てになっていない場合、定める基本的内容は総則の1以上の条の後に配置する。

Q175

基本的内容の章の順序付けはどうすればいいか。

A :

基本的内容を章立てに分ける（典、部又は説に分ける場合も同様）場合には、分類根拠とする規準に応じる。

例 :

a. 保護する権利又は利害に基づく分類

刑法典の分類：1. 国家安全に対する犯罪、2. 大統領の尊厳に対する犯罪、3. 友好国及びその代表に対する犯罪、4. 国の義務と権利に対する犯罪、5. 公共秩序に対する犯罪...

b. 順序/時系列に基づく分類

刑事訴訟法の分類：調査、捜査、告訴及び第一級裁判所での審理、控訴、上告及び再審

c. 役職レベルに基づく分類

最高検察庁長官、副長官及び下級検察官、

Q176

章のタイトルは法令名と同じでもよいか。

A：章はより狭い範囲で法令の一部であるため、章のタイトルは法令の名前と同じであってはならない。

Q177

法律内の内容の分類に「典」の用語を使用するのはどう

か。

A :

法律の内容を典で分類するのは、策定する法律が法典化の場合に限られる。一般に法典化の形の法律のタイトルは「法典(Kitab Undang-Undang)」である。

例 :

民法典は、第1典：人、第2典：物、第3典：契約、第4典：立証及び時効

III. B. 1 行政罰

Q178

行政罰とはなにか。

A :

行政罰とは、国家行政法の規範の中にある義務に対する不遵守に対する作用として政府が行使可能な公法上の権力手

段のことである。この定義に基づき、国家行政法の中には、権力手段、公法、政府が行使、不遵守に対する対応の4つの要素がある。

言い換えれば、行政罰とは、行政又は行政的性質を有する法律の規定違反に適用される罰のことである。

Q179

法令で定めることが可能な行政罰の形態は何か。

A :

行政罰の形態は :

a. 口頭での警告/勧告

最も軽い行政罰で、より重い行政罰を適用する前の最初の段階。この罰は1度を超えて適用が可能。

b. 書面による警告/勧告

次の段階は書面による警告/勧告である。書面による警告/勧告罰を設定する際に留意が必要な事項は :

1. 明確な命令

2. 何をすべきか
3. どの規定違反か
4. 命令を出される側が明確であること

この罰も 1 回を超えて適用が可能。

c. 行政の強制行為/警察的強制力

法規で禁止されている状態を終えるための国家行政官吏からの現実的な直接行為。

国家行政官吏の権限は、法規実施権限を有するエグゼクティブとしての国家行政官吏の権限に由来する強制行為を行う。

行政強制行為/警察的強制力は、監督、許可の凍結、取り消し、停止及び解散の形で可能。

d. 有益な決定の差し戻し

有益な決定が差し戻し可能な理由は 2 つ：

1. 利害関係者が許可、補助金又は支払いに関連する法規の制限、要件又は条件を満たさない、又は
2. 利害関係者が許可、補助金又は支払い申請時に不正又は不備のあるデータ又は説明を出した場合。もし正し

い或いは不備なくデータ又は説明を出した場合には別の決定が出される可能性がある。

有益な決定の差し戻しは一般に決定書に記載され、差し戻しと前の決定が無効の旨が示された新たな決定である。

e. 過料

過料の適用は、確実な罰を追加することを目的とした、規範違反に対する作用である。法律作成者は法令違反を犯したものに対し反則金の形の罰を適用するために政府の機構に対し権限を与えることが可能。過料は規定違反の者に適用される額について定めており、正式な意味での法律の中で定められた権限に基づく場合にのみ適用可能。この過料は一般に税法でみられる。

f. 強制金の適用

罰又は反則金としての強制金の額は、完全には履行しなかった又は所定の期間に応じなかったために支払うべき契約書内の条件に基づく。この場合、損害賠償(民事罰)とは異なる。一般に強制金は行政の強制行為の実施が難

しい又は厳しすぎるとみなされる場合に行われる。強制金の適用は1回を超えて又は違反が生じるたびに実施が可能。

Q180

法令内での行政罰のまとめ方はどのようなになっているか。

A :

規範違反にかかる行政罰の形での内容は、行政罰又は民事罰を与える規範と同じ部（条）となるようにまとめる。

行政罰を与える規範が1を超える条の場合、行政罰はその部（条）の最後の条にまとめる、それにより1つの章で刑事罰、民事罰及び行政罰を同時に記載した罰則規定を策定しない。

(UUP3 の付属書類 II の 64 及び 65)

Q181

行政罰は法律での定めなく法律より下位の法令で策定可能か。

A :

基本的に行政罰は法律で事前に定めなく法律より下位の法令で策定できない。国民に負担となる規制は国会の承認を得ること。

法律が行政罰を規制していない、不備がある又は不明確であるが、下記の目的で必要な場合、行政罰は法律での規制なく法律より下位の法令で策定可能：

- a. 行政実施の円滑化
- b. 法の空洞化の充足
- c. 法の確実性の提供
- d. 公共利益及び利害のために特定の状況における行政の停滞を克服する

Q182

行政上の規定の違反に刑事罰は適用可能か。

A :

行政上の規程は刑事上の刑を含むことは認められないので刑事罰は適用できない。しかし、行政規定内の命令規範又は禁止違反に対し、例えば「人命の喪失、全ての人の損失など」その行為が損失の法的結果を生じた場合には刑事罰の適用が可能。また、Remmelink は「刑事罰」は *ultimumremedium*（最終手段）とみなさなければならないと警告している。

生じる損失の法的結果を記載していないために不適切な

例 :

各医師又は歯科医は、第 36 条に規定の診療許可を持たずに故意に医療行為を行った場合、最高懲役 3 年又は最高 1 億ルピアの罰金刑が科される。

損失の法的結果を記載している適切な例：

第 7 条 (3) 項及び第 16 条に規定の建物の構造物信頼性要件を満たさない建物の各オーナー及び/又は利用者は、そのために他人が事故にあい恒久的障害となった場合、最高 4 年の懲役及び/又はビル構造物の価額の最高 15% の罰金が科される。

Q183

規範に対する違反には 2 以上の処分の適用が可能か。

A：

適用可能。法令制定者の政策次第である。しかし通常、行為者の負担となるダブルサンクションは避けるべきである。したがって法制制定者は、行政罰か刑事罰かいずれか一つを選択すること。

a. Jan Remmelink は「我々はその行為を含む状況を含め、行為者の真剣さの度合い、損害を及ぼす又は危険を脅かす行為の性質を認めなければならず、その他の制裁制度

（著者注：民事及び行政）は、純粋な技術的理由により
犯罪行為への対処又は予防にあまり有益でないと結論づ
けざるを得ない」と述べている。

- b. しかし、Remmelink は「刑事罰は ultimunremedium とみ
なさなければならない」としている。

刑事罰はその他の罰の形で追加の刑事罰がすでに導入され
ている、このことは罰則を策定する際に考慮する必要があ
る。

Q184

大臣令には行政処分に関する規定を記載可能か。

A :

できない。大臣令は行政罰を適用しうる法規違反を犯した
者に対するエンフォースメントの手順又はメカニズムに関
してのみ規定が可能。

基本的には行政罰の適用は法律の中で記載又は法律に準拠すること。

III. B. 2 民事罰

Q185

法令における民事罰の策定方法はどうか。

A :

民事罰はルール違反（法違反行為）を犯したものに対し適用する罰の種類が何かを記載する必要はない。民事罰は政府が原告である場合も被告である場合も含め、裁判所への訴訟メカニズムを通じて紛争当事者に委ねられる。

必要な書きぶりは、強制的性質の当事者の法的義務を表明又は反映した明示的又は暗示的な表明である。その法的義務の違反の存在は、例えば損害賠償請求、契約の不当性など、法的利益を害されたと感じる原告の地方裁判所での訴えに依存する。

一般に民事罰は損害賠償の適用の形である。複数の事件において、後見人の権利/親権の取り消し、恩赦の権利、破産表明など、裁判所はその他の民事罰の適用が可能。

例 1 :

第 61 条

- (1) 各株主は会社の行為が公平でなく株主総会、取締役及び/又はコミサリス会決議の結果として適切な理由がないとみなし損害を受けた場合、地方裁判所に対し会社を訴える権利を有する。
- (2) (1) 項に規定の訴えは会社所在地を法的エリアとする地方裁判所に提訴する。

例 2 :

第 11 条

- (1) 第 5 条に規定の記録、第 6 条に規定の記帳の証拠及び第 7 条 (2) 項 a に規定の財務事務関連デー

タは、当該企業の会計年度末から 10 年間保管が義務付けられる。

(2) …

(3) …

(4) (1) 項、(2) 項及び (3) 項に規定の保管義務は、法令に定める告訴の時効又はその他の法的利害に関する規定で定めるニーズに基づき、証拠として書類の機能を喪失させない。

上記規定に基づき、損害を受けたと感じる当事者は、裁判所に民事訴訟の提起が可能。

III.C. 刑事規定

Q186

刑事規定は全ての種類の法令に記載可能か。

A：刑事規定は法律、州条例又は県/市条例にのみ記載が可能。これは、人に対する刑事罰の適用が人権の制限又は削

減になることを考慮したものである。したがって規程に刑事罰を記載する場合には国民の代表（国会又は地方議会）の承認を必要とする。制定に国会又は地方議会を関与させる法令は法律及び条例である。

刑事規定の内容に関連する憲法裁判所の憲法上の命令が存在する：

- a. 当初刑事行為ではなかった行為を刑事行為とする場合、大統領と共に国会議員により代表される全国民の合意を得ること。（憲法裁判所判決 No. 132/PUUXIII/2015）
- b. 特定の行為の犯罪化及び脱犯罪化は法律制定者の独占的権限である（憲法裁判所判決 No. 46/PUU-XIV/2016）、及び
- c. 刑法において、刑法の罪刑法定主義の原則の意味を含む「法律」の用語は、真の意味での法律の定義、すなわち大統領と共同で国会が実施するインドネシアの法律制定者による書面による法的文書に準拠している（憲法裁判所判決 No. 46/PUU-XIV/2016）

Q187

刑事罰が与えられる規範違反をどう定めるか。

A :

法律内の規範違反の刑事罰の適用可能性は最終手段の原則に留意が必要である。SudiknoMerokusumo (Mertokusumo, 2009:128) は、最終手段とは他の罰では行為者に抑止効果とならない場合に刑事罰が利用可能という意味としている。法律での刑事罰規定は行政罰や民事罰がもはや取れなくなった後の最後の制裁として適用する。

これは、長い刑法手続きの中で被害者も犯罪行為者も正義を得、法的確実性を与えられるようにすることを目的としている。最終手段の原則において、刑事罰の適用は適した人になされうるようにという目的要素も含んでいる。なぜなら犯罪行為者にも正義を得る権利、生きる権利及び自らを正す権利などの人権があるからである。人権があることで最終的にはエンフォースメントにおける最終手段の原則

が存在する。最終手段の適用は、被害者であれ、行為者であれ、広く社会的利害であれ、有益となりうる取り組み（妥協案）として意味づけなければならない。

基本的に成文化されたものであれ成文化されていないものであれ複数の法的制裁が存在する：

- a. 道徳的制裁
- b. 民事的制裁
- c. 行政的制裁、及び
- d. 刑事的制裁

Q188

刑事処分の量刑と種類をどのように策定すればいいか。

A：

刑事処分の量刑と種類の策定をするためには、公平感すなわち正当化されている人権に関係する自由の喪失又は権利の負担の政策と切り離すことができない。

- a. 公平感は、一般的には下記の利害を含む、行為と行為によって生じる結果との間の合理性やつり合いを計算して行う：
 - 1. 精神
 - 2. 身体
 - 3. 尊厳
 - 4. 自由、及び
 - 5. 財産
- b. 社会における（国内外の）法的進展も追加、例えば増え続ける個人の諸権利

原則：

- a. 基本的に刑法典（以後 KUHP と称する）の中で、基本刑は累積で適用が認められない（第 2 典、第 3 点参照、全て選択的に策定されている）
- b. 基本刑のいずれか一つは追加の刑罰と併科可能
- c. 死刑は常に終身刑又は 20 年の禁固との選択とする
- d. 懲役刑の一般最低期間は 1 日、最高は 15 年

- e. 禁錮刑の一般最低期間は 1 日、最高は 1 年
- f. 罰金の一般最少額は 25 銭、4 万ルピア相当/刑法典案＝
10 万ルピア、最高額は定められていない。刑法典案では
罰金の最高はカテゴリー5 の 150 億ルピア。
- g. 罰金刑は懲役刑及び禁錮刑との選択とすることが可能。
(一般最高額が制限されていないため)
- h. 特別最低基本刑の適用はない。
- i. 累積基本刑の適用はない。
- j. 累積及び選択的（及び/又は）基本刑の適用はない
- k. 懲役を罰金と替える刑の適用はない、及び
- l. 禁錮刑との選択とする懲役刑はない（禁錮刑は一般最高
1 年のため）

助言：

- a. UUP3 の付属書類 II の中で指針の体系を再度まとめるべき。つまり 113 を一般/基本ルールとし、その例外をその下に詳細にまとめ、法律又は条令制定者がわかりやすい指針とする。

b. これは刑法典の第 103 条に基づく。

したがって、ドラフターは法律/条令制定者に対し、例えば、汚職犯罪に関する法律、テロ犯罪撲滅に関する法律、人身売買犯罪に関する法律の中で、なぜ特別最低基本刑の適用があるのか、経済犯罪に関する法律の中でなぜ累積基本刑の適用があるのかの説明がしやすくなる。

したがって各法律が特別又は累積最低刑を定めていいわけではない。どういった場合に累積及び選択的な基本刑の適用になるか。これについてもドラフターが説明できなければならない。

刑事規定が他の条に準拠する場合、刑事規定で完全にその要素に準拠すること。これは取締当局が、禁じられている行為ではなく刑事規定に基づき逮捕するからである。

不適切な例：

第 45 条

(1) 第 27 条 (1) 項、(2) 項 (3) 項又は (4) 項に規定の要素を満たす各人には、懲役最高 6 年及び/又は罰金最高 10 億ルピアが科される。

(2) 第 28 条 (1) 項又は (2) 項に規定の要素を満たす各人には、懲役最高 5 年及び/又は罰金最高 10 億ルピアが科される。

(3) 第 29 条に規定の要素を満たす各人は、懲役最高 12 年及び/又は罰金最高 20 億ルピアが科される。

適した例：

第 106 条

第 24 条 (1) 項に規定の大臣が供与する商業分野の許認可を保有していない商業事業活動を実施する事業者には、懲役最高 4 年又は罰金最高 100 億ルピアが科される。

適した例：

第 109 条

第 97 条に規定の商業的な構想住宅の総床面積の 20%以上の
公的集合住宅の供給義務を怠った商業的高層住宅開発事業
者には、懲役最高 2 年又は罰金最高 200 億ルピアが科され
る。

Q189

法律が特別刑事法として分類されるための規準は何か。

A :

特別刑事法として分類されるためには、法律には特別行
為、特別訴訟法及び特別な法的主体を定めなければならな
い。この 3 つの規準は累積的に満たさなければならない。

特別刑事法は下記の 2 種類から構成されている :

- a. 法典化以外の特別刑事法、汚職犯罪に関する法律、マネーロンダリング犯罪に関する法律、テロリズムに関する法律など。このカテゴリーの中で当該法の基本的内容はその全てが刑事規定の内容に関するものを定める。

b. 刑事罰を盛り込んだ行政法、麻薬に関する法律、地方首长選挙に関する法律、入国管理に関する法律など。このカテゴリーの中で第 2 条から刑事規定の章前までは基本的内容を定め、刑事規定の内容は別の章で定める。

特別刑事法（特別法）の制定を可能とする規範的根拠は、刑法典第 1 典の最終条に基づく。

Q190

刑事規定を刑法典以外の法律及び特別刑事に関する法律に記載が可能か。

A :

刑事規定は刑法典以外の法律及び特別刑事に関する法律に記載が可能。

UUP3 の第 15 条の規定に基づき、法律又は条例には刑事規定の記載が可能。これは刑法典の第 103 条が刑法典以外の

法律に刑罰の記載を認めていることにも裏付けられている。「特別犯罪」及び「一般犯罪」の用語は現在までまだ共通の見解がないことに留意が必要。

Q191

刑法典以外の法律における刑事規定の書きぶりはどのようなになっているか。

A :

刑事規定の書きぶりは下記のとおり :

- a. 法典外の特別刑事法の場合、禁止規範又は命令規範と刑罰を合わせて1つにまとめる。

記載例 :

第2条

法に反して自ら、他人又は企業に利益を供与し国家財政又は国家経済に損害を与えうる行為を行う各人には、終身刑又は懲役4年から20年及び罰金2億ルピアから10億ルピアの

刑を科す。

- a. 刑事罰を盛り込んだ行政法の場合、禁止規範又は命令規範は基本的内容の中に定めることができ、刑事規定の内容に関する章は、犯罪行為と刑事罰の要素を完全に入れて再度禁止規範又は命令規範を定めることができる。

記載例：

第 9 条

- (1) インドネシア領域を出入りする各人は、入国管理検査場の入国管理官吏による検査を経る義務を負う。

第 113 条

故意に第 9 条（1）項に規定の入国管理検査場の入国管理官吏による検査を経ずにインドネシア領域を出入りする各人には、懲役最高 1 年又は罰金最高 1 億ルピアを科す。

III. D. 移行規定

Q192

移行規定の内容は何か。

A :

- a. 移行規定には、新たな法令に対して前法令に基づき既に
ある「法的行為」、「法的関係」又は「法的結果」を記載。
載。
- b. 調整には「一時猶予」及び「遡及発効」の形での「暫定的逸脱」を記載可能。

Q193

法令内の移行規定の策定目的又は理由は何か。

A :

移行規定の策定の目的又は理由：

- a. 法の空洞化を避ける
- b. 法の確実性を保証する

- c. 法規改正の影響を受ける者に法的保護を与える、及び
- d. 移行期的又は暫定的性質の事項を定める

Q194

法的行為、法的関係又は法的結果の何を移行規定で記載可能か。

A :

移行規定は、前規程で定める法的行為、法的関係又は法的結果が新规定の法制化時点ですぐに同じく適用できないためにこれを必要とする。

移行規定に記載が可能な法的行為、法的関係又は法的結果は、許認可、承認、登録、契約、書類、職員のステイタス、資産、組織及び作業手順変更規制を含む組織名の変更、再編成、組織取り消し、組織合併、機関、行政の法的行為、職員ステイタス、行政の行為などがある。

a. 許認可に関する移行規定の例

例 A :

事業分野及び/又は活動に応じて取得済みでまだ有効な事業許可及び/又は商業・営業許可は有効期間終了まで引き続き有効。

例 B :

本政令発効時点において、教育機関、教育機関に所属する個人、医療人材、医療機関及び本政令に規定の権限に応じて関連大臣からの許可を取得済みの各人は、引き続き活動の実施が可能であり、本政令法制化から 1 年以内に本政令に応じる義務を負う。

例 C :

原則許可、IUKI 及び/又は工業団地拡張許可の形で許認可申請済みの会社又は工業団地会社で手続き中の者は、本政令の規定に応じること。

例 D :

権限を有する国家警察官吏が受理済みの許可申請又は通知で許可書又は STPP が発行されていないものは、本政令発効前の法規に依拠して処理する。

b. 承認に関する移行規定の例 :

本法法制化時点において保険事業制度及び実施に関連して保険会社に対して供与済みの許可又は「承認」は本法に基づき引き続き有効。

c. 登録に関する移行規定の例 :

例 A :

第 30 条

本法発効時点において :

1. 家畜用薬品、飼料、畜産器具・設備、家畜衛生、家畜由来の食品及び屠畜事業登録番号は有効期間終了まで引き続き有効であり、その後本法の規定に依拠する、及び

2. 申請済みで手続き中の a に規定の登録番号取得のための申請は、家畜及び家畜衛生分野の実施規程に基づき処理を完了する。

例 B :

第 50 条

本政令発効開始前に登録済みの信託担保取り消し通知は、本政令の規定に基づく。

d. 契約に関連する移行規定の例 :

第 10 条

1. 本政令発効前に署名済みの協力契約は、契約終了日まで引き続き有効。
2. 政令発効後に署名をする協力契約請負業者は、本政令発効から 6 か月以内に協力契約を調整することで本政令の規定と調整が可能。

e. 文書に関する移行規定の例

第 20 条

本政令発効前に証明書が供与されている集積回路配置設計は本政令に反しない限り引き続き有効。

f. 職員のステイタス、資産、組織、作業手順の規制を含む再編成、組織取り消し、組織合併及び期間に関する移行規定の例：

第 11 条

- (1) 一般裁判所及び行政裁判所の組織、事務及び財務の移行は 2004 年 3 月 31 日までに完了する。
- (2) 宗教裁判所の組織、事務及び財務の移行は 2004 年 6 月 30 日までに完了する。
- (3) 軍事裁判所の組織、事務及び財務の移行は 2004 年 6 月 30 日までに完了する。
- (4) (1) 項、(2) 項、(3) 項に規定の組織、事務及び財務の移行は大統領令で定める。

第 12 条

第 42 条 (2) 項に規定の組織、事務及び財務の移行後：

- (1) 宗教省宗教裁判育成局の全職員は最高裁判所の宗教裁判長総局の職員となり、宗教裁判所及び宗教高等裁判所の職員は最高裁判所の職員となる。
- (2) 宗教省の宗教裁判育成局の官吏職に就く全ての職員は、法規に基づき、最高裁判所の宗教裁判長総局の職に就く、及び
- (3) 宗教裁判所及び宗教高等裁判所の全ての資産/備品は最高裁判所の資産/備品となる。

第 13 条

最高裁判所は、本法発効から 12 か月以内に最高裁判所に新たな組織及び作業手順を策定のこと。

g. 行政の法的行為に関する移行規定の例：

第 21 条

- (1) 本政令発効時点において、港湾事業を実施する政府、地方政府及び国営企業は引き続き本政令に基づく港湾

での事業活動を実施する。

- (2) 海洋に関する法律 2008 年第 17 号発効から 3 年以内に、(1) 項に規定の政府、地方政府及び国営企業が実施する港湾事業活動は本政令の規定に応じる義務を負う。

h. 職員に関する移行規定の例：

第 10 条

本政令前に定年年齢 60 才が適用されている、58 才を超える年齢の公務員で第 1 級専門職、中級専門職、監督専門職に就いている者は、引き続き定年年齢は 60 才とする。

i. 財政的権利に関する移行規定の例：

第 20 条

本政令によって生じる改善手当の差額は、本政令法制化の日から 3 か月以内に支払われる。

III. E. 結びの規程

Q195

結びの規定に記載するのはどういう規定か。

A：

結びの規定には一般に下記に関する規定を記載する：

- a. 法令を実施するための機構の指名
- b. 法令の簡潔な名前
- c. 既存の法令のステイタス、及び
- d. 法令発効開始時点

(UUP3 の付属書類 II の 137 の結びの規定)

例：本法の実施規定は、本法法制化から 1 年以内に定めること。

Q196

新たな法令の適用によって既存の法令が取り消しとなる規定に関する結びの規定の策定はどうすればいいか。

A :

- a. 新たな法令の内容が既存の法令の内容の一部又は全体の改正又は取替を招き取り消しとなる場合、新たな法令には全法令の内容の全体又は一部の取り消しに関して明確に規定すること。(UUP3 の付属書類 143 参照)
- b. 法制化され適用となっている法令の取り消しの場合、「取り消し無効となる」のフレーズを使う。

Q197

法令は同レベル又は下位法令を取り消すことは可能か。

A :

- a. UUP3 の付属書類 II の 223 に基づき、法令は同レベル以上の法令を通じてのみ取り消し可能。
- b. UUP3 の付属書類 II の 224 に基づき、上位法令による法令の取り消しは、取り消された下位法令の内容の全体又は一部をその上位法令が再度取り込む目的の場合におこなわれる。

例 1 同レベルの法令の取り消し

第 102 条

本法発効時点において、法令制定に関する法律 2004 年第 10 号（官報 2004 年 53 号、官報追記 4389 号）は取り消し無効となる。

例 2 2 以上の同レベルの法令の取り消し

取り消す法令が 2 以上の場合、箇条書きの形態で詳細をまとめる（UUP3 の付属書類 II の 147）

第 571 条

本法発効開始時点において：

- a. 大統領及び副大統領総選挙に関する法律 2008 年第 42 号
（官報 2008 年 176 号、官報追記 4924 号）
- b. 総選挙実施者に関する法律 2011 年第 15 号（官報 2011 年 101 号、官報追記 5246 号）

- c. 国会、地方代表議員及び地方議会議員総選挙に関する法律 2012 年第 8 号(官報 2012 年 117 号、官報追記 5316 号)、及び
- d. アチェ行政に関する法律 2006 年第 11 号の第 57 条及び第 60 条 (1) 項、(2) 項及び (4) 項 (官報 2006 年 62 号、官報追記 4633 号)

は取り消し無効となる。

Q198

制定の根拠となっている（委任）法令が取り消されているが、法令は引き続き有効と表明されている実施規程の法的ステイタスに関する規定をどうまとめればいいか。

A :

「本（当該法令の種類）の規定に反しない限り引き続き有効」のフレーズを用いる。(UUP3 の付属書類 II の 282))

例 :

第 101 条

本法発効時点において、法令制定に関する法律 2004 年第 10 号（官報 2004 年 53 号、官報追記 4389 号）の実施規程となっている全ての法令は、本法の規定に反しない限り引き続き有効。

Q199

結びの規定に法令への規制権限の委任に関する規定を記載できるか。

A :

結びの規定の中で他の法令への規制権限の委任に関する内容は記載できない。

規制権限委任に関する規定は、（同レベルであれ下位のものであれ）基本的内容を記載した章、部、節又は条に記載する。

UUP3 の付属書類 II の 137 に基づき、一般に結びの規定には下記に関する規程を記載する：

- a. 法令を実施する機構名
- b. 法令の簡単な名前
- c. 既存の法令のステイタス、及び
- d. 法令発効時点

Q200

法令は当該法令で再度記載予定の規制的な他の法令の取り消しが可能か。

A：

法令はその法令に再度記載予定の規制的な他の法令の取り消しが可能。

Q201

法令は遡及発効が可能か。

A :

できる。UUP3 の付属書類 II の 124 参照。

例 :

本法は、法制化の日から発効開始となり、刑事規定を除き、1976 年 1 月 1 日から遡及発効する。

IV. 結び

Q202

法令の結びの部分に記載する事項は何か。

A :

結びは法令の最終部分であり下記を記載する :

- a. 法制化及びインドネシア共和国官報、公法、州官報、県/市官報、州公報又は県/市公報への法令の記載の命令
- b. 法令の承認又は決定署名
- c. 法令の法制化又は決定、及び
- d. 結びの終わり

V. 解説

Q203

解説に記載する事項は何か。

A :

UUP3 の付属書類 II の 181 の中で、法令の解説には下記を記載するとしている :

- a. 一般解説、及び
- b. 条項ごとの解説

Q204

一般解説内に記載する事項は何か。

A :

UUP3 の付属書類 II の 183 の中で、法令の「一般解説」には下記に関する体系的記述をするとしている :

- a. 考慮事項に簡潔に記載されている、考えの背景、法令策定の意図と目的、及び

b. 法令本文に含まれる原則、目的又は基本的内容

一般解説は、「考慮事項」に記載された法令制定の主な意図と目的に関連する追加的記述をすることが目的である。また、内容の範囲に関して法令利用者に情報を提供し、法令の規制の方向性に関する概要を示すため、内容の規制の中で用いられ指針としている法的原則又はその他特別な原則も記載している。

Q205

一般解説の書式はどのようなになっているか。

A :

UUP3 の付属書類 II は、一般解説の策定の標準的書式を特に定めてはいない。

しかし、UUP3 の付属書類 II の 184 の中で、より明確にする場合には一般解説の部分にアラビア数字で番号を付ける

ことを可能としている：

例：

I. 一般

1. 考えの根拠

...

2. 地域の分割

...

3. 行政実施者の原則

...

4. 自治地域

...

5. 行政地域

...

6. 監督

...

上記書式以外に、一般解説は、考慮事項に記載されている

考えの背景、法制策定の意図と目的、法令本文に含まれる基本的内容を詳しく記載するために、段落ごとの文章の記述の形で分類して策定される。

例：

I. 一般

法令制定に関する法律 2011 年第 12 号及びその改正である法律 2019 年第 15 号は、「法律の制定手順に関する詳細規定は法律で定める」とするインドネシア共和国 1945 年憲法の第 22A 条の命令を実施したものである。しかし本法の内容の範囲は法律だけではなくインドネシア共和国 1945 年憲法及び国民協議会決定以外のその他の法令にまで広がっている。

法令制定に関する法律は、インドネシア国家は法治国家であるという考えに基づいている。法治国家として、社会、民族、及び行政を含む国家分野の全ての生活の側面は、国家法体系に基づく法に基づいていなければならない。国家

法体系は、パンチャシラ及びインドネシア共和国 1945 年憲法に基づく社会的、民族的及び国家的生活で生じる問題への対応及び克服の枠組みにおいて、全ての要素が相互に支えあいながらインドネシアで適用されている法である。

Q206

一般解説内で準拠しているその他の法令又はその他の文書の出所に関する説明はどう記載するか。

A : UUP3 の付属書類 II の 185 に基づき、一般解説内に他の法令又はその他の文書への準拠を記載する場合、出所に関する説明を加える。

その他の法令の準拠は法令のタイトルを不備なく述べる。

その他の文書への準拠は、割注の形で出所を述べる。ここでいうその他の文書とは憲法裁判所判決、国際条約などのこと。

例：

矯正機関に関する法律 2013 年第 17 号の改正に関する緊急
政令 2017 年第 2 号の解説にある一般解説では憲法裁判所の
判決及び国際条約に準拠していくつかのことを述べてい
る：

I. 一般

...

憲法裁判所判決 No. 138/PUU-VII/2008 の中で、やむを得な
い緊迫した事項とは 3 つの状況条件を満たさなければなら
ないと解説している、すなわち：

1. 状況、すなわち法律に基づき迅速に法的問題を解決する
という差し迫ったニーズが存在する
2. 必要とする法律がまだないので法的空洞化が生じている
又は法律はあるが十分ではない
3. 時間がかかるために通常の手続きで法律を作る方法では
その法的空洞化が克服できないがその一方でその差し迫

った状況を解決する確実性が必要

この3つの「やむを得ない緊迫した事項」の性質は、下記の *International Covenant on Civil and Political Right* (ICCPR) の第4条とも一致している：

“In time of public emergency which threatens the life of the nation and the existence of which is officially proclaimed, the States Parties to the present Covenant may take measures derogating from their obligations under the present Covenant to the extent strictly required by the exigencies of the situation, provided that such measures are not inconsistent with their other obligations under international law and do not involve discrimination solely on the ground of race, colour, sex, language, religion or social origin.”

上記 ICCPR の第4条に準拠し、「やむを得ない緊迫した事

項」とは、” *threatens the life of the nation and the existence of which is officially proclaimed* (将来のインドネシア国民の生活及びインドネシア統一国家の存在に対する脅威)” を含むのは明らかである。インドネシア国民の生活及びインドネシア統一国家の存在に対する脅威の評価は、ICCPR の第 4 条に準拠し、さらにインドネシア共和国 1945 年憲法の第 22 条 (1) 項の中でも裏付けられており、国家は緊急事態時の特別な理由により人権を保護するためにその義務を遂行できるのである。

Q207

条項ごとの解説で留意が必要な事項は何か。

A :

UUP3 の付属書類 II の 186 には、条項ごとの改正の記載にあたり下記の事項に留意すると述べられている :

- a. 本文に規定の基本的内容と矛盾しない
- b. 本文にある規範の定義を広げたり狭めたり又は追加しな

い

- c. 本文に規定の基本的内容を繰り返さない
- d. 総則に記載済みの語、用語、フレーズ又は定義の記述を繰り返さない、及び/又は
- e. 委任に関する記述をしない

Q208

法令制定を委任する法令の条（複数条）の規定の実施のためという 1 つしか法令の考慮事項がない場合、一般解説の策定技術はどのようなになっているか。

A :

考慮事項が委任する法令の条（複数条）の規定を実施するためとのみ記載されている法令、例えば政令、大統領令又は大臣令/機関規程の場合も、一般解説の中で考えの背景、法令策定の意図と目的の記述/詳細記述を行う。また一般解説にはその法令で定める基本的内容も記載する。

Q209

条の解説は本文内の規範を狭める又は広げることが可能か。

A : UUP3 の付属書類 II の 186 に基づき、条の解説は本文にある規範の定義を狭めること、広げること、ましてや追加することは認められない。

Q210

法律の解説は実施規程の本文内の規範となりうるか。

A :

解説は実施規程の規範策定のレファレンスとして用いることが可能。

例 :

UUP3 の第 98 条の解説

「法令ドラフター」とは、法規定に基づき法令及び/又はその他の法的文書案の作成活動を行うために権限を有する官

吏から完全に任務、責任、権限及び権利を与えられた公務員のことである。

この解説は、法令制定における法令ドラフターの参加及びその育成に関する政令 2015 年第 59 号の定義の限界となっており、その書きぶりは下記のとおり：

法令ドラフターとは、法令の制定及び/又はその他の法的文書の策定活動を行うために権限を有する官吏から完全に任務、責任、権限及び権利を与えられ、ドラフター専門職として任命された公務員のことであり、以後ドラフターと称する。

Q211

各法令には解説が必要か。

A：

各法令に解説は必要ない。

法律、州条例及び県/市条例には解説を付与し、（州条例及び県/市条例以外の）法律より下位の法令には、必要な場合には解説を付与可能。

（UUP3 附属書類 II の 174 及び 175）

VI. 附属書類

Q212

法令が附属書類を必要とする場合の規範の書きぶりはどうすればいいか。

A :

法令が附属書類を必要とする場合、当該附属書類は法令と切り離すことのできない一部をなす旨を本文の規範として表明する。（UUP3 附属書類 II の 192）

本文での規範化は「本（法令）と切り離すことのできない一部である附属書類に記載のとおり」のフレーズを用い

る。

例 1 :

(1) 項に規定の法令策定技術に関する規定は、本法と切り離すことのできない一部である付属書類 II に記載のとおり。

例 2 :

第 7 条

- (1) サービス料金は第 4 条 a から f に規定の階級に基づかず、本大臣令と切り離すことのできない一部である付属書類 II に記載のとおり。
- (2) (1) 項に規定の階級に基づかないサービス料金は、一般国民患者に適用される。

例 3 :

第 8 条

第 6 条及び第 7 条に規定の各 JF の役職階級の決定は、個人

のリスク、環境リスク、難易度、必要な能力及び当該 JF の業務負担に留意しつつ行い、本大臣令と切り離すことのできない一部である付属書類 I に記載のとおり。

Q213

付属書類が複数の部からなる場合、その付属書類の一部に準拠する場合の書きぶりはどうすればいいか。

A :

UUP3 は 1 規範の付属書類の書きぶりの指針を出していないが、通常、付属書類は部の名称を述べることなく記載している。意味を明確にし、理解を容易にするためには、記載の明確性の原則に基づき、本文の規範の部分で付属書類に準拠する部分の名前を述べることが可能。

c. 特別事項

I. 権限の委任

Q214

規制権限の委任規範には何を記載すべきか。

A :

UUP3 の付属書類 II の 200 に基づき、規制権限の委任は下記を明確に述べること :

- a. 定める内容の範囲
- b. 法令の種類

例 :

第 2 条に規定の赤十字事業実施に関する詳細規定は政令で定める。

備考 : 定める内容の範囲→赤十字事業の実施

法令の種類→政令

Q215

法令は同レベルの法令に委任が可能か。

A：法令は下記に限り同レベルの法令への委任が可能：

- a. 法律から他の法律
- b. 州条例から他の州条例、又は
- c. 県/市条例から他の県/市条例

(UUP3 付属書類 II の 199)

また、199 の同レベルの法令への委任は、同じ分野の法令にのみ可能であることにも留意が必要。

法律から法律への権限委任例：

住宅及び住宅地に関する法律 2011 年第 1 号の第 46 条は、高層住宅に関する規制を法律で行うよう命じている。

しかし基本的には上位法令が下位法令に詳細を定める権限を委任可能。

Q216

法令は総局長、官房長官又は相当レベルの官吏の規定に規

制権限を委任できるか。

A :

基本的に、法令からの規制権限の委任は、総局長、官房長官又は相当レベルの官吏には委任が認められない。

(UUP3 付属書類 II の 213)

Q217

総局長又は相当レベルの官吏に直接委任が可能な権限は何か。

A :

総局長又は相当レベルの官吏に直接委任が可能な権限は、規制的なもの以外の権限である。

規制的なもの以外の権限の委任は、法律より下位の法令に限り可能。

(UUP3 付属書類 II の 214)

例：

大統領令 2014 年第 87 号

「大臣又は指名を受けた官吏は、法令書類に署名を付与することで、国民協議会、国会、地方代表議会、最高裁判所、憲法裁判所、施行委員会、大臣、庁、機関又は法律により、法律の命令に基づき若しくは権限に基づき政府により設立された同レベルの委員会によって定められた法令の法制化署名を行う。」

Q218

委任を受けた複数の内容を 1 つの実施規程で定めることは可能か。

A：

委任を受けた内容が複数存在する場合、委任した法令の実施規程 1 つの中で定めることが可能であり、「...の実施規程に関する（法令の種類）」のフレーズを用いて記載する。

（UUP3 付属書類 II の 206）

例：

- a. ビル構造物に関する法律 2002 年第 28 号の実施規程に関する政令 2005 年第 36 号
- b. 大統領令 2014 年第 87 号（法令制定に関する法律 2011 年第 12 号の実施のための唯一の大統領令、UUP3 の実施のための政令もある）

Q219

法律から委任を受けた唯一の政令である法律の実施規程に関する政令がある場合、その法律の内容の実施である別の政令を制定することはできるか。

A：

法律により詳細を定める必要があるその他の内容がある場合、その内容はそれ以前に制定された法律の実施に関する政令の内容の追加/改正とするべき。

Q220

規制権限の委任フレーズ内の「の中で定める (diaturdalam)」と「で定める (diaturdengan)」用語の使い方の違いはどうなっているか。

A :

“dalam” と ” dengan” の違いは、UUP3 の付属書類 II の 291 及び 205 で定められている。

- a. 委任を受けた内容の一部がすでにそのポイントが委任法令に定められているが、その内容を、委任を受けた法令のみで定め下位法令でさらなる委任が認められない場合、「...に関する詳細規定は...diaturdengan (で定める)」のフレーズを用いる。
- b. 委任を受けた内容が複数あり、その内容が複数の条又は項に記載されているが法令の中で委任がなされる予定の場合、「...に関する詳細規定は...diaturdalam (の中で定める)」のフレーズを用いる。

Q221

1 つの法令を複数の法令の実施又は委任として定めることは可能か。

A :

1 つの法令は同レベルであれ上位のものであれ 2 以上の法令の実施として定めることは可能。

例 :

地方債務に関する政令 2018 年第 56 号は、国家会計に関する法律 2004 年第 1 号の第 33 条 (3) 項、中央政府と地方政府との財政均衡に関する法律 2004 年第 33 号の第 65 条及び地方政府に関する法律 2014 年第 23 号の第 302 条 (1) 項の規定を実施するものである。

II. 捜査

Q222

法律、州条例又は県/市条例内の各刑事規定は常に捜査規

定を先に置かなければならないか。

A :

法律、州条例又は県/市条例における刑事規定は、捜査規定を常に先に置かなければならないわけではない、基本的に捜査規定には省庁又は特定機関の文民捜査官に対し法律、州条例又は県/市条例違反捜査を行うための権限が記載されている。

(UUP3 付属書類 II の 218)

捜査規定を策定する際に考慮が必要なのは :

- a. 一般捜査官以外の文民捜査官に対し捜査権限の供与が本
当に必要かどうか
- b. 法律の規定違反の捜査が一般捜査官では不十分/実施で
きないのかどうか

捜査が特定/特別な専門性を必要としない場合、捜査は刑事訴訟法典に基づく一般捜査官が実施するので足る。したが

って法律の中で捜査規定を定める必要がない。

III. 取り消し

Q223

法令の取り消しはどのようにすればいいか。

A :

法令の取り消しは下記の方法で可能 :

a. 法令の規定内容全てを取り消し :

内容全てを取り消しは下記の方法で可能 :

1. 取り消しに関する法令の制定、又は

例 :

- ・ 資本市場分野の検査手順に関する政令 1995 年第 46

号の取り消しに関する政令 2019 年第 42 号

- ・ 権限を財務省から金融庁に移行する規制をする財務

大臣令を取り消すことに関する財務大臣令 No, 197/PMK

010/2018

- ・ 緊急度評価及び救急サービス費用補償手続きに関す

る健康社会保険実施庁規程 2018 年第 1 号の取り消し
に関する健康社会保障実施庁大臣令 2019 年第 1 号

2. それに替わる法令の結びの規定に記載

例 1 :

第 130 条

本法発効開始時点において、巡礼実施に関する法律
2008 年第 13 号(官報 2008 年 60 号、官報追記 4845 号)
及びその改正である巡礼実施に関する法律 2008 年第
13 号の改正に関する緊急政令 2009 年第 2 号の法律と
しての制定に関する法律 2009 年第 34 号(官報 2009 年
42 号、官報追記 5036 号) は取り消し無効となる。

例 2 :

第 5 条

本大臣令発効開始時点において、記録及び法務情報管理標準
化に関する法務人権大臣令 2013 年第 2 号(公報 2013 年 218
号) は取り消し無効となる。

b. 法令内の一部の内容の取り消し。

法令内の一部の内容の取り消しは結びの規定で定める。

例：

第7条

本政令発効時点において、運輸省で有効な非税国家収入の料金に関する政令 2000 年第 14 号（官報 2000 年 27 号、官報追記 3940 号）及びその改正である運輸省で有効な非税国家収入の料金に関する政令 2000 年第 14 号の改正に関する政令 2005 年第 27 号（官報 2005 年 56 号、官報追記 4510 号）で定められている気象地球物理庁で有効な非税国家収入の種類と料金は取り消し無効となる。

Q224

取り消しに関する法令は 2 を超える条の記載が可能か。

A：

基本的に 2 つの条の取り消し規定はアラビア数字で下記のとおり記載する：

- a. 第 1 条には法制化された法令の無効を表明する規定を記載
- b. 第 2 条には取り消し法令発効時点に関する規定を記載
(UUP3 の 227)

法令取り消しによって法的結果が生じる場合、その取り消しによる法的結果の理由に関する規範を定める必要がある。これにより取り消しに関する法令の中で 2 を超える条を記載可能。

金融システムセーフティーネットに関する緊急政令 2008 年第 4 号の取り消しに関する法律の例。この法律は下記の 3 条から構成されている：

第 1 条

金融システムセーフティーネットに関する緊急政令 2008 年

第 4 号（官報 2008 年 149 号、官報追記 4907 号）は取り消し無効となる。

第 2 条

金融システムセーフティーネットに関する緊急政令 2008 年第 4 号に基づく任務及び権限を実施するために金融システム安定化委員会が定めた決定は、引き続き正当かつ拘束力を有する。

第 3 条

本法は法制化の日から有効。

全ての人に知らしめるため、本法の法制化をインドネシア共和国官報に記載することを命じる。

IV. 法令の改正

Q225

改正する法令の法的根拠はどう書けばいいか、改正する法

令を記載が必要か。

A :

UUP3 の付属書類 II の 28 に基づき、法令の改正には下記のとおり記載する必要がある :

- a. 法令制定権限の根拠
- b. 法令制定を命じる法令

また制定される法令が改正法令の場合、改正される法令を法的根拠として記載が必要。

例 1 :

法令制定に関する法律 2011 年第 12 号の改正に関する法律
2019 年第 15 号

- 1. インドネシア共和国 1945 年憲法第 20 条、第 21 条及び第 22A 条
- 2. 法令制定に関する法律 2011 年第 12 号（官報 2011 年

82 号、官報追記 5234 号)

に鑑み

例 2 :

関税分野の過料の形での行政罰の適用に関する政令 2008 年
第 28 号の改正に関する政令 2019 年第 39 号

1. インドネシア共和国 1945 年憲法第 5 条 (2) 項
2. 関税に関する法律 1995 年第 10 号 (官報 1995 年 7
号、官報追記 3612 号) 及びその改正である関税に関
する法律 1995 年第 10 号の改正に関する法律 2006 年
第 17 号 (官報 2006 年 93 号、官報追記 4661 号)
3. 関税分野の過料の形での行政罰の適用に関する政令
2008 年第 28 号 (官報 2008 年 53 号、官報追記 4838
号)

Q226

章、部、節のタイトル、条、項、(アルファベット) 号の

改正の記載例はどのようなものか。

A :

a. 章のタイトル改正例 :

4. 第3章のタイトルを下記のとおり改正する :

第3章

組織及びメンバー構成

b. 部のタイトルの改正例 :

12. 第1部のタイトルを下記のとおり改正する :

第1部

重大な人権侵害被害者への補償

c. 節のタイトルの改正例

7. 第1節のタイトルを下記のとおり改正する :

第1節

保護マーク

d. 条の改正の例

14. 第 54 条を下記のとおり改正する：

第 54 条

- (1) 乱用者、被害者及び中毒者は更生を行う義務を負う。
- (2) (1) 項に規定の更生の実施は：
 - a 自発的、又は
 - b 法手続きを通じて

e. 項の改正の例

7. 第 14 条 (1) 項を改正し、第 14 条は下記のとおりとなる：

第 14 条

- (1) 大臣は DRPH 及び DRPH 以外に基づき国家予算内で無償支援予算を策定及び配分する。
- (2) (1) 項に規定の無償支援の策定及び分配は法令に基づき実施する。

f. 号（アルファベット）の改正の例

11. 第 10 条 (4) 項 e の規定を改正し第 10 条は下記のとおりとなる：

第 10 条

- (1) 外務大臣は第 8 条に規定の無償支援政策を指針とし、財政面を考慮しつつ、第 9 条に規定の無償支援提案の評価を行う。
- (2) (1) 項に規定の無償支援提案評価を行う上で、外務大臣は外務省、財務省、国家開発企画省/国家開発企画庁及び国家官房省を関与させた作業部会を結成する。
- (3) (1) 項に規定の評価結果に基づき、外務大臣は DRPH を策定する。
- (4) (3) 項に規定の DRPH には少なくとも下記を記載する：
 - a 無償支援受益候補者
 - b 無償支援の金額見積り
 - c 無償支援の用途
 - d 無償支援の期間、及び
 - e 活動責任者としての資金管理省庁及び/又はユニッ

ト

Q227

本文内の規範は変わらないが解説の書きぶりが変わる場合の解説の記載例はどのようなものか。

A :

例 1 :

3. 第 72 条の規定は変わらず、第 72 条の解説は条項ごとの解説に記載のとおり改正する。

例 2 :

8. 第 3 条 (2) 項の規定は変わらず、第 3 条 (2) 項 b の解説は条項ごとの解説に記載のとおり改正する。

Q228

1 つの章、部、節、条又は項を挿入する場合の記載例はどのようなものか。

A :

a. 章の挿入の場合のフレーズ例 :

14. 第 8 章及び第 9 章の間に 1 章、第 8A 章を挿入し、
下記のとおりとなる :

第 8A 章

新たな向精神薬成分

b. 部の挿入の場合のフレーズ例 :

4. 第 1 部と第 2 部の間に 1 つの部、第 1A 部を挿入し、
下記のとおりとなる :

第 1A 部

テロ犯罪被害者への補償

c. 節の挿入の場合のフレーズ例 :

5. 第 2 節と第 3 節の間に 1 節、第 2A 節を挿入し、下記
のとおりとなる :

第 2A 節

著者

d. 条の挿入の場合のフレーズ例：

13. 第 71 条と第 72 条の間に 1 条、第 71A 条を挿入し、
下記のとおりとなる。

第 71A 条

第 65 条 (1) 項に規定の法案審議がその国会議員の任期中に問題整理リストの審議に入っている場合、法案審議結果は次期国会に出し、国会、大統領及び/又は地方代表議会の合意に基づき、当該法案を再び中期国家立法計画及び/又は年次優先国家立法計画に入れることが可能。

e. 項の挿入の場合のフレーズ例：

17. 第 6 条の (2) 項と (3) 項の間に (2a) 項と (2b) 項の 2 つの項を挿入し、第 6 条は下記のとおりとなる：

第 6 条

(1) …

(2) …

(2a) …

(2b) …

(3) …

Q229

第 1 条の定義の改正で（数字）号の挿入の記載例はどのようなものか。

A :

法令の第 1 条に新たな定義又は定義の限界を追加する場合、号の挿入は下記のとおり：

第 1 条

1. . . .

2....

3....

4....

4A....

5....

6....

Q230

章とそれに伴う条の挿入の記載例はどのようなものか。

A :

章とそれに伴う条の挿入は別の数字でまとめる。

例 :

15. 第 10 章と 11 章の間に 1 つの章、第 10A 章を挿入し、

下記のとおりとなる :

第 10A 章

法律のモニタリングと見直し

16. 第 95 条と第 96 条の間に 2 つの条、第 95A 条と第 95B 条を挿入し、第 95A 条と第 95B 条は下記のとおりとなる。

第 95A 条

- (1) 法律のモニタリングと見直しは法律発効後に行う。
- (2) (1)項に規定の法律のモニタリングと見直しは、国会、地方代表議会及び政府が行う。
- (3) (1)項に規定の法律のモニタリングと見直しは、立法分野の特別な機構を通じて国会が調整する。
- (4) (2)項に規定の法律に対するモニタリングと見直し結果は国家立法計画策定における提案とすることが可能。

第 95B 条

- (1) 法律のモニタリングと見直しは、下記の 3 段階で実施する：
 - a 立案段階

b 実施段階、及び

c フォローアップ段階

(2) 法律のモニタリングと見直しに関する詳細規定は、国会規程、地方代表議会規程及び大統領令によりそれぞれ定める。

Q231

項の追加の場合の記載例はどのようなものか。

A :

例 :

第3条の規定に2つの項、(3)項と(4)項を挿入し、第3条は下記のとおりとなる。

第3条

(1)...

(2)...

(3)... (備考：追加項)

(4)... (備考：追加項)

Q232

条又は項の削除の場合の記載例はどのようなものか。

A :

UUP3 の付属書類 II の 236 に基づき、削除の場合の記載は
下記のとおり :

条削除の例 :

第 16 条を削除する。

項削除の例 :

第 18 条(2)項を削除し、第 18 条は下記のとおりとなる :

第 18 条

(1)...

(2)削除。

(3)...

Q233

1 つの条に改正する項と削除する項がある場合の記載例はどのようなものか。

A :

例 :

第 95 条(2) 項の規定を改正し、第 95 条(8) 項を削除し、第 95 条は下記のとおりとなる :

第 95 条

(1)...

(2)... (備考 : 改正項)

(3)...

(4)...

(5)...

(6)...

(7) 削除する。

(8)...

Q234

1 つの条に改正する条と改正する項の解説がある場合の記載例はどのようなものか。

A :

例 :

第 33 条(4) 項の規定はそのままで、第 33 条(4) 項の解説を条項ごとの解説に記載のとおり改正し、第 33 条(5) 項を改正し、第 33 条は下記のとおりとなる :

第 33 条

(1)...

(2)...

(3)...

(4)... (備考 : 本文の内容又は規範はそのまま)

(5)... (備考 : 本項改正)

(6)...

条項ごとの改正の記載 :

5 号

第 33 条

(1)項

十分明確である。

(2)項

十分明確である。

(3)項

十分明確である。

(4)項

「行政実施の育成及び監督」とは行政実施における県/市の地方の機構の育成と監督のこと。

(5)項

十分明確である。

Q235

本文の条又は項を削除する場合の解説の記載例はどのようなものか。

A :

例 :

3. 第 25 条を削除する。

条項ごとの解説での記載 :

3 号

第 25 条

削除する。

Q236

連続する条が改正となる場合、「○条から○条まで（1 つ 1 つの条を述べない）」のフレーズでの記載は可能か。

A :

連続する複数の条が改正となる場合、その条は 1 条ずつ記載しなければならない。

例 1 :

第 18 条と第 19 条の間に 19 の条、すなわち第 18A 条、第 18B 条、第 18C 条、第 18D 条、第 18E 条、第 18F 条、第 18G 条、第 18H 条、第 18I 条、第 18J 条、第 18K 条、第 18L 条、第 18M 条、第 18N 条、第 18O 条、第 18P 条、第 18Q 条、第 18R 条及び第 18S 条を挿入し、下記のとおりとなる。

例 2 :

a. 不適切な例 :

1. 第 5 条から第 7 条までの規定を改正し、下記のとおりとなる :

b. より適切な例 :

1. 第 5 条の規定を下記のとおり改正する :

第 5 条

...

2. 第 6 条の規定を下記のとおり改正する :

第 6 条

...

3. 第7条の規定を下記のとおり改正する：

第7条

...

Q237

緊急政令制定法の改正の場合の書きぶりはどのようなになっているか。

A：

緊急政令制定法の改正は、本文(付属書類で記載しない)に記載又は策定技術に基づき条項ごとに記載する。

Q238

改正法令の移行規定の書きぶりはどうなっているか、またどこに配置するのが正しいか、I条又はII条内？

A :

UUP3 の付属書類 II の 233 の c :

第 II 条には発効時点に関する規定を記載する。特定の場合、改正される規程の移行規定とは異なる意図で、第 II 条には改正法令の移行規定を記載が可能。

例 :

第 II 条

1. 本大臣令発効前に進行中の債務支払い義務の猶予及び破産事件は、破産管財人及び管理人へのサービス報酬の額の適用は債務支払い義務の猶予及び破産が完了するまでの間、破産管財人及び管理人へのサービス報酬に関する法務人権大臣令 2016 年第 11 号の規定が有効。
2. 本大臣令は法制化の日から発効開始となる。

Q239

数次にわたり改正されている規程の第 I 条の記載例はどの

ようなものか。

A :

UUP3 の付属書類 II の 223 に基づく :

例 :

第 1 条

下記の法律により数次にわたり改正されている、... に関する法律... 年... 号(官報... 年... 号、官報追記... 号) :

a.... 年... 号(官報... 年... 号、官報追記... 号)

b.... 年... 号(官報... 年... 号、官報追記... 号)

c.... 年... 号(官報... 年... 号、官報追記... 号)

を下記のとおり改正する。

Q240

法令は何度まで改正可能か。

A :

法令が何回まで改正可能かについての規定はない。しかし

UUP3 の付属書類 II の 237 に基づき :

法令の改正が下記の結果を招くとき :

- a. 法令の体系が変わる
- b. 法令の内容が 50%超変わる、又は
- c. エッセンスが変わる

その改正される法令は取り消し、当該問題について新たな法令として再度策定する方がよい。

UUP3 の付属書類 II の 238 :

法令が頻繁に改正され法令ユーザーが困る場合、その法令は下記の調整を行い、改正内容に応じて再編成するのが望ましい :

- a. 章、部、節、条、項、号又は項目の順序
- b. 呼称、及び
- c. 綴り、法令が旧綴りで記載の場合

Q241

法令の付属書類の特定部分のみの改正の場合の記載はどのようなになっているか。

A :

- a. 本文内の規範は改正する法令の付属書類の部の名前を明確に述べる :

本文記載例 :

- 3. 国家人権運動計画に関する大統領令 2015 年第 75 号の付属書類に記載の第 3 章 A の 4 号の規定を改正し、本大統領令と切り離すことのできない一部である付属書類 I に記載のとおりとなる。

- b. (付属書類の全体ではなく)改正する付属書類の部のみを記載した付属書類の記載例 :

国家人権運動計画に関する大統領令 2015 年第 75 号の付属

書類

2015-2019 年の国家人権運動計画

第 3 章

国家人権運動計画の策定、実施のモニタリング、評価及び 報告

A. 調整

4. 国家人権計画共同事務局の各要素の責任と任務は
下記のとおり：

- a. 法務人権分野の行政を実施する要素は、省庁、州及び
/又は県/市間における人権運動実施の調整、モニタリ
ング、確認、評価及び報告に責任を負う。
- b. 社会分野の行政を実施する要素は、省庁、州及び/又は
県/市間における障害者及びその他弱者グループの取
り扱いに関連する人権運動実施の調整、モニタリング、
確認、評価及び報告に責任を負う。
- c. 国内分野の行政を実施する要素は、各地方における人

権運動実施のために地方政府の支持を確認する責任を負う。

- d. 国家開発企画分野の行政を行う要素は、計画とおりに人権運動が実施されるようにその促進に責任を負う。
- e. 外国分野の行政を実施する要素は、国際フォーラムにおけるインドネシアの義務に基づく人権運動実施の調整、モニタリング及び報告に責任を負う。

インドネシア共和国大統領

署名

Joko Widodo

V. 緊急政令の法律としての制定又は取り消し

Q242

既に法律として制定されている緊急政令の規定の改正に関する法案名をどのように記載すればいいか。

A :

基本的に、法令案の名前の策定は、UUP3 の付属書類 II の 5 から 13 及び 230 から 238 に定める指針に従う。特に法律として制定されている緊急政令内の規定の改正法案の名前についてはまだ指針がないが、ドラフターは上述の項目を指針とするのが望ましい。

法律として制定されている緊急政令は、緊急政令が緊急政令の法律としての制定法の付属書類となっている。したがって緊急政令の法律としての制定法に関する法律の改正は、原則的には緊急政令の法律としての制定法の付属書類の改正を行うことになる。

例：

... に関する緊急政令... 年... 号の法律としての制定に
関する法律... 年... 号の改正に関するインドネシア共和
国法律... 年... 号

Q243

緊急政令制定法の改正に関する法律の本文内の規定をどの
ように記載すればいいか。

A：

例

第 I 条

テロ犯罪撲滅に関する緊急政令 2002 年第 1 号の法律として
の制定に関する法律 2003 年第 15 号(官報 2003 年 45 号、官
報追記 4284 号)のいくつかの規定を下記のとおり改正する：

1. 第 1 条の規定を下記のとおり改正する：

第 1 条

本法の中で：

1. テロ犯罪とは、本法の規定に基づく犯罪要素を満たすあらゆる行為のことである。

Q244

捜査規定は緊急政令に記載可能か。

A：

UUP3 の第 7 条と第 11 条及び憲法裁判所判決

No. 138/PUUVII/2009 に基づき、緊急政令は法律と同様の地位及び内容を有している。したがって捜査規定も緊急政令に記載が可能。

Q245

緊急政令取り消しに関する法律の本文の規定をどのように記載すればいいか。

A :

UUP3 の付属書類 II の緊急政令取り消し法案の形式に関する第 4 章 F の規定に基づき、本文の記載は下記の例のとおり、2 つの条から構成される：

第 1 条

... に関する緊急政令... 年... 号（官報... 年... 号、官報追記... 号）は取り消し無効となる（すでに発効となっている緊急政令の場合）又は差し戻しとなり無効となる（法制化されているが未発効の緊急政令の場合）。

第 2 条

本法は法制化の日から発効開始となる。

全ての人に知らしめるため、本法の法制化をインドネシア共和国官報に記載を命じる。

Q246

緊急政令取り消しに関する法律の移行規定をどのように記載すればいいか。

A :

緊急政令取り消しに関する法律の移行規定がある場合、移行規定は独自の条に配置する :

例 :

第 1 条

汚職犯罪撲滅委員会に関する法律の改正に関する緊急政令
2009 年第 4 号(官報 2009 年 132 号、官報追記 5051 号)は取り消し無効となる。

第 2 条

第 1 条に規定の緊急政令は、2010 年 3 月 3 日の国会総会決議以降無効となる。

第3条

汚職犯罪撲滅委員会に関する法律の改正に関する緊急政令
2009 年第 4 号に基づく任務と権限を実施するために汚職撲
滅委員会暫定委員長が定めた政策は、2010 年 3 月 3 日まで
引き続き正当かつ拘束力を有する。

第4条

本法は法制化の日から発効開始となる。

全ての人に知らしめるため、本法の法制化をインドネシア共
和国官報に記載を命じる。

VI. 国際条約の承認

Q247

国際条約承認に関する法律又は大統領令案の考慮事項をど
のように記載すればいいか、記載例はどのようなものか。

A :

国際条約承認に関する法律又は大統領令案の考慮事項には、インドネシア共和国 1945 年憲法の命令及び国際条約に関する法律の考慮事項に基づき、哲学的、社会的及び法的要素からなる理由を記載する。

a. 国際条約承認法の考慮事項の例：

1. インドネシア共和国憲法の冒頭に記載されているインドネシア共和国国家の目的は、インドネシアの祖国全体を保護し、公共福祉を発展させ、国民生活を向上させ、独立、恒久平和及び社会正義に基づく世界秩序の実施に参加すること、
2. 地球の温度上昇による気候変動は人類と地球にとってますます深刻な脅威となっており、より効果的な国家間協力が必要であること、
3. 気候変動の進行を制御する取り組みにおいて、インドネシア政府は、2015 年 12 月 12 日にフランスのパリで国際社会のメンバーとともに COP21 を通じてパ

リ協定を採用し、アメリカのニューヨークで 2016 年 4 月 22 日に承認署名のフォローアップを行ったこと、

4. 国際条約に関する法律 2000 年第 24 号の第 10 条の規定及び気候変動に関する国連のパリ協定の第 20 条に基づき、c に規定の批准の承認を法律により行うこと、

5. a, b, c, d を考慮し、気候変動に関する国連のパリ協定承認に関する法律を制定する必要があること、を考慮し

b. 国際条約承認の大統領令の考慮事項の例：

1. 自由かつ積極政治に基づく外交関係は、インドネシア共和国 1945 年憲法の冒頭部分、すなわち独立、恒久平和及び社会正義に基づく世界秩序の実施に参加する、というインドネシア共和国統一国家の目的の具現の一つであること(哲学的要素)
2. インドネシア共和国とミクロネシア連邦の外交旅券

及び公用旅券保持者の入国アクセスを促進することで互恵的な二国間関係の強化を行うために、インドネシア共和国政府とミクロネシア連邦政府は、2018年7月18日にインドネシアのボゴールで外交旅券及び公用旅券保持者の査証免除に関する承認に署名をしたこと(社会的要素)

3. bに規定の承認は、発効法の根拠として大統領令で承認が必要であること(法的要素)

4. a, b, cを考慮し、外交旅券と公用旅券保持者の査証免除に関するインドネシア共和国政府とミクロネシア連邦政府との合意承認に関する大統領令を定める必要があること、

を考慮し

Q248

国際条約承認に関する法律又は大統領令の法的根拠はどのように記載すればいいか。

A :

- a. 国際条約承認法の法的根拠は、国際条約採択に関する法律制定権限を与えているインドネシア共和国 1945 年憲法の規定と国際条約に関する法律を記載する。

UUP3 の付属書類 II の 28、29、30、31、32 及び 33 に留意する。

例：承認に関する法律

1. インドネシア共和国 1945 年憲法の第 5 条(1)項、第 11 条、第 20 条及び第 28H 条(1)項
 2. 国際条約に関する法律 2000 年第 24 号(官報 2000 年 185 号、官報追記 4012 号)
- に鑑み

- b. 国際条約承認に関する大統領令の法的根拠は、国際条約採択に関する大統領令制定権限を与えているインドネシア共和国 1945 年憲法の規定と国際条約に関する法律を記載する。

UUP3 の付属書類 II の 28 及び 38 に留意する。

例：承認に関する法律

1. インドネシア共和国 1945 年憲法の第 4 条(1)項
2. 国際条約に関する法律 2000 年第 24 号(官報 2000 年 185 号、官報追記 4012 号)
3. 命じている法律(あれば)

に鑑み

Q249

批准済みの国際条約が変更となる場合、国際条約を批准した法律又は大統領令を改正するのかそれとも新たな法律又は大統領令を作らなければならないのか。

A：

- a. 法律又は大統領令で批准済みの国際条約が変更となった場合、新たな国際条約批准のための法律の制定又は大統領令の決定を行う。
- b. 考慮事項の中で法的要素として前の法律又は大統領令を

記載する

例：

- a. ASEAN-ChinaCentre の設立は、インドネシア共和国 1945 年憲法の冒頭にあるインドネシア政府が国際協力において積極的役割を果たすというコミットメントの具現として、インドネシアと ASEAN 加盟国及び中華人民共和国政府との経済、社会及び文化協力を強化するために戦略的役割を有していること
- b. 2017 年 8 月 6 日にフィリピンのマニラで、インドネシア共和国政府は、経済、社会文化協力及び Asean-China Centre 組織構成の強化を目的に、ASEAN 加盟国と中華人民共和国政府代表団との協議の結果として *Memorandum of Understanding on Establishing the ASEAN-China Centre between the Governments of the Member States of the Association of Southeast Asian Nations and the Government of the People's Republic of China* (ASEAN 加盟国政府と中華人民共和国政府との Asean-China Centre 設立に関する MoU) の署名

をしたこと

c. 国際条約に関する法律 2000 年第 24 号の第 11 条(1)項の規定に基づき、b に規定の覚書の承認を大統領令により行うこと

d. a, b, c を考慮し、*Memorandum of Understanding on Establishing the ASEAN-China Centre between the Governments of the Member States of the Association of Southeast Asian Nations and the Government of the People`s Republic of China*

(ASEAN 加盟国政府と中華人民共和国政府との Asean-China Centre 設立に関する MoU) の承認に関する大統領令を定める必要があること

を考慮し、

1. インドネシア共和国 1945 年憲法第 4 条(1)項
2. 国際条約に関する法律 2000 年第 24 号(官報 2000 年 185 号、官報追記 4012 号)

に鑑み

Q250

国際条約承認に関する法律又は大統領令の本文はどのように記載すればいいか。

A :

UUP3 の付属書類 II の 240 に基づき、国際条約承認に関する法律の本文は基本的には 2 つの条から構成され、下記のとおりアラビア数字で記載する :

- a. 第 1 条には国際条約承認について記載し、原文の写しとそのインドネシア語翻訳が添付されている旨を表明
- b. 第 2 条には発効開始時点の規定を記載

多国籍条約の場合の例 :

第 1 条

(1) ... (採択する国際条約の原語、それに続いてインドネシア語の翻訳) 条約を承認する。

(2)．．．（採択する国際条約の原語、それに続いてインドネシア語の翻訳）条約の原文の写しは、．．． に関する．．． 条を留保であり、英語とインドネシア語翻訳は本法と切り離すことのできない一部である付属書類に記載のとおり。

第 2 条

本法は法制化の日から発効開始となる。

全ての人に知らしめるため、本法の法制化をインドネシア共和国官報に記載を命じる。

d. 法令の言語

I. 言語

Q251

「wajib」「harus」「dilarang」「dapat」の語を使用する規範の違いは何か。

A :

a. UUP3 の付属書類 II の 268

「wajib (義務を負う)」の語は、義務が定められていることを表明するために使われる。その義務が果たされない場合、当事者には行政罰、民事罰、刑事罰その他の罰が適用される。

例 :

インドネシア領域の出入りを行う各人は、正当化かつまだ有効な渡航書類を所持する義務を負う。

b. UUP3 の付属書類 II の 269

「harus (しなければならない)」の語は、特定の条件の充足を表明する場合に使われる。これを充足しない場合、当事者はその条件を満たしていれば得られるべきものを得ることができない。

例 :

第 5 条 (1) 項に規定の公認会計士となるための許可を得るためには下記の要件を満たさなければならない：

- a. 正当な公認会計士試験合格証明書を保有
- b. 第 3 条に規定のサービス提供実務経験を有する
- c. インドネシア共和国統一国家領域内に所在
- d. 納税者番号を保有
- e. 公認関係し許可の取り消しの形での行政罰を受けたことがない
- f. 懲役 5 年以上の刑となる犯罪を行い、確定判決を受けたことがない
- g. 大臣が定める公認会計士協会のメンバーである、及び
- h. 恩赦中ではない

c. UUP3 の付属書類 II の 270

「dilarang (禁じられる)」の語は違反の存在を表明するときに使われる。

禁止すなわち何かをしないための一般義務のこと。

禁止規定を犯した場合、行政罰、民事罰、刑事罰又はその他の罰の形で制裁が適用される。

例：

各人は公共住宅を他者に貸したり所有権を譲渡することが禁じられる。

d. UUP3 の付属書類 II の 267

「dapat（可能）」の語は、人又は組織に対し与えられた権限の裁量的性質を表明するためのもの。

例：

法令案は国会及び大統領が共同審議する前に差し戻しが可能。

Q252

法令における役職名の記載はどのようなになっているか。

A :

規範内の役職名は語の最初を大文字で記載。UUP3 の付属書類 II の 245 の g には次のように述べられている :

「定義、定義の限界を与えられている語、フレーズ又は用語、役職名、職業名、政府/行政機関名及び法令と法令案の種類は規範内で、大文字で記載する。」

Q253

国家、機関、庁、組織、文書の名称の大文字の使用はどうなっているか。

A :

国家、機関、庁、組織、文書の名称の大文字は各語の初めの文字に利用。

この規定は、di, kedari, dan, yang, untuk のような機能後を除き、国家、機関、庁、組織、文書の名称完全な繰り

返し形態の全ての要素にも有効。

例：

Republik Indonesia（インドネシア共和国）

Dewan Perwakilan Rakyat Republik Indonesia（インドネシア共和国国会）

Ikatan Ahli Kesehatan Masyarakat Indonesia（インドネシア公衆衛生専門家協会）

Peraturan Presiden Nomor 16 Tahun 2010

tentang Penggunaan Bahasa Indonesia

dalam Pidato Presiden dan/atau Wakil

Presiden serta Pejabat Lainnya（大統領及び/又は副大統領及びその他の官吏の演説におけるインドネシア語使用に関する大統領令 2010 年第 16 号）

Perserikatan Bangsa-Bangsa（国際連合）

Kitab Undang-Undang Hukum Pidana（刑法典）

II. 語又は用語の選択

Q254

詳細を用いる場合に適したフレーズは terdiridari かそれとも terdiriatas か。

A :

法令の詳細記載に適しているのは、英語の consist of の訳語である teridiriatas である。

Q255

paling lama と paling lambat のフレーズの違いは何か。

A ; ” paling lama (最長) ” は時間単位の最大の期間を表明するときに使われる。

第〇条

本法の実施規程は、本法法制化から最長 1 年で定めること。

例 2 :

第〇条

大統領は国会からのレター受理から最長 60 日以内に国会と法案審議を行う。

“paling lambat (遅くとも)” のフレーズは、期限を表明する場合に使う。

例 :

事業許可申請書は遅くとも 2011 年 6 月 22 日までに工業局に提出する。

Q256

Mutatis mutandis (準用する) という用語はどういう意味か。

A :

Mutatis mutandis とは、同様の事項は基本的に同様に有効

だが必要な場合に変更が可能の旨を表明した事項の規制に対して使われる技術である。

Mutatis mutandis とは、変更する又は変更の意味のラテン語の” mutare” に由来している。” mutatis” の語と” mutandis” の語は、” mutare” の語の分詞である。” mutatis” の語は、「変更済み」の意味の過去完了分詞であり、” mutandis” の語は「変更予定」の意味の未来完了分詞である。” mutatis mutandis” の用語は「実施すべき改正を考慮又は認める」の意味(taking into consideration or allowing for the changes that must be made)であり” mutatis mutandis” の適用は、ある事項に有効なものが必要な変更によりその後定められる事項に対しても有効な規制に対し実施が可能。(Brian David Mogck, Writing to Reason: A Companion for Philosophy Students and Instructors, 2008)

別の解説としては、mutatis mutandis は necessary

changes having made（必要な変更がすでになされた）又は with necessary changes in point of details, meaning that matters or things are generally the same, but to be altered when necessary（詳細に関して必要な変更により、基本的に述べている事項は同じだが必要な場合に変更という意味）。

Mutatis mutandis は法令策定技術の中で使われている。例として大統領令 2014 年第 87 号の第 63 条は：「第 45 条から第 54 条に規定の法案準備手順に関する規定は政令案策定手順に対しても準用されるとしている。ただし第 51 条（2）項 a の「これは省庁間委員会の設立、省庁間委員会会議及び法案コンセプトハーモナイゼーションに関する規定（アカデミックペーパーに関する第 51 条（2）項 a を除き）が政令案策定手順にも有効であるという意味である。

Mutatis mutandis 技術は、それ以前の条に述べられた規範が以降の条でまた必要な場合、繰り返しやその事項につい

て詳細を説明した規範の策定が起こらないようにすることを意図している。それにより法規範の構成はよりシンプルとなり、以降の条で必要であっても既にある条の繰り返しはないのである。

例：

第 31 条

第 24 条から第 29 条に規定の政令策定立案に関する規定は、大統領令策定立案に対しても準用される。

Q257

ある法令が他の法令より特別な性質であるというのはどのように定めるか。

A：

「特別な」性質の法令の内容を掲げる又は「一般的な」性質の法令と比べることで、

同類かつ特別なものは、

- a. 一般的な規定を排除
- b. 一般的な規定を除外、又は
- c. 一般的規範を補完するがその一般規定にある原則に基づ
いている

例：

- a. 民法典及び商法典
- b. 税務総則法及びその派生法
- c. 司法権限法及びその派生法

III. 準拠技術

Q258

準拠は当該条又は項の後にある条又は項に可能か。

A：

準拠は当該条又は項以降に配置された条又は項に対し実施
できない。

これは当該条又は項以降に配置された条又は項への準拠を避けることを述べた UUP3 の付属書類 II の 279 に基づいている。

Q259

箇条書きの規範が記載された条の規定の準拠の記載例はどのようなものか。

A :

例 :

第 5 条 (1) 項 a の 1 号の a) の 1) に規定の...

出典

法令

1. 法令制定に関する法律 2011 年第 12 号及びその改正である法律 2011 年第 12 号の改正に関する法律 2018 年第 15 号
2. 法令制定及びその育成における法令ドラフターの参加に関する政令 2015 年第 59 号
3. 法令制定に関する法律 2011 年第 12 号の実施規程に関する大統領令 2014 年第 87 号
4. インドネシア共和国官報、官報追記、公報及び公報追記での法令の法制化手順に関する法務人権大臣規程 2015 年第 16 号
5. 法令案コンセプトのハーモナイゼーション手順と手続きに関する法務人権大臣規程 2015 年第 20 号
6. 法令ドラフターによる地方で制定された法令案のハーモナイゼーションに関する法務人権大臣規程 2018 年第 22 号
7. 法令ドラフターによる大臣規程案、省以外の政府機関規

程案又はライン外組織規程案のハーモナイゼーションに
関する法務人権大臣規程 2018 年第 23 号

著書

Ekatjahjana, Widodo, dkk. 2016. *Panduan Penanganan Pengujian Undang-Undang di Mahkamah Konstitusi oleh Pemerintah*. Jakarta:Hanns Seidel Foundation.

「政府による憲法裁判所での法律審査処理指針」

Goesniadhie, Kusnu. 2006. *Harmonisasi Hukum*. Surabaya.

「法的ハーモナイゼーション」

International Cooperation Department (ICD) Research and Training Institute Ministry of Justice Japan. *Workbook of Legislative Duties (Waakubukku Housei Shitsumu)*. Japan:Gyosei Corp.

Mogck, Brian David. 2008. *Writing to Reason: A Companion for Philosophy Students and Instructors*. John Wiley and Sons.

Penyusun, Tim. 2010. *Pengharmonisasian, Pembulatan dan*

Pemantapan Konsepsi Rancangan Peraturan Perundang-undangan. Jakarta:UNDP.

「法令案コンセプトのハーモナイゼーション」

Setiadi, Wicipto. 2009. Sanksi Administratif sebagai Salah Satu Instrumen Penegak Hukum dalam Peraturan Perundang-undangan. *Jurnal Legislasi Indonesia*. Vol. 6 No. 4:603-614

「法令における法の執行の一つの手段としての行政罰」

Soeprapto, Maria Farida Indrati. 2007. *Ilmu Perundang-undangan: Jenis, Fungsi, Materi Muatan jilid 1.* Jakarta:Kanisius.

「法令学：種類、機能、内容 第1巻」

Soeprapto, Maria Farida Indrati. 2007. *Ilmu Perundang-undangan: Proses dan Teknik Pembentukannya Jilid 2.* Jakarta:Kanisius.

「法令学：制定プロセス及び技術 第2巻」

Sudarto. 1987. *Hukum Pidana 1.* Semarang:Badan Penyediaan Bahan-Bahan Kuliah Fakultas Hukum Universitas

Diponegoro.

「刑法 1」

Zafrullah Salim, Legislasi semu (Pseudowetgeving)

<http://www.djpp.kemenkumham.go.id/htn-dan-puu/1299-legislasi-semu>.

Directives of Legislation, Instructions for regulatory drafters, as established by decision of the Prime Minister of the Netherlands in accordance with the Council of Ministers of 18 November 1992 and amended in 1995, 1996, 1998, 2002, 2005 and 2008